

第3期都城市地域福祉計画 中間見直し版



令和5年4月
都 城 市

第3期地域福祉計画中間見直し版の策定に向けて

本市では、「自然とふれあい、人を思いやり、共に支え合うまち」「安心して健康にずっと暮らしつづけたい“ふくしのまち”都城」を基本理念とした第3期地域福祉計画を令和2年度に策定し、この計画に基づいて市民と地域、各種法人や企業、社会福祉協議会や行政といった多様な主体による取組を実践してから3年が経過しました。



この期間、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、医療体制のひっ迫、社会経済活動の停滞、社会的孤立や生活困窮者の増加など、我が国は未曾有の危機に直面することとなりました。

また、我が国の再犯率は年々増加傾向にあり、コロナ禍の影響が少なからずその背景にあることは想像に難くありません。県内においては、高齢者や障がい者の再犯率が高い水準で推移している現状から、再犯防止と福祉的支援の関係性は非常に重要であるといえます。

さらに近年では、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯が生活課題を抱える「8050問題」や、本来大人が担うと想定されている家事や家族介護などを担う子どもたち（ヤングケアラー）の問題など、複雑化・複合化した新たな課題が生じています。

このような社会的変化を背景として、本市では第3期地域福祉計画の中間評価に併せ、「コロナ禍の影響を踏まえた進捗管理と評価」「罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援するための再犯防止推進計画の策定」「分野を超えた相談支援や地域づくりの体制を整えるための重層的支援体制整備事業実施計画の策定」の3点を骨子とした第3期地域福祉計画中間見直し版を策定しました。

今回の見直しにより、制度や分野ごとの縦割りや、支え手受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が広がっていくものと考えています。市民・地域のあらゆる組織の方々と協働し、地域福祉を推進してまいりたいと考えておりますので、今後も引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案をいただきました都城市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、パブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和5年4月

都城市長

池田 直永

都城市の地域共生社会の実現に向けた「道標」

この度、第3期地域福祉計画中間見直し版が策定されました。この計画は、この間の社会福祉をめぐる情勢の変化を踏まえて、令和2年3月（2020年）に策定された第3期都城市地域福祉計画の見直しを行い、策定されたものです。

この間、社会的孤立はますます深刻化し、介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複合的な課題を抱えた世帯の問題や制度のはざまにおかれる人の課題が顕在化する中で、既存の制度を横断化し、支援を重ねて誰一人取り残されない地域共生社会の実現を目指した包括的な支援体制を構築していくことが求められています。この体制を実現していくために、令和3年（2020年）に施行された社会福祉法の改正では、重層的支援体制整備事業が法制化され、包括的な支援体制の構築を地域福祉計画に位置付けて推進することが明記されました。

都城市では、こうした変化に対応すべく、いち早く重層的支援体制整備事業の本格実施に踏み出しました。このことを踏まえ、中間見直し版では、重層的支援体制整備事業の実施体制について検討を重ね、都城市における地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を計画的に推進するための内容を盛り込みました。また、本計画では、平成28年（2016年）12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定された再犯防止推進計画の内容も盛り込んでいます。犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱える方々の支援には、まさに包括的な支援が必要とされるからです。

ところで、いくら立派な計画ができたとしても、計画はあくまで計画であって、それを実施していかなければ意味がありません。策定委員会では、多様な活動に取り組む皆さんがまさに分野を超えて、知恵を出し合ってきました。地域共生社会の実現に向けては、行政が計画の推進の中心になることはもちろん、多くの皆さんの力を重ねていくことが重要です。この計画がその確かな「道標」になることを切に願っています。

最後になりましたが、計画策定にあたって積極的にご協力いただきました市民、関係機関・団体の皆様、そして策定過程で課題解決に向けて常に前向きにご議論いただきました委員の方々に心より感謝を申し上げます。



令和5年4月

都城市地域福祉計画策定委員会
委員長 永田 祐
(同志社大学 社会学部 教授)

計画の推進にあたって

平成15年に都城市地域福祉計画が策定されてから社会状況も大きく変わりました。高齢世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、高齢の親がひきこもりの50代の子を支えるという（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う（ヤングケアラー）、世帯全体が孤立している状態（多頭飼育、ごみ屋敷）等、人々の暮らしの中での課題が複雑化・多様化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症により、人との接触や関わり方が制限されるようになりました。



そのような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。その実践として、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月より始まり、都城市においても令和4年4月より同事業を実施しています。

今後は、地域の絆がますます重要となり、地域でのコミュニティ活動を通じ、日頃から顔の見える関係づくりを継続して行うことが大切です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけではなく、地域住民主体の地域福祉活動、地域、専門職、行政が垣根を越えて連携していくことが不可欠です。

都城市社会福祉協議会は、第4次都城市地域福祉活動計画（令和3年策定）の中で、「みやこんじょ社協職員像～ハート・アクション・コミュニティ～」を掲げました。この職員像を胸に、これからも地域住民や行政と共に第3期都城市地域福祉計画の推進に邁進してまいります。

ハート・アクション・コミュニティ。

都城市社協職員は、あたたかく、熱く、気高く、躍動し、俯瞰的に、専門的に、夢を持って、地域に出向きます。私たちは、意識を高く、情熱を持ち、人の「心（ハート）」に熱く語りかけます。心を動かすことで、人が「行動（アクション）」するよう、仕掛けます。1人の一步を100人に広げ、やがて「地域（コミュニティ）」を動かします。地域がいきいきと輝くときに、「じょじょんよかところ みやこんじょ」になることを願って。

令和5年4月

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

会長 島津 久友

《目 次》

第1章 計画見直しの背景と意義	1
1 地域福祉計画の中間見直しの骨子	2
(1) 第3期地域福祉計画の策定	2
(2) コロナ禍の影響を踏まえた進捗管理と評価	6
(3) コロナ禍における再犯防止推進の必要性	7
(4) コロナ禍における重層的支援体制整備の必要性	8
(5) 計画の位置づけ及び期間	9
第2章 本市の現状	11
1 本市の状況	12
(1) 人口	12
(2) 高齢者	13
(3) 子ども	15
(4) 障がい者	16
(5) 生活困窮者	17
(6) 都城市市民意識調査結果	19
第3章 取組の進捗状況と評価	21
評価の方法	22
1 基本方針1『分野を超えてみんなで支える体制づくり』	22
1.1 相談窓口の充実	22
1.2 包括的な支援体制の仕組みづくり	25
1.3 分野を超えたサービスの推進	27
1.4 ソーシャルワーク等人材の専門性向上	29
1.5 社会福祉協議会の組織基盤の強化	30
2 基本方針2『共に支え合うお互い様の地域づくり』	32
2.1 地域福祉の応援団の確保	32
2.2 地域でつながる機会の充実	34
2.3 生活困窮者支援の充実	39
3 基本方針3『一人ひとりを支える基盤づくり』	42
3.1 社会参加の機会の確保・創出	42
3.2 社会福祉法人の地域における取組の推進	45
3.3 子どもがいきいきと成長できる環境	46
3.4 「その人らしく」生きるための支援	48
3.5 多様な地域生活課題への対応	51
4 地域の取組の進捗状況	54

第4章 都城市再犯防止推進計画	57
1 計画策定の趣旨等	58
(1) 趣旨・目的	58
(2) 再犯防止推進計画の位置付け(再掲)	59
(3) 再犯防止施策の対象者	60
2 再犯防止を取り巻く状況	61
(1) 全国における再犯を取り巻く状況	61
(2) 宮崎県における再犯防止を取り巻く状況	63
(3) 本市における犯罪等を取り巻く状況	72
3 重点課題	75
(1) 国の再犯防止推進計画における重点課題	75
(2) 本市の再犯防止推進計画における重点課題	76
4 再犯防止施策の取組内容	77
(1) 就労・住居の確保	77
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進	78
(3) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	79
5 再犯防止推進計画の進捗管理・評価	81
第5章 都城市重層的支援体制整備事業実施計画	82
1 計画策定の趣旨等	83
(1) 趣旨・目的	83
(2) 市内15地区の地域活動の状況	83
(3) 重層的支援体制整備事業の概要	85
(4) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け	86
(5) 本市における地域共生社会の実現に向けた取組について	87
2 重層的支援体制整備事業の実施体制	89
(1) 包括的相談支援事業	89
(2) 地域づくり事業	92
(3) 新たな機能	94
3 重層的支援会議の実施について	96
4 支援会議の実施について	97
5 重層的支援体制整備事業の推進体制	99
6 重層的支援体制整備事業の進捗管理・評価	100
【資料編】	101
1 施策の柱ごとの取組についての評価	102
2 地域福祉計画中間見直し版策定までの経過	109
3 都城市地域福祉計画策定委員会名簿	110
4 都城市地域福祉計画策定ワーキンググループ名簿	111
5 用語説明(本文中の用語「※」についての説明)	112

第1章 計画見直しの背景と意義

1 地域福祉計画の中間見直しの骨子

(1) 第3期地域福祉計画の策定

《地域生活課題※の状況》

本市では、「市民一人ひとりが安心して健康で暮らせる地域」を実現するために、地域の福祉課題やそのニーズに即した公的サービスの提供に加え、そこでまかないきれない部分を多くの市民や福祉関係団体、NPO法人などが協働して、地域の支援体制の拡充に努めてきました。また、福祉分野別にそれぞれの専門的な相談体制の整備、充実に努めてきました。

しかしながら、ひきこもりや子育てに悩む家庭の孤立、高齢化や単身世帯の増加による孤独死、子どもや障がい者、高齢者への虐待など、地域生活課題の複雑化・複合化がみられ、また、現役世代の減少による社会の担い手不足が問題となっています。さらに、生活様式や価値観の変化に伴い、人間関係や地縁関係が希薄化することで、自治公民館の加入率が減少するなど、地域の活力が減退している状況となっています。

《地域福祉に求められるもの》

このような私たちの暮らしや社会構造の変化を踏まえ、子どもも障がい者も高齢者もあらゆる地域の住民が、それぞれに大きい問題から些細な問題まで様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域づくりが必要です。また、地域では、住民の結びつきを密にして「支えられる側」「支える側」に固定するのではなく、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく、地域共生社会の実現が求められています。

《地域福祉とは》

この考えを基に、あらゆる住民が、地域の課題を自ら把握し、主体的にそれに目を向け、解決に取り組むために、地域住民の力や地域の関係する事業者等と連携して、行政による支援も活用しながら実践していく「協働」の取組が地域福祉です。

地域福祉は、社会福祉法の第1条において「地域における社会福祉の推進を図る」と明文化されています。

《地域福祉計画とは》

地域福祉計画は、平成30(2018)年4月施行の改正社会福祉法により策定が努力義務化され、下記の必要的記載事項が追加されたとともに、令和3年(2021)年4月の改正社会福祉法により包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業の実施の有無に関わらず記載すべきと改正されました。

- ① 地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 福祉サービスの適切な利用の推進
- ③ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ④ 地域福祉活動への住民参加の促進
- ⑤ 包括的な支援体制の整備

《第3期地域福祉計画》

これらの背景を踏まえ、本市では、「自然とふれあい、人を思いやり、共に支え合うまち」「安心して健康にずっと暮らしたげたい“ふくしのまち”都城」を実現するために、令和2年3月「第3期地域福祉計画」を策定しました。

第3期地域福祉計画は令和2年度から令和6年度までの5年計画として策定し、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の考え方に基づいて、今回、3年目の中間評価を行うこととしました。

◆第3期地域福祉計画の基本理念及び基本方針

基本理念

自然とふれあい、人を思いやり、共に支え合うまち
安心して健康にずっと暮らしたげたい
「“ふくしのまち”都城」

第2次都城市総合計画に掲げる本市の目指すまちの姿「市民が主役のまち」、「ゆたかな心が育つまち」に沿って、本市の地域福祉に関する課題解決の目標も踏まえ、基本方針を設定し、施策を具体的に推進していきます。

基本方針

分野を超えてみんなで支える体制づくり

共に支え合うお互い様の地域づくり

一人ひとりを支える基盤づくり

◆第3期地域福祉計画の施策の体系





(2) コロナ禍の影響を踏まえた進捗管理と評価

《コロナ禍の影響》

本計画の取組を評価するに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響は避けては通れないものとなりました。

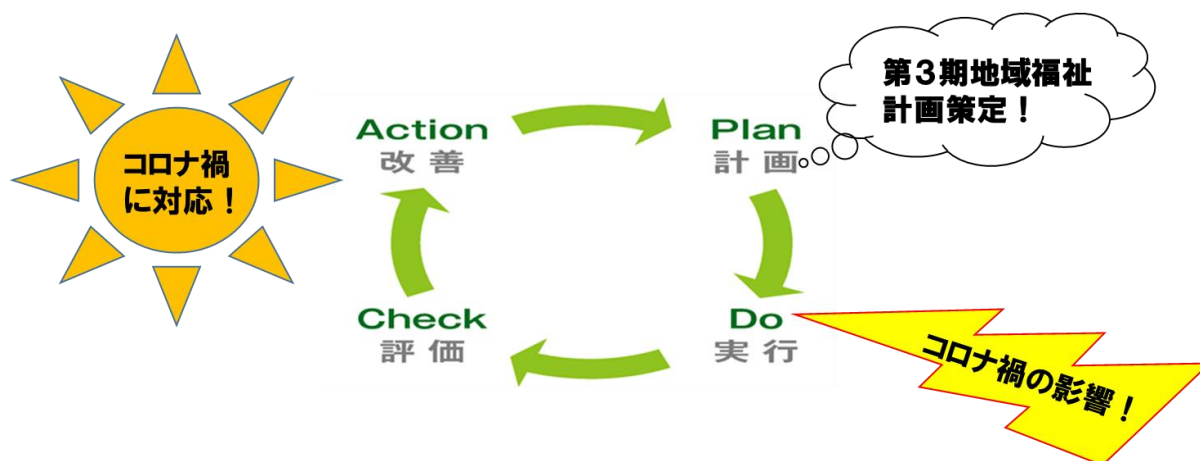
令和2年度の計画期間がスタートしてからというもの、これまで当たり前に行われていた地域活動や行事は、感染拡大防止の観点から自粛、中止を余儀なくされてきました。地域のつながりの希薄化が叫ばれている昨今でしたが、コロナ禍がその状況に拍車をかける形となってしまいました。

相談場面においては、従来実施していたアウトリーチ（訪問）による支援が困難となり、相談者の生活実態の把握がしづらい状況が発生しています。また、生活困窮に係る課題は著しい広がりを見せ、これまで生活困窮などに縁のなかった人達が相談に訪れるなど、従来の相談者層とは異なる対応を求められる場面も増えてきました。さらには、相談支援機関のネットワーク構築のための会議等についても開催が難しくなるなど、連携強化の取組が阻害される要因となりました。

その一方で地域では、コロナ禍でもできることがあるのではないかと、コロナ禍だからこそできることがあるのではないかとといった視点に立ち、新たな取組に向けた動きも見えてくるようになりました。また、相談場面においても、これまで以上に連携の重要性が認識されるようになり、オンラインでの会議を開催するなど、ネットワーク構築のための新たな手法が実践されるようになりました。

《計画の進捗管理と評価》

今回の計画の取組指標に係る評価については、このようなコロナ禍の影響を踏まえて評価・考察を行うものとし、必要に応じて取組指標の修正等を行います。



(3) コロナ禍における再犯防止推進の必要性

第3期地域福祉計画においては、多様な地域生活課題への対応に関する施策として、「再犯防止対策の推進と関係機関との連携」を掲げています。

この背景には、我が国における刑法犯の認知件数及び検挙人員は減少傾向にある中、再犯者の割合は増加しているという現状があります。法務省の令和3年版犯罪白書では、昨年刑法犯で検挙された人のうち、再犯者の割合を示す「再犯者率」は年々増加傾向にあり、令和2年には49.1%とこれまでで最も高い水準になったことが示されています。このことは、コロナ禍によって生じた社会経済活動の悪化による就職難や、地域社会の受け入れ体制に余力がないこと、相談支援機関がひっ迫し対応困難になるなど、少なからずコロナ禍の影響を受けていることは想像に難くありません。

地域共生社会の実現は、誰一人取り残さない地域づくりを目指すものであり、特に地域社会から孤立し、社会復帰に課題を抱えやすい再犯者等に対しては、より重点的な施策を計画していく必要があります。

このような背景から、今回、この地域福祉計画の中間見直しに当たり、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画を包含するものとして位置づけるものです。

◆再犯防止推進法（関係条文抜粋）

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) コロナ禍における重層的支援体制整備の必要性

コロナ禍は地域活動や相談支援場面において様々な影響を及ぼしました。交流機会の減少による孤立、在宅の時間が増えたことによる家族関係の悪化や負担の増加、就労難を抱える外国籍の方の困窮課題など、新たな地域生活課題が顕在化しています。また、これまで支える側として活躍してきた地域活動の実践者や相談専門職の疲弊感は増大し、必要な支援を実施することが難しくなるなどの悪循環を招く状況もみられています。こうした状況は、まさに地域共生社会の実現に向けて大きな障壁になっているといえます。

この未曾有の課題に対応するためには、地域における住民同士のケア・支え合う関係性を育む視点、相談場面においては相談者の属性、世代、内容にかかわらず包括的に受け止める支援体制、制度の狭間の支援策や社会資源の調整・開発などが必要です。

このような取組を推進する手法として、令和3年4月の改正社会福祉法において「重層的支援体制整備事業」が位置づけられ、本市では令和4年4月から同事業を実施しています。再犯防止推進計画同様に、この地域福祉計画の中間見直しに併せて、社会福祉法第106条の5第1項に基づく、重層的支援体制整備事業実施計画を包含するものとして位置づけるものです。

◆社会福祉法（関係条文抜粋）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

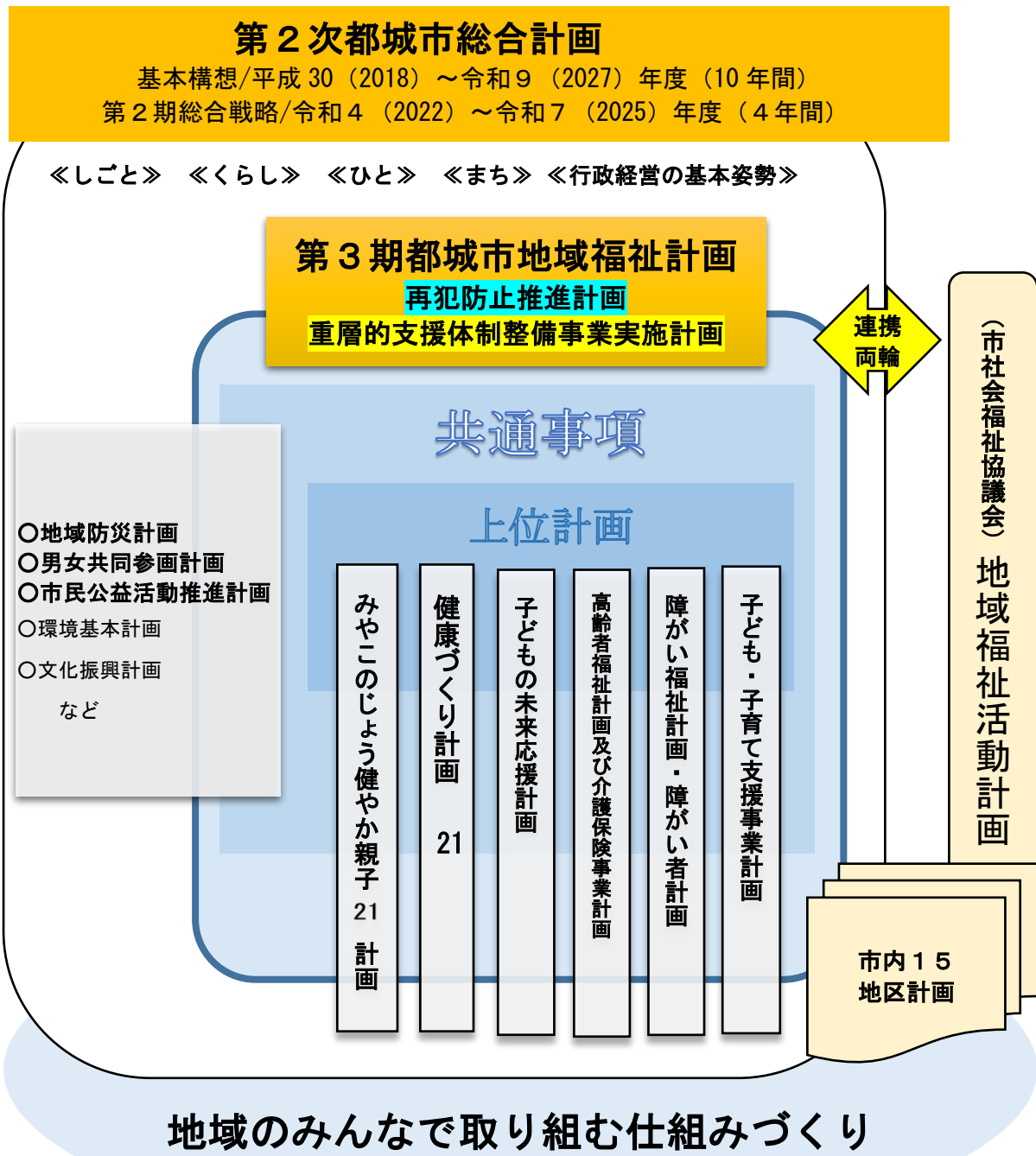
- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(5) 計画の位置づけ及び期間

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、子どもの分野、障がい者の分野、高齢者の分野等の主に福祉に関する計画において共通して取り組むべき事項を記載する上位の計画であるため、各分野別の計画における理念やしくみと整合性を図っています。

また、本計画は、地域を基盤とする支援体制を一体的・重層的に活用する必要があるため、今回の見直しに伴い、本計画では、各分野別の計画では盛り込めない課題についても、行政だけでなく地域住民の力や地域の関係する事業者等との協働による取組において解決を目指します。さらに、保健、医療及び生活関連分野とも調和を図りながら連携して取り組んでいきます。

◆地域福祉計画の位置づけ（イメージ）



第1章 計画見直しの背景と意義

《第3期地域福祉計画の期間》

第3期地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。また、施策の進捗状況など確実に進行管理するため、3年目に見直しを行い、今後の社会情勢等の変化があった場合にも必要に応じ見直しを行います。

◆関連計画の期間

計画名	年度	(H28) 2016	(H29) 2017	(H30) 2018	(R1) 2019	(R2) 2020	(R3) 2021	(R4) 2022	(R5) 2023	(R6) 2024	(R7) 2025	
都城市総合計画「基本構想」		2018～2027(10年)第2次口										
都城市総合計画「総合戦略」口									2022～2025(4年)			
都城市地域福祉計画		2010～2019(10年)第2期				2020～2024(5年)第3期						
都城市障がい者計画						2020～2023(4年)第4期						
都城市障がい福祉計画								2021～2023(3年)第6期				
都城市自殺対策行動計画					2019～2023(5年)第2期口							
都城市子ども・子育て支援事業計画						2020～2024(5年)第2期						
みやこのじょう子どもの未来応援計画							2021～2024(4年)第2期					
都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画								2021～2023(3年)第8期				
みやこのじょう健康づくり計画21		2014～2023(10年)第2次										
みやこのじょう健やか親子21計画		2015～2024(10年)第2次										

◆市社会福祉協議会の地域福祉活動計画

計画名	年度	(H28) 2016	(H29) 2017	(H30) 2018	(R1) 2019	(R2) 2020	(R3) 2021	(R4) 2022	(R5) 2023	(R6) 2024	(R7) 2025
都城市地域福祉活動計画		2016～2020(5年)第3次					2021～2025(5年)第4次				

第2章 本市の現状

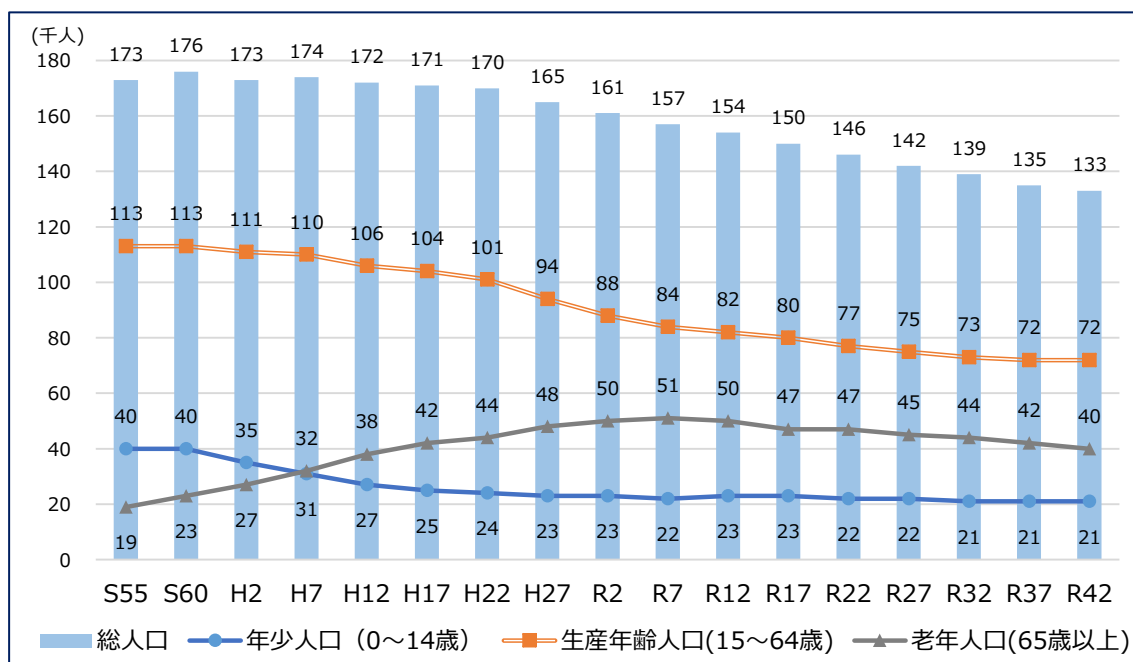
1 本市の状況

(1) 人口

令和2(2020)年に、本市が独自に推計した人口ビジョンでは、令和42(2060)年の本市の総人口を概ね13万3千人と推計し、令和12(2030)年までに段階的に合計特殊出生率を2.07まで上昇させる一方、49歳以下人口の転出超過を段階的に約30%抑制し、令和12(2030)年から令和42(2060)年まではその数値を維持する目標を設定しました。

この前提で推計した場合、年齢3区分別人口をみると、令和7(2025)年には、老年人口も減少に転じ、年少人口、生産年齢人口の3区分のいずれもが減少する段階(第3段階)に入ります。

◆年齢3区分別人口将来予測



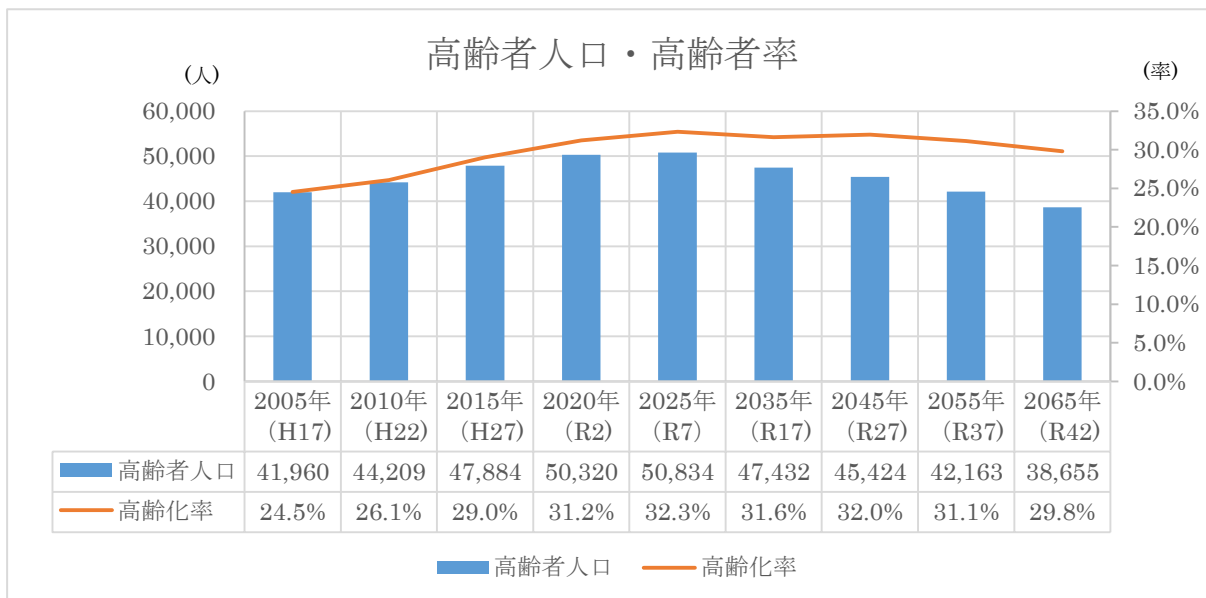
出典：第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度版）

(2) 高齢者

① 高齢者人口

高齢者人口は、令和7（2025）年に50,834人でピークを迎え、以降、減少していくことが予想されています。

◆高齢者人口・高齢化率



出典：第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度版）

② 高齢者世帯の状況

人口が減少する一方、高齢者のいる世帯は毎年増加しており、一般世帯に占める割合は令和2（2020）年には45.3%となっています。中でも、高齢者の一人暮らし世帯に増加傾向がみられ、全体（世帯総数）に占める割合は16.1%となっています。

◆都城市の世帯の推移

(単位:世帯)

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
世帯総数	59,318 100%	63,951 100%	65,468 100%	67,939 100%	69,683 100%	69,767 100%	70,860 100%
高齢者のいる世帯	18,901 31.9%	22,458 35.1%	25,430 38.8%	27,651 40.7%	28,626 41.1%	30,654 43.9%	32,103 45.3%
一人暮らし世帯	4,776 8.1%	6,042 9.4%	7,265 11.1%	8,639 12.7%	9,165 13.2%	10,267 14.7%	11,440 16.1%
夫婦のみ世帯	5,939 10.0%	7,742 12.1%	9,116 13.9%	9,878 14.5%	9,873 14.2%	10,700 15.3%	11,269 15.9%
その他の世帯	8,186 13.8%	8,674 13.6%	9,049 13.8%	9,134 13.4%	9,588 13.8%	9,687 13.9%	9,394 13.3%

出典：国勢調査（福祉課高齢福祉担当）

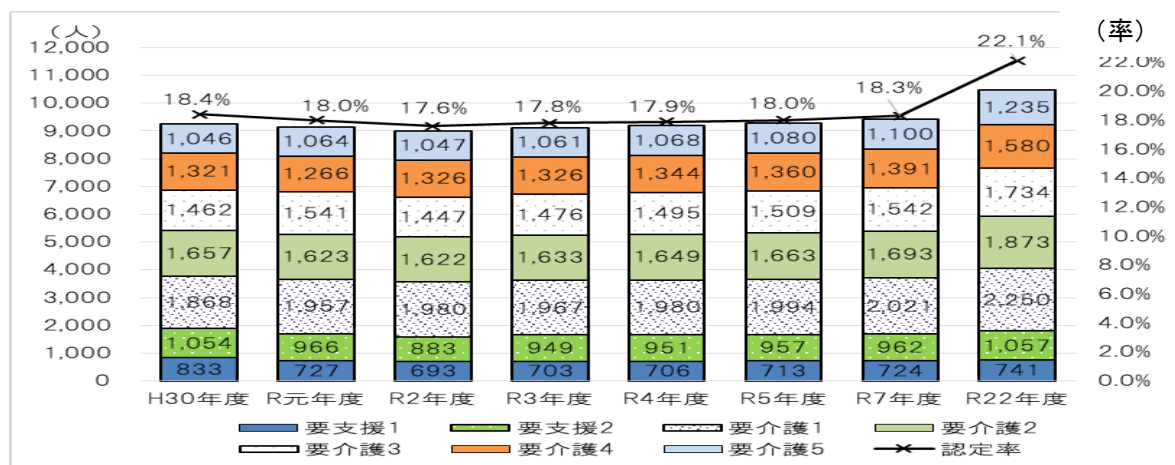
第2章 本市の現状

③ 介護保険認定者の実績と将来推計

本市では、「要介護1」の認定者数が最も多く、次いで「要介護2」の認定者数となっており、要支援認定者を含め、比較的軽度の認定者数の割合が多い状態が続いています。また、「要介護4・5」の重度の認定者数は大きな変化なく推移しています。

認定者数は平成30（2018）年に9,241人であり、令和22（2040）年度には10,470人に増加すると見込まれます。

◆介護保険認定者の実績と令和22年度までの将来推計



単位: 人

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
総数	9,241	9,144	8,998	9,115	9,193	9,276	9,433	10,470
要支援1	833	727	693	703	706	713	724	741
要支援2	1,054	966	883	949	951	957	962	1,057
要介護1	1,868	1,957	1,980	1,967	1,980	1,994	2,021	2,250
要介護2	1,657	1,623	1,622	1,633	1,649	1,663	1,693	1,873
要介護3	1,462	1,541	1,447	1,476	1,495	1,509	1,542	1,734
要介護4	1,321	1,266	1,326	1,326	1,344	1,360	1,391	1,580
要介護5	1,046	1,064	1,047	1,061	1,068	1,080	1,100	1,235
認定率	18.4%	18.0%	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.3%	22.1%

※認定者には第2号被保険者（40歳～64歳）を含む。2018（平成30）年度、2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度は9月末日の実績値。2021（令和3）年度以降は推計値。

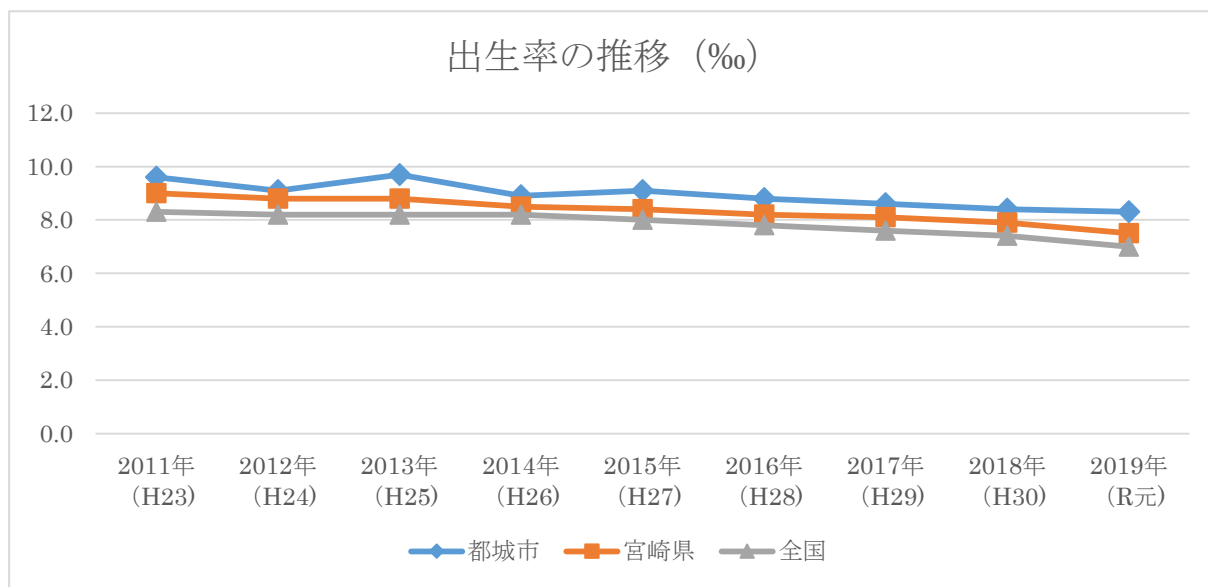
出典：第8期 都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年4月版）

第2章 本市の現状

(3) 子ども

本市の出生者数の動向については、平成28(2016)年の出生率は国の7.8%、宮崎県の8.2%に対し、本市は8.8%と高い数値を維持している一方で、出生者数は平成23(2011)年の1,626人に対し、令和元(2019)年は1,338人と減少傾向にあります。ライフステージに応じた子育て支援を推進し、出生率及び出生数の向上を図る必要があります。

◆出生率の推移



※出生率は、10月1日現在の人口1,000人当たりの1年間の出生数です。

‰(パーミル)とは、1000分の幾つであるかを表す語です。1パーミルは1000分の1です。千分率とも言います。

		2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R元)
出生数 (人)	都城市	1,626	1,528	1,624	1,477	1,509	1,435	1,405	1,365	1,338
	宮崎県	10,152	9,858	9,854	9,509	9,226	8,929	8,797	8,434	8,042
	全国	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065	918,400	865,239
出生率 (‰)	都城市	9.6	9.1	9.7	8.9	9.1	8.8	8.6	8.4	8.3
	宮崎県	9.0	8.8	8.8	8.5	8.4	8.2	8.1	7.9	7.5
	全国	8.3	8.2	8.2	8.2	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0
人口 (人)	都城市	168,944	168,053	167,300	166,424	165,029	163,965	162,995	161,968	160,980

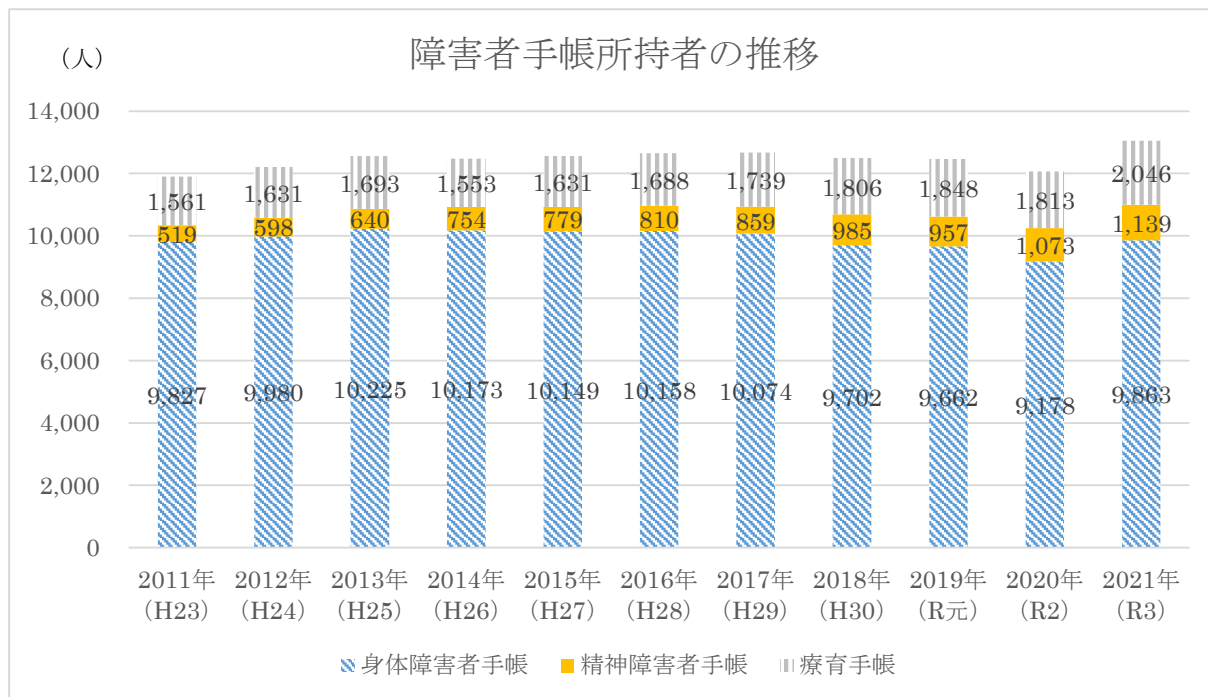
出典：保健所業務概要（都城保健所）

第2章 本市の現状

(4) 障がい者

本市における障害者手帳所持者は、知的障がい及び精神障がいが増加傾向にあります。3障がい（身体・知的・精神）の中では、身体障がいの割合が最も高くなっており、10年間の推移では、知的障がい約1.3倍、精神障がい約2.1倍と増加率が高くなっています。

◆障害者手帳所持者の推移



単位 (人)

	身体障害者手帳	知的・精神障がい					精神障害者手帳	療育手帳
		聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	視覚障害	内部障害		
2011年 (H23)	9,827	677	48	5,832	598	2,672	519	1,561
2012年 (H24)	9,980	677	46	5,941	585	2,731	598	1,631
2013年 (H25)	10,225	699	47	6,043	587	2,834	640	1,693
2014年 (H26)	10,173	697	97	5,984	562	2,833	754	1,553
2015年 (H27)	10,149	698	100	5,953	540	2,858	779	1,631
2016年 (H28)	10,158	708	105	5,909	531	2,905	810	1,688
2017年 (H29)	10,074	714	104	5,847	519	2,890	859	1,739
2018年 (H30)	9,702	696	98	5,628	486	2,794	985	1,806
2019年 (R元)	9,662	709	96	5,574	492	2,791	957	1,848
2020年 (R2)	9,178	676	87	5,285	459	2,671	1,073	1,813
2021年 (R3)	9,863	750	100	5,672	487	2,854	1,139	2,046

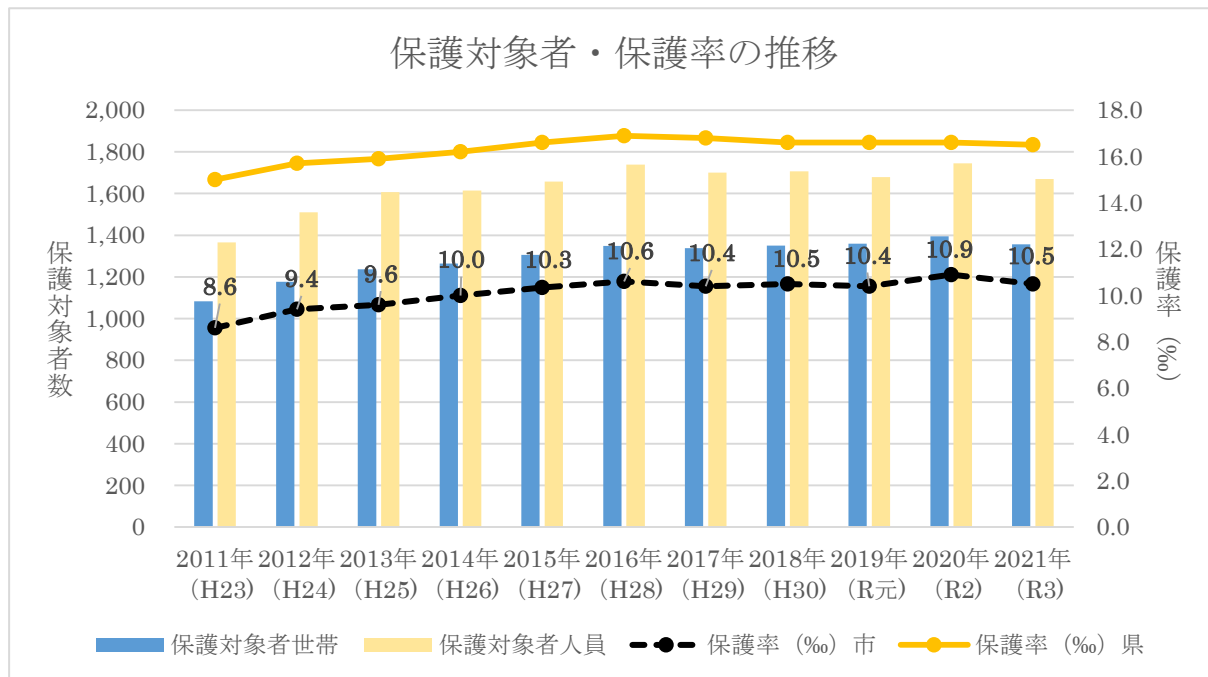
出典：福祉課・統計からみた都城

(5) 生活困窮者

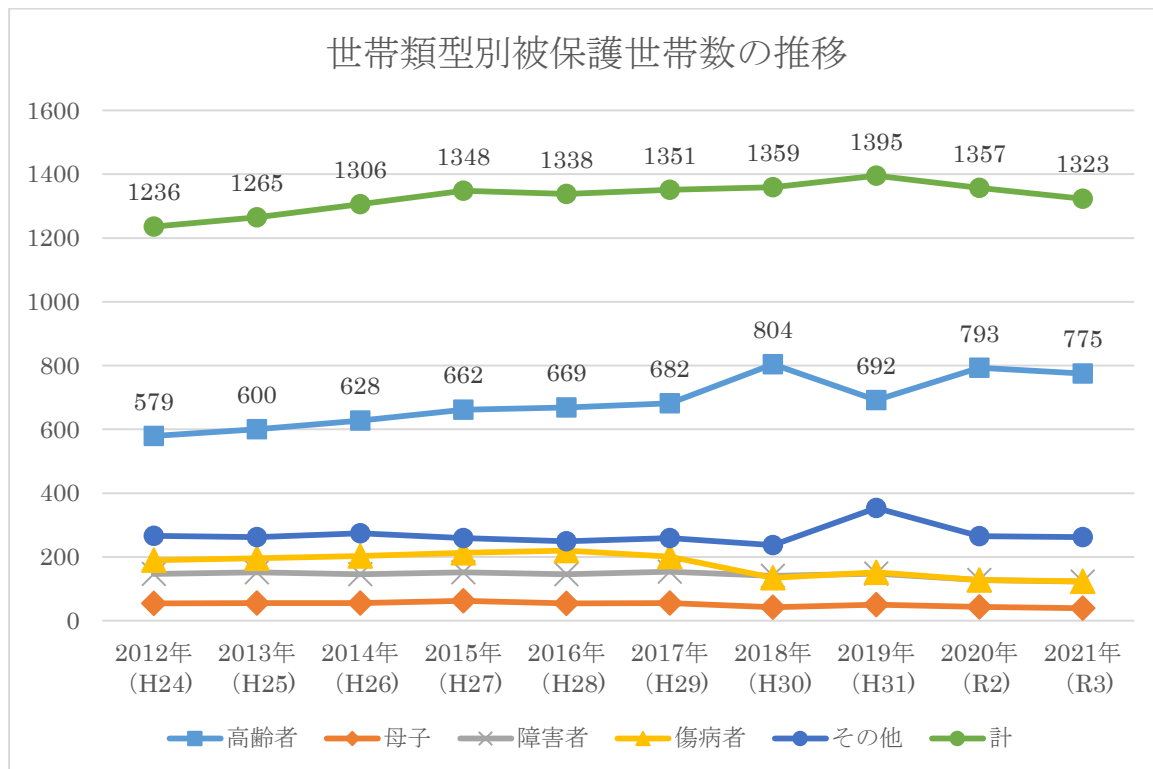
生活保護受給率は、平成23(2011)年度以降増加し、近年は増減を繰り返しています。また、生活保護受給世帯のうち、「高齢者世帯」が全体の約半数を占めています。

生活困窮者自立相談支援事業の相談者数は増加傾向で、令和2年以降はコロナ禍の影響により大幅に増加しています。

◆保護対象者・保護率の推移

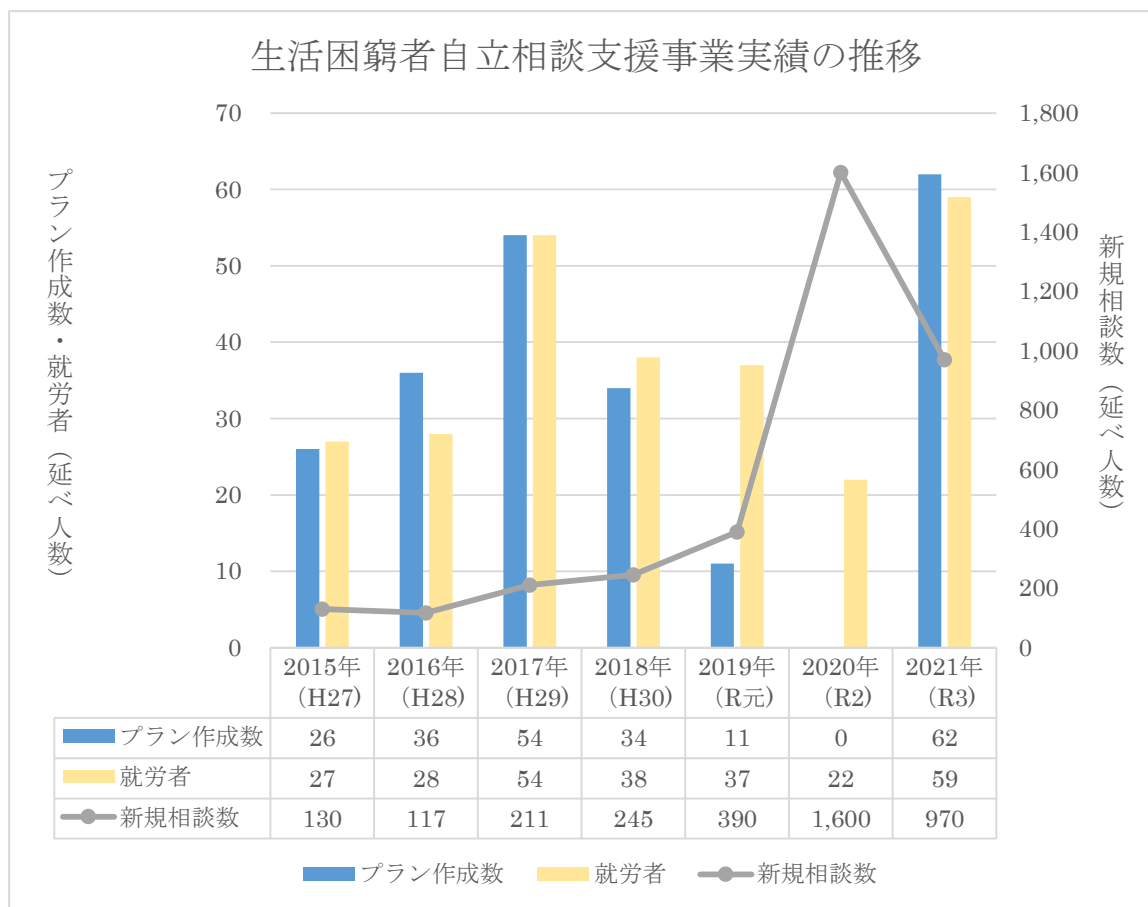


◆世帯累計別被保護世帯数の推移



出典：保護課・統計からみた都城 2021

◆生活困窮者自立相談支援事業実績の推移



出典：都城市生活自立相談センター実績報告

(6) 都城市市民意識調査結果

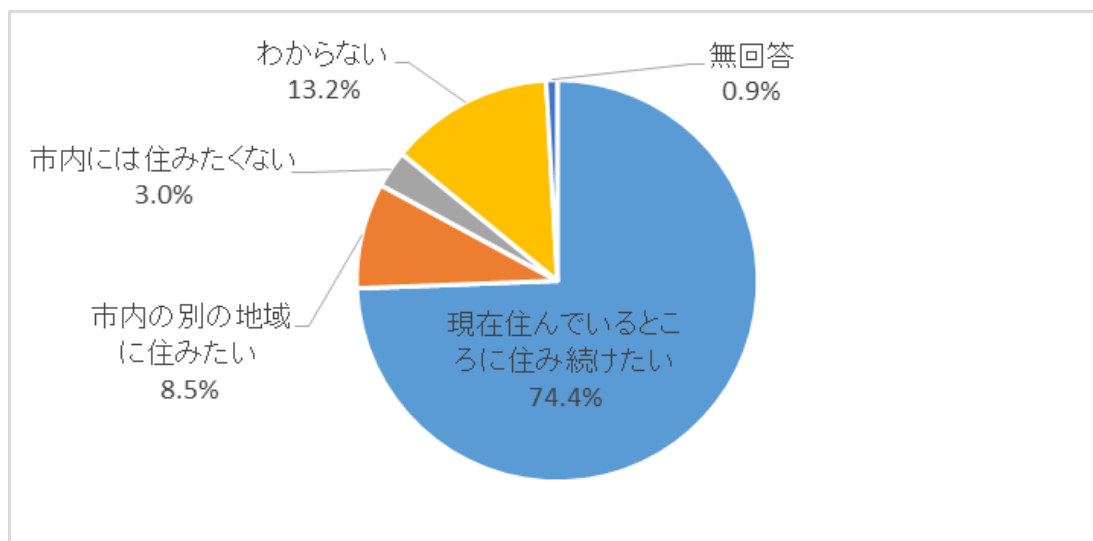
地域福祉計画の達成状況を確認するための指標として、市民意識調査の結果を把握することとしているため、一部抜粋して結果を掲載します。

調査概要

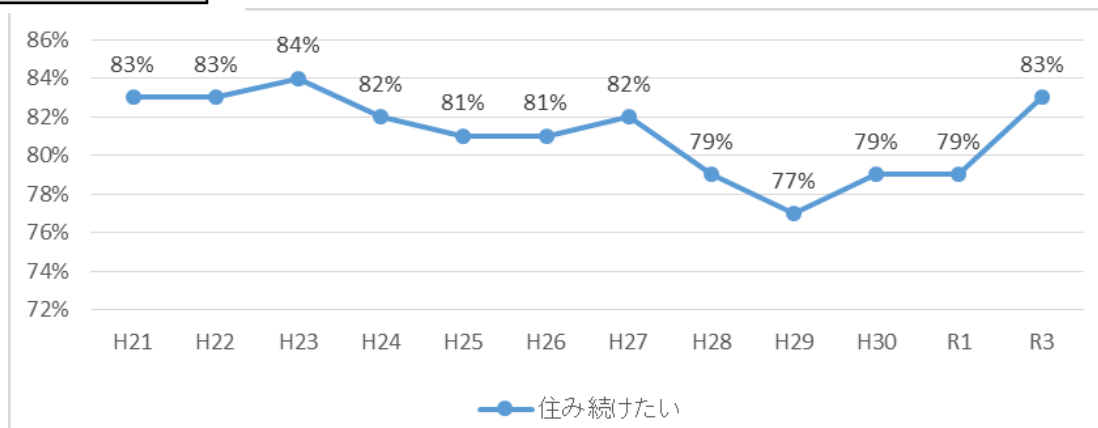
- 調査方法
郵送自書式
- 調査年月
令和3(2021)年6月から7月(令和2年はコロナ禍のため未実施)
- 調査対象
都城市在住の満18歳以上の男女 3000人(無作為抽出)
- 回答結果
1201人(回答率:40.0%)

アンケート抜粋

○これからも都城市に住み続けたいですか。



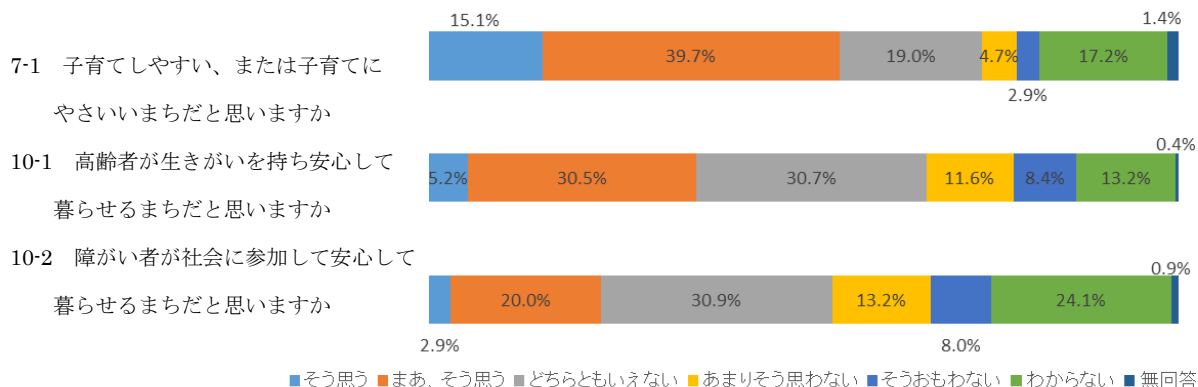
推移



第2章 本市の現状

「現在住んでいるところに住み続けたい」「市内の別の地域に住みたい」を合計した、「住み続けたい」の数値の推移は、前回（令和元年度）の79%から4%増加している。

○安全・安心・健康分野



「子育てしやすい又は子育てにやさしいまち」においては、「そう思う」「まあそう思う」の合計が54.8%で、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計23.7%より高くなっている。

「高齢者」においても「そう思う」「まあそう思う」の合計が35.7%、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計20%より高くなっている。

「障がい者」においては、「そう思う」「まあそう思う」の合計は、22.9%、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計が21.2%とほぼ同じ割合となっている。

第3章
取組の進捗状況と評価

評価の方法

第3期地域福祉計画では、計画の達成状況の確認をするため、施策の柱ごと、重点的な目標に対して指標を設けています。この指標についての市所管課及び社会福祉協議会による実績を集約し、3段階（『順調』～目標値を達成している、『推進中』～目標値には到達していないが取組は実行している、『不調』～取組が実行できていない）で評価を行いました。また、ワーキンググループにおいてコロナ禍を踏まえた評価、考察を行い、必要に応じて成果指標や目標値の見直しを行いつつ、施策の継続的・発展的な推進を図ることとしています。

1 基本方針1『分野を超えてみんなで支える体制づくり』

施策の柱

1. 1 相談窓口の充実（第3期地域福祉計画より転記）

地域生活における心配ごとや困りごと、制度の狭間*による課題に対しても気軽に相談でき、解決に向け助言や支援を受けられるように、相談体制の充実を図ります。

施策

1. 1. 1 地域生活課題の早期発見と把握

(1) 地域に対応した相談体制の構築

No.	取組内容	所管
1	● 市内15地区社会福祉協議会における「福祉なんでも相談窓口」の周知と充実、地域生活支援会議や福祉座談会の開催	社会福祉協議会
2	社会福祉協議会の地区担当制による市内15地区社会福祉協議会の機能強化と寄り添い訪問活動の実施 (地域力強化推進事業*、生活困窮者のための共助の基盤づくり事業*)	福祉課 社会福祉協議会
3	地域包括支援センターや障がい者（児）基幹相談支援センター*、生活自立相談センター*の機能充実による課題の早期発見	福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
4	生活支援体制整備事業における地域生活課題把握活動の充実	介護保険課 社会福祉協議会
5	地域が抱える環境問題の把握と早期解決への取組実施	環境政策課
6	多機関協働包括的支援体制構築事業*における地域生活課題へのアウトリーチ*が可能な体制整備の検討	社会福祉協議会
7	市庁内関係各課と生活自立相談センターや相談支援包括化推進員*との連携体制整備の検討	福祉課 社会福祉協議会
8	住民の困りごとの早期発見に向けての民生委員・児童委員との連携強化	福祉課 社会福祉協議会

●：主な取組として指標を設定した項目です。

(2) 子ども、障がい者、高齢者等の課題を把握するための取組

No.	取組内容	所管
9	子育て支援センター、保健師訪問指導、幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て相談、乳児相談、幼児健康診査における相談からの課題把握	こども課 保育課
10	障がい者（児）基幹相談支援センターと連動した障がい者の地域生活課題の抽出	福祉課 社会福祉協議会
11	高齢者等の地域生活課題を早期把握するため地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携体制の検討	介護保険課
12	学校運営協議会*を通じた地域生活課題の早期発見や必要に応じた関係団体との連携	学校教育課

施策

1. 1. 2 各種相談窓口機能の強化

(1) 各種相談窓口の充実・強化

No.	取組内容	所管
13	地域包括支援センターの高齢者総合相談窓口としての機能強化に向けた保健師等の専門職による介護・福祉・医療などの幅広い相談対応と関係機関との連携強化	介護保険課
14	個別指導と健康教室等の集団指導による健康に関する相談機能の強化	健康課
15	消費生活センター*や男女共同参画センター*の各相談対応や出前講座、セミナー開催等による啓発の推進	地域振興課
16	庁内関係各課で対応した複合的な課題を含む相談の解決に向けた関係課との連携体制づくりの検討	福祉課

(2) 総合相談窓口の設置の検討

No.	取組内容	所管
17	地域生活課題を早期に把握するためのプラットフォーム*型の総合相談窓口の庁内整備の検討	福祉課 社会福祉協議会

(3) 各種相談支援機関の職員の資質向上

No.	取組内容	所管
18	制度や世代の枠組みを超えた全世代対応型事例検討会の実施や障がい者（児）基幹相談支援センター等相談支援機関の機能充実と職員の資質向上	社会福祉協議会
19	多機関協働包括的支援体制構築事業の相談支援包括化推進会議において相談支援事業所の職員が他の各種相談窓口の取組や機能について学習できる機会を創出	社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①市内 15 地区社会福祉協議会における相談受付件数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
1	1 1 4 件	2 9 7 件	3 6 0 件

実績(令和 3(2021)年度)	評価
1 8 9 件	推進中

第3章 取組の進捗状況と評価

②多機関協働包括的支援体制構築事業における専門職資質向上に向けた研修会実施 ／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
19	3回	6回	9回

実績(令和3(2021)年度)	評価
0件	不調

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

コロナ禍の直接的な影響を受け、地区公民館が一時閉館したことにより、地区社会福祉協議会が相談窓口として開設している窓口開設日数の減少や、感染拡大の懸念から対面での相談機会が減少しました。また、多機関協働による研修会についても、従来の集合型での会議や研修会を実施することが困難となり、コロナ禍で増えた相談の対応に追われる中で、研修会等を企画することができませんでした。

いずれの取組についても、従来の体制で実施することが困難な状況であったため、相談支援体制の機能を維持することに追われる状況となりました。一方で、これまで手法として活用することの少なかったオンラインでのつながりの構築など、業務の効率化を図る取組を発掘することができました。今後の15地区社会福祉協議会における身近な相談窓口については、自治公民館での開設等、さらに小地域単位での取組が推進できるよう検討を進めていきます。

◆この施策の柱における取組指標と目標の見直し

重層的支援体制整備事業の実施に関連して、No.18の取組内容については、「既存の相談支援機関が適切に連携する包括的相談支援体制の構築」に見直します。

また、No.19の取組内容を多機関協働事業における重層的支援会議の開催に見直した上で、今後も関係機関同士の連携構築の取組を継続します。

②多機関協働事業における重層的支援会議開催による連携機会の創出

／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和6(2024)年度)
19	3回	9回

※重層的支援会議は多機関協働包括的支援体制構築事業で従来実施していた相談支援包括化推進会議の機能を活用するものであるため、指標の基準値や目標値については、従前と同様のものとしています。

施策の柱

1. 2 包括的な支援体制の仕組みづくり

住民の抱える複合的で複雑な課題、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度内では対応できない制度の狭間の課題などの地域生活課題の解決に向け、行政のみならず住民や地域、各専門分野の事業所などがお互いに連携を図りながら、効果的に支援できる仕組みを構築することを目指します。

施策

1. 2. 1 包括的な相談支援体制とネットワーク化の推進

(1) 子ども、障がい者、高齢者に関する相談支援機関との連携強化と協働による包括的相談支援体制の整備

No.	取 組 内 容	所 管
20	子育て世代活動支援センター「ふれびか」の利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による育児相談対応と幼児教育・保育施設等関係機関との連携	保育課
21	要保護児童や支援・見守りの必要な家庭について要保護児童対策地域協議会において情報を共有	こども課、保育課、学校教育課
22	障がい者（児）基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会の専門部会による相談支援事業所の機能強化と連携強化	福祉課 社会福祉協議会
23	地域包括支援センターの高齢者総合相談窓口の介護・福祉・医療などの幅広い相談支援の実施と地域ケア会議の充実	介護保険課
24	● 多機関協働包括的支援体制構築事業における各種相談支援機関連携のための相談支援包括化推進会議の機能・連携強化とコーディネート機能の強化	福祉課、 社会福祉協議会
25	相談支援機関の連携強化による全世代対応型支援チームの整備に向けた体制づくり	福祉課、 社会福祉協議会
26	高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターによる制度の狭間等の課題の把握と関係機関との連携による支援	介護保険課
27	妊娠期から子育て期までの様々な相談窓口として配置された母子保健コーディネーターによる関係機関との連携した支援	こども課

(2) 庁内連携体制の強化

No.	取 組 内 容	所 管
28	● 庁内関係各課及び教育委員会関係課等と生活自立相談センターや多機関協働包括化推進員との「ご紹介シート※」による連携体制整備の検討	福祉課、 社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①多機関協働包括的支援体制構築事業における複合的な相談の受付件数

／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
24	18件	25件	30件

実績(令和3(2021)年度)	評価
18件	推進中

②庁内関係各課及び教育委員会関係課等と社会福祉協議会の関係部署との連携に関する会議の開催／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(令和元(2019)年度見込)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
28	2回	3回	3回

実績(令和3(2021)年度)	評価
1回	推進中

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

コロナ禍における複雑化・複合化した生活課題に対応するための多機関協働事業の取組を推進しているところですが、各相談支援場面においては、従来、相談の入口となっていた民生委員児童委員の訪問活動の制限や家族の帰省が減ったことなどにより、多機関協働事業への相談も減少したことが考えられます。しかしながら、多機関協働事業の周知啓発の結果、地域包括支援センターや行政関係課等からの相談は増えています。また、庁内関係課及び教育委員会関係課等と社会福祉協議会の連携に関する会議の開催についても、コロナ禍における制限の影響を受けることとなり、目標値には到達していない状況です。

重層的支援体制整備事業の実施に関連して、「多機関協働事業」の名称に変更することとしますが、関係機関がつながることで解決できる事例を増やしていけるように、包括的な相談支援体制の構築に向けて、関係機関間の連携強化の取組を引き続き継続していきます。

◆この施策の柱における取組指標の見直し

重層的支援体制整備事業の実施に関連して、No.24の取組内容を「多機関協働事業における複合的な相談の受付件数」に見直します。

施策の柱

1. 3 分野を超えたサービスの推進

福祉の各分野の制度や福祉サービス等の情報を広く周知し、支援のための情報共有の体制を整備するとともに、分野を横断した総合的な福祉サービスを提供する体制を整備します。

施策

1. 3. 1 情報提供・発信の充実

(1) 子育て・障がい・介護等のサービスについての情報発信の充実

No.	取 組 内 容	所 管
29	ホームページや支援ガイド、制度のしおり等をわかりやすい内容にし、掲載情報を充実。NPO法人等が実施するインフォーマルサービス*の情報発信の充実。	福祉課、こども課、保育課、介護保険課、地域振興課
● 30	出前講座を活用した各種サービス等の情報発信の推進	福祉課、こども課、保育課、介護保険課
31	SNS*等を活用した情報発信の検討	福祉課、こども課、保育課、健康課、介護保険課
32	都城市子育て応援総合サイト「はびみやこんじょ*」をインターネット上に開設し、緊急連絡先・子育て支援ナビ・施設検索・親子でおでかけナビ等、子育てに関する検索しやすいサイトの充実を検討	保育課
33	ホームページや支援ガイド、制度のしおり等について、情報の伝達ツールに関する障がい者への配慮及び点字や音訳版など情報伝達ツールの検討	福祉課、こども課、保育課、介護保険課、社会福祉協議会

施策

1. 3. 2 地域共生社会の実現に向けた共生型サービス等の推進

(1) 分野横断的なサービス提供などの検討

No.	取 組 内 容	所 管
34	福祉サービス等に関係する部署で共生型サービス提供について把握と情報共有	福祉課、保育課、こども課、介護保険課
● 35	多世代交流できるサロン活動*の推進	社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①地域福祉を始めとする出前講座の実施回数／取組主体：福祉課、介護保険課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
30	18件	25件	30件

※出前講座(2018年度)実施：地域福祉：2、障がい者：3、自殺対策：1、介護保険：1

実績(令和3(2021)年度)	評価
6件	推進中

②地域における多世代交流ができるサロンの設置数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
35	8か所	10か所	12か所

実績(令和3(2021)年度)	評価
6か所	推進中

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

出前講座の実施及び多世代交流サロンの設置については、コロナ禍の影響もありそれぞれ実績は伸び悩む結果となっています。一方で福祉サービス等の周知・情報発信のため、各種制度のしおりや手引、ホームページやSNSなど、制度の変更等に応じて随時更新を行いました。今後も、アクセシビリティの向上等に引き続き取り組んでいきます。

また、分野を超えた福祉サービス提供のため、関係機関が情報の把握、共有を進めるとともに、コロナ禍においても感染予防対策を徹底しつつ、出前講座や多世代を対象としたサロン開催が実施できるように取り組んでいきます。

施策の柱

1. 4 ソーシャルワーク等人材の専門性向上

市職員や福祉を支える専門職いわゆるソーシャルワーカー*等が、住民の抱える複合化・複雑化した課題の解決に向け、関係機関との連携体制を図るための専門性向上の支援を行います。

施策

1. 4. 1 ソーシャルワーカー等の資質向上

(1) ソーシャルワーカー等が様々な機関と連携できるように資質向上への支援の取組

No.	取組内容	所管
36 ●	障害者自立支援協議会による市内各福祉事業所職員等を対象とした研修の実施	福祉課 社会福祉協議会
37	各種研修の受講によるスキルアップ*や福祉専門資格の積極的な取得の推進及びグループスーパービジョン*の実施	社会福祉協議会
38	介護従事者、医療従事者等の専門性、資質向上のための研修会開催の実施や支援	介護保険課
39	社会福祉協議会の地区担当職員による15地区での事例検討会の実施	社会福祉協議会
40	県社会福祉協議会が実施する地域福祉コーディネーター*の活動支援	社会福祉協議会
41	各種相談支援機関の専門職と関係機関との連携体制構築への支援の拡充	福祉課 社会福祉協議会
42	行政職員の社会福祉主事等の福祉系有資格者の育成支援	福祉部、健康部
43	行政職員の福祉系有資格者の採用・配置を推進	総合政策課、職員課

◆この施策の柱における取組指標と実績

①障がい者（児）基幹相談支援センターにおける福祉系専門職に対する研修会の開催回数／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
36	6回	9回	12回

実績(令和3(2021)年度)	評価
2回	推進中

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

コロナ禍の影響を受け、研修会の開催について予定どおりに進めることが困難な状況でした。開催できた研修会では、障がい福祉サービスと介護保険サービスの関係について取り上げ、相談支援専門員と地域包括支援センター職員の連携強化を図りました。今後も福祉専門職の資質向上を図るため、オンライン等の手法も活用しつつ、研修会の企画を継続していきます。

施策の柱

1. 5 社会福祉協議会の組織基盤の強化

社会福祉協議会が地域福祉を推進するため運営を含めた組織体制の機能強化に取り組みます。

施策

1. 5. 1 社会福祉協議会の組織基盤の強化

(1) 社会福祉協議会の組織体制の強化

No.	取 組 内 容	所 管
44 ●	法人運営体制の強化に向けた理事会の充実、担当理事制の強化	社会福祉協議会
45	組織基盤強化に向けた役員体制の強化	社会福祉協議会
46	職員の人材育成に向けた事務局組織の見直し	社会福祉協議会
47	基盤強化に向けた採用・人事・研修・育成のシステム化	社会福祉協議会
48	自主財源の確保	社会福祉協議会
49	市による事業実施体制への支援の拡充	社会福祉協議会
50	地区担当制・チーム制の充実強化	社会福祉協議会

施策

1. 5. 2 地区社会福祉協議会の充実強化

(1) 地区社会福祉協議会への支援の強化

No.	取 組 内 容	所 管
51	地区社会福祉協議会における支援体制強化に向けた事務局体制の拡充	社会福祉協議会
52	地区社会福祉協議会の体制について行政計画への位置付け	社会福祉協議会
53	地区社会福祉協議会の拠点整備と行政からの支援の実施と充実	社会福祉協議会

(2) 地区社会福祉協議会の組織の強化

No.	取 組 内 容	所 管
54 ●	組織強化に向けた開設日数の増設による相談の充実	福祉課、 社会福祉協議会
55	活動支援のための社会福祉協議会の地区担当制による事業の拡充	社会福祉協議会
56	15 地区社会福祉協議会における福祉座談会の開催による「我が事・丸ごと※」の意識醸成	福祉課、 社会福祉協議会
57	15 地区社会福祉協議会による広報・周知活動の強化	社会福祉協議会
58	地域における学校、企業、各種団体を含めた組織の強化	社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①理事会の開催回数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
44	年2回	年6回	毎月開催

実績(令和3(2021)年度)	評価
5回	推進中

②地区社会福祉協議会事務局開設日数／取組主体：福祉課、社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
54	1回/週	1.5回/週	2回/週

実績(令和3(2021)年度)	評価
1回/週	推進中

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、地域福祉の推進において、中核的な役割を果たす組織ですが、長年地域活動に取り組んでいく中で、活動内容がルーティン化してきている状況がみられています。今回のコロナ禍における活動自粛期間を有効活用し、これまでの活動の振り返りや、今後の新たな活動展開について考える機会にもつながりました。コロナ禍も含めた様々な外的要因にも対応できる組織基盤を構築するために、今後も行政と社会福祉協議会の間で協議を継続していく必要があります。

◆この施策の柱における取組指標と目標の見直し

No.44 の取組について、コロナ禍の経験を踏まえ、単純な理事会の開催回数ではなく、研修会や学習会を実施することにより、理事機能の強化につなげていく取組を指標とします。

①理事機能の強化の取組（研修や学習会等の実施）：社会福祉協議会

取組No.	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
44	3回	6回

2 基本方針2『共に支え合うお互い様の地域づくり』

施策の柱

2. 1 地域福祉の応援団の確保

住民が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、地域に関心を持つ地域づくりの人材を育成します。地域生活課題に気づき、その解決に向けて地域福祉活動に取り組める、環境の整備を図ります。

施策

2. 1. 1 地域福祉を推進する人材の発掘と育成

(1) 地域福祉を推進する若年層の人材の育成

No.	取組内容	所管
59	まちづくり協議会の「子どもまち協 [*] 」によるボランティア活動の展開	地域振興課
60	学校や地域におけるボランティア活動の推進	地域振興課、 社会福祉協議会
61	福祉専門職を目指す実習生の円滑な受入れ	福祉部

(2) 住民による福祉及び地域活動の推進

No.	取組内容	所管
62	地区社会福祉協議会による多様な人材の育成（生活援助員 [*] ・生活支援員 [*] ・市民後見人 [*] ・有償ボランティア [*] 等）	社会福祉協議会
63	生涯学習教室の指導者を発掘し、生涯学習の機会を充実	生涯学習課
64	障がい者のサロン活動 [*] の中で障がい者自身が何らかの役割を担える活動への支援	福祉課
65	ファミリー・サポート・センター [*] の機能充実のために援助会員養成	保育課、 社会福祉協議会
66	健康づくり会、食生活改善推進員 [*] の活動支援、各種研修の充実	健康課

(3) 地域活動の担い手となる自治公民館への加入促進

No.	取組内容	所管
67	「都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例」による自治公民館加入や自治公民館活動への参加の推進	地域振興課
68	都城宅地建物取引業協同組合と連携した自治公民館加入の促進	地域振興課

(4) 民生委員・児童委員の確保と活動の充実

No.	取組内容	所管
69	民生委員・児童委員の確保及び活動支援と連携体制の拡充、地域の身近な相談窓口としての資質向上と各種研修の実施	福祉課、 社会福祉協議会

施策

2. 1. 2 寄附文化の醸成による地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉のために共同募金やファンドレイジング*、すこやか福祉基金*等の活用

No.	取組内容	所管
70	赤い羽根共同募金運動の拡充やファンドレイザー*育成による財源確保への取組支援の実施	社会福祉協議会
71	日本赤十字募金活動による地域支援活動への意識醸成と活動資金確保の推進	福祉課
72	すこやか福祉基金の推進と積極的な活用	福祉課

(2) 寄附活動や社会貢献活動による地域福祉への関心の喚起

No.	取組内容	所管
73	個人や企業の社会貢献活動の推進に向けた研修等の実施	社会福祉協議会
74	赤い羽根共同募金運動について、多様な募金活動や地域生活課題に対応する助成の実施	社会福祉協議会
75	遺贈*受入の仕組みの確立による、寄附者の意思を反映した地域福祉活動への財源の有効活用	社会福祉協議会

施策

2. 1. 3 ボランティア・市民活動の活性化と拡充

(1) ボランティアの養成と活動支援

No.	取組内容	所管
76 ●	専門ボランティア人材育成講座、地域福祉リーダー養成講座、地域福祉サポーター養成講座、食生活改善推進員養成講座等の研修の実施によるボランティア担い手の養成と活動の推進	健康課、 社会福祉協議会
77	15 地区社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実	社会福祉協議会
78	住民による生活支援サービスや有償サービスの創出	介護保険課、 社会福祉協議会
79	ボランティアフェスティバルを始めとした様々な場面でのボランティアやNPO法人等の活躍の場の創出	社会福祉協議会
80	学習会や情報発信による企業やシルバー世代が取り組むボランティア活動の推進	福祉課、 社会福祉協議会
81	各地区での防災・減災*等の学習の支援及び災害時に動ける市民ボランティアの養成	危機管理課、 社会福祉協議会

(2) 市民公益活動等の推進

No.	取組内容	所管
82 ●	市民公益活動支援事業、中間支援によるNPO法人等活動支援の実施	地域振興課

(3) ボランティア・市民活動の情報発信による活躍の場の展開

No.	取組内容	所管
83	ボランティアコーディネーターの配置による活動支援	社会福祉協議会
84	NPO法人等の活動周知や情報発信、NPO法人等の活動との連携体制整備	地域振興課、 社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①地域で活動するボランティア人材の養成講座の開催回数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
76	3回	6回	8回

実績(令和3(2021)年度)	評価
3回	推進中

②地域資源であり、地域の支援団体にもなり得るNPO法人等の活動団体に市民公益活動支援事業により支援する事業数／取組主体：地域振興課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
82	17事業	20事業	20事業

実績(令和3(2021)年度)	評価
17事業	推進中

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

地域福祉活動につながる環境の整備や人材の発掘・育成については、コロナ禍の影響によって既存の取組に制限がかかったことで、活動を維持することで精一杯となっている状況がみられました。市民公益活動支援事業など地域福祉活動を推進するための各種取組を展開していますが、その広報・周知には課題が残っている状況であるため、今後も継続して情報発信を進めていきます。その他、地域福祉活動を担う団体同士の交流の場の設定や、コロナ禍でも継続して事業を行っていく方法を紹介する団体向けスキルアップ講座の開催など、地域福祉活動を担う団体の取組が継続していけるような体制を構築していきます。

令和4年9月に発生した台風14号は、市内各地に多大なる被害を及ぼしました。事前の避難準備、避難所内での生活、被災後の家財の持ち出しや家屋の浄化作業など、これらは被災者にとって非常に過酷なものであり、苦痛や不安を強いられるものです。

この被災を教訓に、No.80で掲げる「学習会や情報発信による企業やシルバー世代が取り組むボランティア活動の推進」、No.81で掲げる「各地区での防災・減災等の学習の支援及び災害時に動ける市民ボランティアの養成」について、ボランティア活動に係る理念を含めた啓発や周知、子どもたちへのボランティア学習、企業との連携による活動の拡がり等の取組を推進し、第4期地域福祉計画においては更なる具体的な取組、目標として掲げることとします。

施策の柱

2. 2 地域でつながる機会の充実

住民同士のつながりが希薄化する中、地域で交流できる場が充実することで、住民同士の安否確認や見守りにつながります。そのような地域でつながる場、機会の充実を図ります。

施策

2. 2. 1 地域交流を促進する「居場所づくり」の推進

(1) 地域の拠点として誰もが集える居場所づくりの支援

No.	取組内容	所管
85	地区社会福祉協議会の事務局の拠点づくり	福祉課、 生涯学習課 社会福祉協議会
86	各地区活動としての地区公民館、自治公民館、民家を活用した各種サロン活動の推進と活動支援	福祉課、 介護保険課、 生涯学習課、 社会福祉協議会
87	障害者等日中活動支援事業（ぼかぼかサロン）、都城市地域活動支援センターⅠ型事業 [※] 等による居場所づくり推進	福祉課
88	高齢者の居場所づくりと役割創出に向け高齢者クラブ活動助成事業や健康増進施設利用助成事業の推進	福祉課
89	こけないからだづくり講座や健診（検診） [※] 、健康づくり会活動による健康増進と併せた地域交流の場の創出と活動推進	健康課、 介護保険課
90	各地区社会福祉協議会等が関係機関の協力を得ながら住民を対象とした多文化の理解のための研修や外国人住民との交流の場づくりに向けた検討	地域振興課、社会福祉協議会

(2) 誰もが利用しやすい居場所づくりの推進

No.	取組内容	所管
91	誰もが安心して参加できるイベントやサロン活動の実施に向けた取組検討	社会福祉協議会
92	福祉のまちづくり条例による誰もが安心して利用できる施設づくりに向けた意識の醸成	福祉課
93	地区公民館、体育館のバリアフリーへの対応と避難所への対応支援	危機管理課、 教育総務課、 スポーツ政策課、 生涯学習課

施策

2. 2. 2 みんなで支え合う生活支援のための体制づくり

(1) 地域活動の組織体制づくりの促進

No.	取組内容	所管
94	自主防災組織リーダー研修や各種講座による共助意識の醸成と、リーダー育成による地域支援体制の推進	危機管理課
95	各地域の地域福祉座談会等による地域生活課題の発見・共有と地域活動への展開	社会福祉協議会

(2) 住民の活躍の場の創出による地域活動の活性化の促進

No.	取組内容	所管
96	地域独自による友愛訪問や見守り活動の機会の確保による地域づくりの推進	福祉課、 社会福祉協議会
97	地域での世代間交流や小・中学校との交流・伝承活動など地域づくりへの参加の促進	地域振興課、 学校教育課、 生涯学習課、 社会福祉協議会

(3) 企業等の地域貢献による活動の場の推進

No.	取組内容	所管
98	みやざき地域見守り応援隊 [*] やみやこのじょう地域見守り応援隊 [*] 、包括連携協定 [*] を締結した民間事業者等との連携による孤独死防止に向けた連携体制拡充	福祉課、 総合政策課、 社会福祉協議会

(4) 住民が支えあう体制の整備

No.	取組内容	所管
99	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のための生活支援コーディネーターによる地域生活課題の把握と支援体制に向けての活動の推進	介護保険課、 社会福祉協議会
100	住民主体で実施する生活おたすけサービス [*] （高齢者の日常生活支援）の推進	介護保険課
101	住民有償ボランティアによる地域支援体制の推進	社会福祉協議会
102	民生委員・児童委員による見守り活動や寄り添い訪問への支援	福祉課、 社会福祉協議会
103	地域住民への制度の狭間 [*] の課題等への対応も含めた伴走型支援に向けた多様なケア・支え合う関係性の構築	福祉課、 社会福祉協議会
104	地域住民による見守り支援体制づくりに向けた認知症サポーター養成の推進	介護保険課
105	地域福祉活動推進のための出前講座の実施	福祉課

施策

2. 2. 3 地域防災の体制づくりにおける支援

(1) 避難行動要支援者^{*}等の支援体制づくり

No.	取組内容	所管
106	要配慮者 [*] 利用施設における避難確保計画 [*] 作成のための支援	危機管理課
107	民生委員・児童委員や自治公民館、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、相談支援事業所、障がい者・高齢者福祉サービス提供事業所の協力による避難行動要支援者の避難支援体制整備の拡充に向けた検討	危機管理課、 福祉課、 介護保険課、 社会福祉協議会

(2) 災害時に助け合える地域の関係づくりの推進

No.	取組内容	所管
108	自主防災組織リーダー研修や各種講座による共助意識の醸成とリーダー育成による防災体制構築の推進	危機管理課

第3章 取組の進捗状況と評価

109	共助体制に向けての自主防災組織結成促進への支援と自主防災組織による避難支援活動の推進	危機管理課
110	避難行動要支援者名簿を活用した住民の自発的な日頃からの支援体制づくりに向けた「地域見守りマップ（仮称）」作成による意識の醸成と体制づくりの推進	福祉課 社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①地域交流の場となる「こけないからだづくり講座」の開催か所数

／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
89	233か所	250か所	250か所

実績(令和3(2021)年度)	評価
257か所	順調

②災害時の地域の支援体制づくりのための避難行動要支援者名簿の提供（協定締結）

団数／取組主体：福祉課

取組No.	基準値(令和元(2019)年度)見込	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
110	3団体	9団体	15団体

実績(令和3(2021)年度)	評価
19団体	順調

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

コロナ禍の影響による公民館の閉鎖や、サロン活動の自粛など、本施策の柱である「地域でつながる機会の充実」を図る取組は非常に困難を極めました。そのような中で、見守り訪問の取組を手紙のやり取りに替えるなど、つながりを保つための工夫も生まれました。

市内全域に活動の拡がりを見せている「こけないからだづくり講座」についても、コロナ禍において自粛を余儀なくされました。しかしながら、これまで各地区で講座を展開する中で、県立看護大学との協働による事業効果の分析において、3年間で約6千万円の医療費抑制効果が挙げられていることが示されました。この効果については、各メディア等にも取り上げていただいたこともあり、市民の方々の介護予防に関する意識醸成につながるものとなっています。

また、避難所施設のWi-fi整備や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に向けた準備など、地域防災の体制づくりはコロナ禍の中でも推進可能な取組として継続してきました。中でも、避難行動要支援者に関する情報共有については、地域の理解を得ながら協定を締結し、平常時の見守りや災害時の安否確認・避難支援等に活用するなど、防災施策の取組の一環として順調に進めることができています。

◆この施策の柱における取組指標と目標の見直し

健康増進と併せた地域交流の場の創出と活動推進として取り組んでいる「こけないからだづくり講座」については、今後も継続して取り組んでいく必要がありますが、実施事業の最終目標を令和3年度で達成したため、No.89の評価指標を「開催か所数」から「参加人数」に変更して、参加者を増やす取組を推進していきます。この評価指標については、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年4月策定）で設定したものであり、本計画との調和を図るため指標を統合することとしました。

なお、参加人数の数値設定については、平成30年度の高齢者人口50,547人のうち、参加人数の実績4,144人の割合を基に、高齢者人口の8.2%を目標に設定しています。

参加人数を増やすための取組として、60歳代～70歳代の若い世代に対しての情報発信や通いの場アプリへの講座情報登録、ケーブルテレビでの放映などを実施していきます。

No.110の取組については、今後の避難支援等関係者との協定締結推進は継続しつつ、より実行性を持たせた避難支援につなげるために、名簿登録者について、具体的な避難方法を定めた「個別避難計画の策定数」を新たな成果指標として取り組みます。

①「こけないからだづくり講座」の参加人数／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
89	3,420人	4,223人

②避難行動要支援者の個別避難計画策定数／取組主体：福祉課

取組No.	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
110	123件	530件

施策の柱

2. 3 生活困窮者支援の充実

生活に困窮している人に対し、社会的孤立の防止や社会参加、自立に向けて支援します。また、子どもの貧困対策の充実を図ります。

施策

2. 3. 1 生活困窮者の孤立の予防と支援の充実

(1) 生活困窮者が自立するための支援

No.	取 組 内 容	所 管
111	生活自立相談センターの生活困窮者の自立した生活に向けた相談支援や支援プラン作成への体制強化	社会福祉協議会
112	生活自立相談センターの任意事業による就労準備支援事業*や家計改善支援事業*実施による体制強化の検討	福祉課、社会福祉協議会
113	地域の関係者で解決を検討する地域生活支援会議の開催や生活困窮者自立支援事業による支援体制の構築	福祉課、社会福祉協議会
114	住民と社会福祉法人等が一体となった地域貢献連絡協議会*の設置と生活困窮者支援や社会貢献のあり方の協議の場づくり	社会福祉協議会
115 ●	地域におけるフードバンク*の取組推進	社会福祉協議会
116	公共職業安定所による生活困窮者への求職支援の活用	保護課、福祉課
117	ふるさと育成協議会による経済的困難等を抱える世帯の子どもの進学や就職支援への取組との連携	総合政策課
118	地域生活課題のテーマに沿った就労への準備支援である「みやこんジョブセミナー*」の開催継続と受講者の拡充	社会福祉協議会
119	多機関協働包括的支援体制構築事業による各専門機関と連携の仕組みの強化と民間サービスの活用等を含めた支援の充実	社会福祉協議会
120	ひとり親が就職に有利な資格を取得するため、養成機関へ通うための経費を補い、生活の安定を図るための給付金を支給	こども課
121	庁内連絡会と生活自立相談センターとの連携体制整備	福祉課 社会福祉協議会
122	都城地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会*に所属する関係機関と連携しながら、効果的・効率的な就労支援の実施	保護課
123	市と宮崎労働局による一体的実施事業に基づき設置された「みやこのじょう福祉就労支援コーナー」における職業相談及び職業紹介の実施	保護課

施策

2. 3. 2 子どもの貧困対策、学習支援、生活支援の推進

(1) 地域における子どもの生活・学習の支援

No.	取 組 内 容	所 管
124	子育て支援に関する地域活動の実施を支援する子どもスマイル助成金*やこども基金*活用事業補助金の活用を推進	こども課、社会福祉協議会
125 ●	学習支援の場づくり、学習支援サポーターの養成など、子どもの学習習慣や食育を含む生活習慣を育む取組の推進	こども課、社会福祉協議会
126	子どもカフェ、子ども食堂など子どもを中心とした居場所の整備	社会福祉協議会

(2) 子どもの就学等の支援

No.	取組内容	所管
127	就学困難な児童生徒の保護者への学用品費等必要な援助支援の実施	学校教育課、 社会福祉協議会
128	大学等への進学を支援する「進学準備給付金」制度による、生活保護世帯の子どもの自立を支援	保護課

◆この施策の柱における取組指標と実績

①生活困窮者の支援のためのフードバンク収集量／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
115	373kg	400kg	450kg

実績(令和3(2021)年度)	評価
—	順調

②子どもの学習支援等の実施か所数／取組主体：社会福祉協議会、こども課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
125	12か所	15か所	16か所

実績(令和3(2021)年度)	評価
16か所	順調

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

コロナ禍において、困窮世帯の支援に賛同する個人や企業が増加し、定期的に食料の提供をいただくなど、支援の輪が広がりをみせています。相談が著しく増加した生活困窮分野については、生活困窮者の生活・就労支援、子どもの貧困対策・学習支援など、生活困窮に係る個別のニーズに丁寧に対応していく必要があり、今後も生活自立相談センターを基盤とした相談支援体制を継続して実施していきます。

学習支援の場においても、実際の開設は困難な状況もありましたが、15地区における実施体制は整えることができました。学習支援においては、NPO法人の取組や学生によるボランティア活動など、様々な形で展開されていますが、コロナ禍では学習の視点のみならず、健康状態への配慮や精神的フォローがこれまで以上に必要になるなど、その運営に当たっては担い手の負担が増大しています。子どもを軸に、学校教育と家庭教育が車の両輪として一体的に支えていく連携体制が必要です。

◆この施策の柱における取組指標と目標の見直し

No.115 のフードバンク収集量については、寄附の増加に伴って収集量での把握が困難となりました。今後は、安定的な供給が可能となるよう定期的に支援をいただける協力企業等の拡大を図るため、「食料提供等の協力企業数」を新たな成果指標として取り組みます。

No.125 の子どもの学習支援等の実施か所数については目標を達成しているため、今後は事業周知に併せて「子どもの生活・学習支援事業への参加率」を成果指標とします。なお、この指標については第2期子どもの未来応援計画に合わせる形としています。地域で展開されている様々な学習支援の取組や学校とも連携を図りながら、子どもを中心に地域で支える体制の構築に取り組んでいきます。

①食料提供等の協力企業数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
115	12社	15社

②ひとり親世帯等の子どもの生活・学習支援事業への参加率／取組主体：社会福祉協議会、こども課

取組No.	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
125	24.3%	47.8%

3 基本方針3『一人ひとりを支える基盤づくり』

施策の柱

3. 1 社会参加の機会の確保・創出

誰もが、就労を含む役割の持てる場を確保し、移動手段の利便性向上を図ることにより、社会を構成する一員として支えられる側と支える側が互いに支え合うことができ、社会参加のできる機会を創出します。

施策

3. 1. 1 多様な就労支援の充実

(1) 障がい者等の就労支援の推進

No.	取組内容	所管
129	就労支援、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター※、相談支援事業所※と連携した本人の希望・適性に合った就労に向けた支援	社会福祉協議会
130	農福連携を含めた中間的就労※の場の創出と就労の定着に向けた支援	福祉課、介護保険課、農政課、社会福祉協議会
131	シルバー人材センターにおける就労機会の提供	福祉課

施策

3. 1. 2 生活を支えるさまざまな移動の支援の確保

(1) 住民の安定した移動支援の体制確保の推進

No.	取組内容	所管
132	市またはまちづくり協議会との協働事業実施によるコミュニティバス及び乗合タクシー等の運行による住民の移動手段の確保に向けた取組	総合政策課
133	住民の移動手段確保としての路線バス及びJR等の公共交通機関の利用促進	総合政策課
134	外出支援に社会福祉法人による地域貢献事業の拡充に向けた支援	社会福祉協議会
135	70歳以上の高齢者に対する敬老特別乗車券の交付	福祉課
136	65歳以上70歳未満の運転免許証の自主返納者に対する敬老特別乗車券の交付の推進	総務課、福祉課
137	タクシー利用料1割引等の高齢者運転免許返納メリット制度の周知	総務課

(2) 子どもの送迎支援の体制確保の拡充

No.	取組内容	所管
138	ファミリー・サポート・センター※事業における子ども送迎等ボランティアとしての援助会員の拡充	保育課、社会福祉協議会

(3) 障がい者の移送支援の推進

No.	取組内容	所管
139	視覚障がい者向け障害福祉サービスの同行援護 [*] や知的・精神障がい者向け障害福祉サービスの行動援護、移動困難な障がい者全般向け障害福祉サービスの外出介護等の福祉サービス等による障がい者の移動支援の実施と推進	福祉課

◆この施策の柱における取組指標と実績

①障がい者の就労や継続就労を支援する就労定着支援事業^{*}の取組について説明を行った企業等の数／取組主体：福祉課

基準値(令和元(2019)年度見込)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
30社	45社	60社

実績(令和3(2021)年度)	評価
59社	順調

②毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の18歳以上3,000人を対象）「性別や年齢を問わず、働きたい人が仕事につきやすい環境（相談体制等）が整っているとしますか。」において、「そう思う」「まあそう思う」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
12.5%	13.7%	15.1%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
—	推進中

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

就労支援や移動支援に関することについては、既存の取組の中で見直しを図るなど、コロナ禍の有無にかかわらず協議検討を継続してきました。具体的な取組としては、障がい者を支援する事業者で構成する都城市障害者自立支援協議会の就労支援部会の中で、障がい者の雇用を推進するためのステッカーを作成しました。このステッカーを企業に配布する際に、障がい者の就労支援に関する取組について説明を行っています。この分野の取組については、行政や地域住民の創意工夫だけでは進められない部分でもあり、事業者等との協働が不可欠であるため、今後も多様な関係者、関係機関との継続した協議が必要です。

また、市民意識調査における成果指標については、調査の設問項目の見直しにより実績の確認ができなかったため、本施策に関連する「障がい者等の就労支援の推進」の取組状況を勘案した評価を掲載しています。

◆この施策の柱における取組指標と目標の見直し

市民意識調査の結果を指標としていた部分について、指標の見直しに当たり、施策として就労支援の他に掲げている「移動支援の確保」について成果指標の設定を検討しました。

その中で、No.136の取組である「70歳以上の市民又は65歳以上70歳未満の運転免許証の自主返納者」に対して交付していた「敬老特別乗車券」について、令和3年10月から「70歳以上の市民又は65歳以上70歳未満の運転免許証を有していない市民（元から運転免許証を所持していない人を含む。）」に拡大する改正を行っています。

この改正と、長期的に課題として挙がっている高齢者の移動支援の観点に着目し、本取組を新たに推進していく指標として設定します。

②65歳以上70歳未満の運転免許証を所持していない市民に対する敬老特別乗車券の
交付数／取組主体：福祉課

取組No.	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
136	9人	12人

施策の柱

3. 2 社会福祉法人の地域における取組の推進

福祉ニーズに対して地域の中心となる社会福祉法人の様々な取組を推進し、地域づくりを支援します。

施策

3. 2. 1 社会福祉法人の公益的な取組の推進

(1) 社会福祉法人による地域貢献活動の推進

No.	取組内容	所管
140	15 地区における社会福祉法人等とのネットワーク体制の構築を推進	福祉課、 社会福祉協議会
141	都城市社会福祉施設等連絡会において地域貢献の取組の研修等の実施による貢献活動の推進	社会福祉協議会
142	地域貢献連絡協議会 [*] の創設及び地域生活課題に沿った社会貢献活動の協議と取組の推進	社会福祉協議会
143 ●	安心セーフティネット事業 [*] の取組による各法人の地域貢献活動推進に向けての支援	社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①社会福祉協議会や関係機関と連携・協働しながら地域の総合相談や経済的援助の公益的な取組を行う安心セーフティネット事業の登録法人の数

／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(平成 30(2018)年度)	目標(令和 3(2021)年度)	目標(令和 6(2024)年度)
143	28 法人	31 法人	34 法人

実績(令和 3(2021)年度)	評価
32 法人	順調

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

セーフティネット事業の登録法人については中間目標を達成しており、これは社会福祉法人の公益的な取組が進んでいる結果ともいえます。セーフティネット事業では生活困窮者に対する現物給付による支援を実施していますが、コロナ禍においては、各種給付金や特例貸付の実施等、他の施策を受ける事例が多く、セーフティネット事業としての展開は多くありませんでした。今後については、都城市社会福祉施設等連絡会において、地域貢献に関する取組の更なる展開を目指し、検討を進めていきます。

施策の柱

3. 3 子どもがいきいきと成長できる環境

全ての子どもがその子を取り巻く環境に左右されることなく、将来の夢や希望を持っていきいきと成長するために、家庭や学校が、地域と共に、子どもやその子どもの家庭を応援・支援できる切れ目のない環境を整備します。

施策

3. 3. 1 学校や地域と連携した福祉教育の推進

(1) 福祉教育の普及・促進

No.	取組内容	所管
144	各学校の福祉教育における高い人権意識・福祉意識の醸成と社会貢献できる人材の育成に向けた福祉教育の推進	学校教育課、社会福祉協議会
145	福祉教育推進に向けた社会福祉協議会の福祉教育推進事業や都城市社会福祉普及推進校連絡会*を活用した学校と地域が連携した活動の推進	福祉課、学校教育課、社会福祉協議会
146	体験型の出前講座の実施による活動の充実	社会福祉協議会
147	地域福祉座談会を活用した地域における福祉教育の推進	社会福祉協議会

(2) コミュニティ・スクール*（学校運営協議会*制度）と連携した福祉教育の推進

No.	取組内容	所管
148	小・中学校に設置する学校運営協議会において地域とともにある学校づくりを目指し、学校に関する課題を、家庭・地域と連携して解決に向けた取組を推進	学校教育課、社会福祉協議会
149	学校運営協議会への参画や地区社会福祉協議会との連携による体験学習やボランティア活動などの福祉教育の充実	社会福祉協議会

施策

3. 3. 2 子どもと家庭への支援

(1) 子どもの成長・発達に応じた支援の充実

No.	取組内容	所管
150	幼児健康診査による成長発達の確認や言葉や育児についての相談の実施	こども課
151	こども発達センターきらきらによる発達障害の相談や診察・診断の実施	こども課
152	母子保健の取組による妊娠期から子育て期までの育児不安の早期解消や児童虐待の早期発見、予防に向けての見守りや支援の充実	こども課
153	子育て中の両親の交流の場や子どもの居場所としての子育てサロンの推進	社会福祉協議会
154	民生委員・児童委員による見守り支援活動の充実	福祉課、社会福祉協議会

(2) 要保護児童への連携対応

No.	取組内容	所管
155	要保護児童や支援・見守りの必要な家庭への児童相談所と連携した支援体制強化	こども課
156	要保護児童対策地域協議会*における医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、児童相談所等の関係機関との要保護家庭への支援についての協議の実施	こども課

(3) 学校における子ども支援の充実

No.	取組内容	所管
157	各学校との情報の共有や関係機関との連携による支援	学校教育課
158	いじめ、不登校生への対応に向け、スクールソーシャルワーカーの支援体制充実と強化	学校教育課

(4) スクールソーシャルワーカー*と連携した支援体制の強化

No.	取組内容	所管
159	スクールソーシャルワーカーと社会福祉協議会が連携した、家庭への支援体制の強化	学校教育課、社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

①学校と連携・協働で福祉教育を実施した回数／取組主体：社会福祉協議会

取組No.	基準値(令和元(2019)年度)見込	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
144	74回	90回	100回

実績(令和3(2021)年度)	評価
58回	推進中

②毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の18歳以上3,000人を対象）
「子育てしやすい、又は子育てにやさしいまちだと思いますか。」において、「そう思う」「まあそう思う」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
38.4%	39.7%	45.0%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
54.8%	順調

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

高い人権意識・福祉意識の醸成と社会貢献できる人材の育成に向けた福祉教育の実践について、コロナ禍の影響により実施回数は減ったものの、オンラインでの実施を含めて取組を継続してきました。また、福祉教育の実践を手助けするために作成した「福祉教育ガイドブック」について、普及啓発を図っていきます。

子どもと家庭への支援を巡っては、ゲーム依存・スマホ依存といわれるような新たな社会問題にも目を向ける必要があります。そして、子どもの抱える問題等を早期に発見するために、学校と地域が相互に情報を発信し共有していくことが重要です。同時に、行政や関係機関も一体となって支援につなげていく体制づくりが重要であり、子どもだけでなく親も含めた包括的な支援を引き続き推進していきます。

施策の柱

3. 4 「その人らしく」生きるための支援

住民が住み慣れた地域で安心してその人らしく生きるために、権利擁護と終活支援の取組を推進します。

施策

3. 4. 1 権利擁護の充実と推進

(1) 成年後見支援事業の活用の推進

No.	取組内容	所管
160 ●	都城市成年後見ネットワーク会議 [*] の制度利用促進の取組における各地区での相談会開設による相談支援の充実や周知・啓発	介護保険課
161	都城市成年後見ネットワーク会議による関係機関との連携強化の充実に向け検討会の実施と成年後見利用促進計画推進	福祉課、 介護保険課
162	成年後見制度 [*] 利用促進の取組における判断能力の不十分な方々（認知症、知的障がい等の方）への支援に向けた権利擁護センターの機能強化	社会福祉協議会
163	成年後見制度利用促進計画を推進するため中核機関（福祉課及び介護保険課）の機能強化	福祉課、 介護保険課、
164	市民後見人 [*] の養成等の権利擁護を推進する体制に向けた人や財源確保による充実強化の検討	福祉課、 介護保険課、 社会福祉協議会

(2) 日常生活自立支援事業^{*}の活用の推進

No.	取組内容	所管
165	日常生活自立支援事業の体制強化に向けて支援員確保及び専門員拡充の検討	社会福祉協議会

施策

3. 4. 2 エンディングに関わる様々な支援

(1) 医療介護連携エンディングノート^{*}の普及・啓発の推進

No.	取組内容	所管
166 ●	「人生会議 [*] 」の周知やエンディングノートの普及・啓発活動の推進	介護保険課

(2) 高齢者等の終活の取組支援

No.	取組内容	所管
167	民間団体が実施する終活に関わる支援情報（部屋の片付けや書類整理、終活のための身の回りの整理をしてくれる民間団体、死亡後の手続や、身寄りの無い高齢者の身元引受人サービスを提供している団体等）を各種相談窓口で情報提供できる体制づくりの検討	地域振興課、 介護保険課、 福祉課

第3章 取組の進捗状況と評価

168	民間のアドバイザー等を活用したエンディングのあり方へのサポートに向けコーディネートの実施	社会福祉協議会
169	みらいあんしん支援事業*の推進の検討	社会福祉協議会
170	遺贈の取組と活用に向けた検討	社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

- ①権利擁護としての都城市成年後見ネットワークの取組による相談会や福祉等関係者との意見交換会の開催地区数（累計）／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
160	4地区	8地区	15地区

実績(令和3(2021)年度)	評価
2地区	推進中

- ②「人生会議」の周知やエンディングノートの普及・啓発のための住民への出前講座の実施回数／取組主体：介護保険課

取組No.	基準値(令和元(2019)年度見込)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
166	25回	30回	35回

実績(令和3(2021)年度)	評価
5回	推進中

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

成年後見制度等の権利擁護に関する出張相談会や関係者との意見交換会については、コロナ禍の影響から中止とした回もありましたが、医療・福祉・法律等の専門職で構成する都城市成年後見ネットワーク会議において、公民館長や民生委員、福祉事業所の職員等と意見交換を行い、成年後見制度の理解を深める機会をつくってきました。また、成年後見制度に関する高齢者・障がい者支援のためのハンドブックを作成して相談支援機関に送付するなど、実務的なツールとして活用していただいています。

医療介護連携の取組として推進しているエンディングノートの普及啓発については、出前講座の実施が困難となり、十分な周知活動が困難な状況でしたが、広報紙での普及・啓発に加え、各自治公民館に見本を設置するなどの取組を実践しました。また、ケアマネジャー等の専門職に向けてもエンディングノートの説明を行いました。

今後も「その人らしく」生きるための支援の施策として継続的に取り組んでいきます。

施策の柱

3. 5 多様な地域生活課題への対応

誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるために、生活に困難な状況や課題を抱えている一人ひとりに対し、あらゆる関係機関や行政、住民が連携し、支援につなげていく体制をつくります。

施策

3. 5. 1 再犯防止対策の推進と関係機関との連携

(1) 社会復帰へのサポート体制づくりを検討します

No.	取 組 内 容	所 管
171	保護司会に対する研修等活動費補助及び広報活動の協力や「社会を明るくする運動」の推進	総務課
172	矯正施設*出所者への就労支援として地域事業者に対する協力雇用主制度の周知に向けた検討	商工政策課
173	地域生活定着支援センター*との情報共有の機会の創出	社会福祉協議会
174	司法に携わる関係機関や矯正施設の社会復帰を調整する福祉の専門職との連携による、出所前からの住まいと就労支援に向けた継続的支援の検討	社会福祉協議会
175	生活自立相談センター*の生活困窮者支援による個人に適応した役割の創出（就労やボランティア活動）や福祉サービスの利用支援	社会福祉協議会

施策

3. 5. 2 自殺対策の推進

(1) 自殺対策の一体的な支援を推進します

No.	取 組 内 容	所 管
176	関係機関からなる自殺対策協議会等の継続開催による各種自殺対策の取組の実施	福祉課
177	自殺未遂者への対応支援に向けた保健所等との情報共有	福祉課
178	自殺対策に向けた子どもや地域住民の居場所としての家族の会やサロン活動*等の取組へ関係団体と協働による推進と拡充	福祉課、 社会福祉協議会

施策

3. 5. 3 居住確保困難者への支援

(1) 住まいの確保に課題を抱える人の居住や日常生活を支援します

No.	取 組 内 容	所 管
179	生活自立相談センターによる就労支援と連動した住居確保給付金の支給	福祉課、 社会福祉協議会

第3章 取組の進捗状況と評価

180	居住サポート関係機関連絡会議※における住居確保支援及び生活支援における福祉サービス利用援助に向けた取組の強化	社会福祉協議会
181	市営住宅による障がい者や高齢者へ対応した住居の確保と提供支援	住宅施設課

施策

3. 5. 4 虐待防止の取組と支援施策の充実

(1) 子ども、障がい者、高齢者の虐待対策を推進します

No.	取組内容	所管
182	母子保健の取組による児童虐待の早期発見や予防に向けての見守りや必要に応じて児童相談所と連携した支援の充実	こども課
183	障がい者虐待防止センター※における障がい者虐待への包括的支援体制の推進	福祉課、 社会福祉協議会
184	高齢者虐待に対し地域包括支援センター等の関係機関と連携の拡充を図り場合によっては緊急一時保護の対応を実施	介護保険課
185	民生委員・児童委員や主任児童委員の地域における見守り支援活動の充実	福祉課、 社会福祉協議会

◆この施策の柱における取組指標と実績

- ①毎年実施される「市民意識調査」における設問（市民の18歳以上3,000人を対象）
「今の都城市を住みやすいと感じていますか。」において、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
88%	88.2%	88.5%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
—	推進中

- ②毎年実施される「市民意識調査」における設問「これからも都城市に住み続けたいですか。」において、「現在住んでいるところに住み続けたい」「市内の別の地域にすみたい」の回答を合計した割合

基準値(平成30(2018)年度)	目標(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
79.4%	79.6%	79.9%

※本計画「第2章 本市の現状と課題」「(2) アンケートから見える本市の福祉に関する状況」参照

実績(令和3(2021)年度)	評価
83.0%	順調

◆この施策の柱における実績・評価に対する考察

生活困窮者の住居確保や、自殺対策については取組の成果が現れていますが、虐待防止については、発覚した事案こそ早期解決への支援が進んでいるものの、予防の取組には、なお課題が残っています。一方で再犯防止については、関係機関との連携がまだ充分とはいえ、今後の取組の推進が必要です。

また、市民意識調査における成果指標については、調査の設問項目の変更（類似の質問と統合されたこと）により実績の確認ができなかったため、本施策の柱における各取組の進捗状況を勘案した評価を掲載しています。

◆この施策の柱における取組指標と目標の見直し

市民意識調査の結果を指標としていた部分について、施策の柱の中で掲げている他の取組の中から新たな指標となる項目について検討しました。

現状として、本市の自殺死亡率は、全国及び県の数値より高いことや、コロナ禍の影響による自殺者の増加が懸念されていることなどから、「自殺対策の推進」について重点的な取組指標として掲げることとし、自殺対策の普及啓発の一環である「ゲートキーパー※養成講座の実施回数」を新たな成果指標として設けます。

①ゲートキーパー養成講座の実施回数／取組主体：福祉課

取組No.	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
176	5回	6回

4 地域の取組の進捗状況

《地区社会福祉協議会の事業目標》

- ①組織体制及び機能の強化
- ②地域福祉人材・ボランティア人材の育成、新規養成
- ③各地区の特徴を活かした地域福祉活動の推進
(男性料理教室、世代間交流事業、小地域福祉座談会、福祉学習会、ボランティア研修、見守りネットワーク活動、福祉ボランティアまつり、福祉教育活動支援、福祉映画祭)
- ④新規プログラム開発と推進
- ⑤生活支援サービスの開発と推進
- ⑥相談窓口の定期開設及び開設時間や開設日の増設
- ⑦なんでも相談員のスキルアップ研修会
- ⑧地区担当者や専門職、関係機関等との連携強化
- ⑨生活課題の発見・共有・解決の仕組み確立（地域生活支援会議の実施等）

《地区社会福祉協議会の取組内容及び実績（令和3年度）》

事業実績	成果
<p>①各地区における地域福祉活動の実践</p>	<p>【ふれあいいきいきサロン「いたつみろかい」活動支援】 地域住民にとって身近な自治公民館単位で、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど様々な世代を対象として、健康に関することや認知症予防、介護予防などの学習会や運動プログラムを取り入れながら、多世代交流の場として取組を展開していきました。 ・ふれあいサロンや世代間交流の開催箇所～178か所</p> <p>【子育てサロン活動】 子育て中の親子等を対象とし、親子で楽しめる内容を工夫しながら実施してきました。 ・未就学児を対象とした子育てサロン～5か所</p> <p>【小中学生を対象とした学童サロンの開設】 夏休みや冬休み期間中の居場所として、また、家族以外の大人や異学年との交流の場として学童サロンを開設しました。更には、地域の高齢者の方にプログラムの講師や見守りボランティアとして参画いただくなど、高齢者の活躍の場づくりにもつながりました。 ・小学生等を対象とした学童サロン～1か所</p>

	<p>【小学校参観日預かり保育の実施】 保護者の負担軽減のほか、地域住民と保護者、子ども、学校とのつながりづくりの活動として実施しました。 ・小学校参観日における子ども預かり保育～3校</p> <p>【学習支援事業や子ども食堂の実施】 困窮世帯を軸としつつも、そのような世帯に限らず地域との関係性が希薄な世帯や、何かしらの支援が必要と思われる子どもや世帯等を対象として、学習支援や食育活動、地域住民との交流を通じて、地域で共に生きていく力を身に付けることを目標として実施しました。 ・学習支援活動～11か所（地区社協としての実施） ・子ども食堂～1か所</p> <p>【その他の地域福祉活動の取組】 ・障がい者サロン活動支援・登下校時見守り活動・在宅介護者のつどい・在宅介護者訪問活動・地域福祉座談会・地域福祉研修会・見守りネットワーク活動・福祉教育活動支援・福祉関係機関との意見交換会 等</p>
<p>②「福祉なんでも相談窓口」の開設</p>	<p>福祉なんでも相談は15の地区公民館を拠点に開設していますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、窓口の開設休止等を余儀なくされる時期が続きました。一方で、妻ヶ丘地区に東部サテライト（自治公民館）を月1回開設し、そこで10件の相談を受け付けるなど新たな取組も実践できました。</p> <p>福祉なんでも相談の相談員は地域住民の方ですが、市社会福祉協議会の地区担当者のバックアップを受けながら、相談内容に応じて各関係機関につなぐなどして対応しています。</p> <p>また、相談窓口の周知について公民館長会等で説明し、地域住民の方々により身近な地域に相談窓口があることを認知いただくことで、地域生活課題の早期発見・早期対応につながっています。</p>
<p>③「生活おたすけサービス」の推進</p>	<p>高齢者ができる限り自立した在宅生活を継続できるように、軽度の家事援助（炊事・洗濯・掃除・買い物等）を生活援助員（地域のボランティア）が支援する取組です。研修会の開催などを通して、新たな担い手の募集や確保に努めました。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・年間延べ派遣回数～2, 230回 ・年間延べ派遣時間～2, 636時間 ・年間延べ利用者数～518名 ・生活援助員登録数～173名 ・援助員新規登録者数～14名
④生活支援サービスの開発・推進	<p>制度や施策だけでは対応できない様々な地域生活課題に対して、第2層生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）と連携を取りながら、情報収集を行い、課題を把握し、地域に必要な支え合い・助け合いの活動の検討を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター情報交換会（15地区） ・生活支援サービス小鷹おたすけ隊発足 ・買い物支援サービス（わくわくワゴン）発足
⑤地域福祉に関する普及啓発	<p>福祉広報の発行や地域住民を対象とした学習会、座談会等を実施することで、地域福祉の応援者・協力者を確保する取組を実践しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉広報の発行～14地区、計22回 ・学習会、研修会の実施～計5回

生活援助員のつどい



学習支援



住民型福祉サービス



広報紙の発行



第4章 都城市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨等

(1) 趣旨・目的

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、嗜癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱え、罪を犯してしまった人達の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。とりわけ、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要であるといえます。

こうした中、平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

宮崎県においては、県庁内の関係部局を始め、国の機関や関係団体等と連携しながら、犯罪をした人等を社会の構成員として復帰させるための体制づくりや、これらの人に対する県民の理解促進などの対策を実施していくことにより、宮崎県の再犯防止の推進を図るため令和2年度を初年度とする宮崎県再犯防止推進計画が策定されています。

このような背景を踏まえ、本市においても犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的・包括的に計画し、誰一人取り残さない地域社会をつくっていくことを目的とした「都城市再犯防止推進計画」を策定するものです。

◆再犯防止推進法（関係条文抜粋）（再掲）

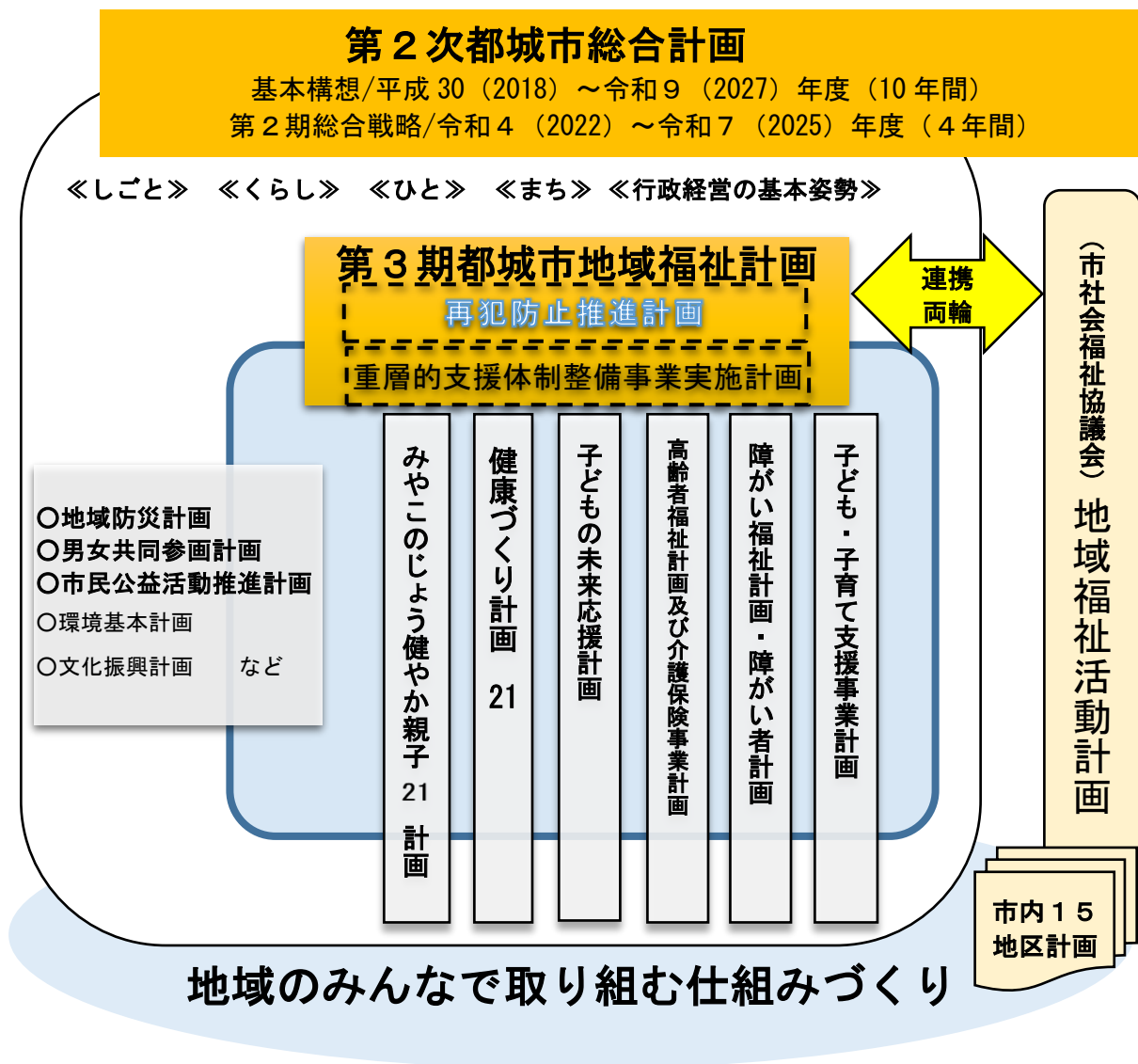
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 再犯防止推進計画の位置付け(再掲)

本市においては、再犯防止推進法第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包する形で策定します。

◆再犯防止推進計画の位置付け(再掲)



(3) 再犯防止施策の対象者

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、宮崎県再犯防止推進計画にも位置付けられている、起訴猶予*者、執行猶予*者、罰金・過料を受けた者、矯正施設*退所者、非行少年*若しくは非行少年であった者又は暴力団離脱希望者（以下「犯罪をした者等」という。）のうち、支援が必要な人とします。

また、上記に掲げる者の父母、配偶者、子どもなどの家族についても、必要に応じて支援の対象とします。

◆再犯防止推進法（関係条文抜粋）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

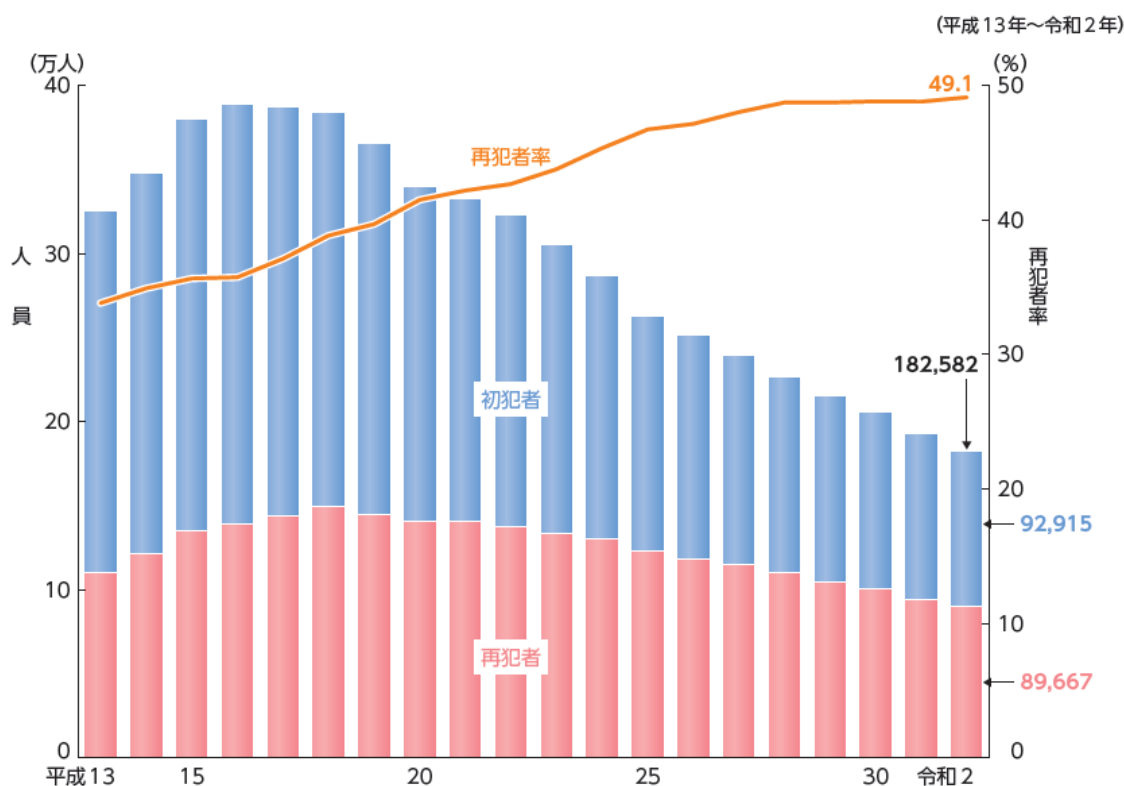
2 再犯防止を取り巻く状況

(1) 全国における再犯を取り巻く状況

① 再犯者人員・再犯者率の推移

全国の刑法犯検挙者数は、平成16年の38万9千27人を境に減少を続けており、令和元年からは20万人を下回り、令和2年は18万2千582人と、戦後最少となっています。一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、年々増加傾向にあります。全国では、平成20年から40%を上回り、平成30年には48.8%、令和2年には49.1%に達しています。

◆刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

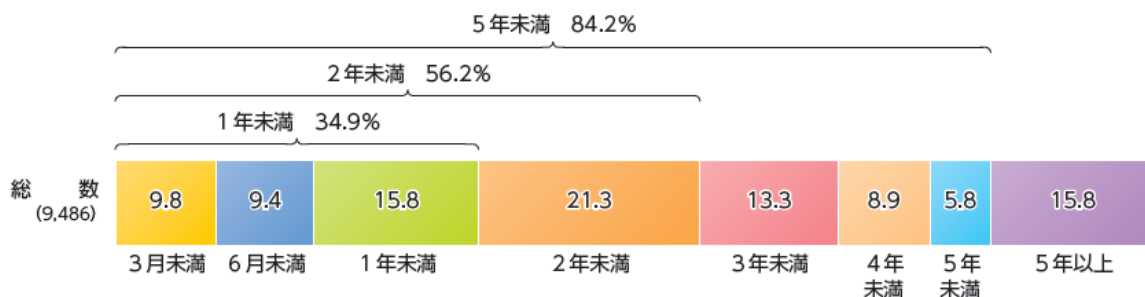
出典：法務省『令和3年度犯罪白書』

② 再入者の再犯までの期間

令和2年の入所受刑者のうち、再入者の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比をみると、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が5割以上を占めています。そのうち、出所から1年未満で再犯に至った者は34.9%、さらには3月未満で再犯に至った者も9.8%いるなど、短期間のうちに再犯に至ってしまう現状があります。

◆再入者の再犯期間別構成比

(令和2年)



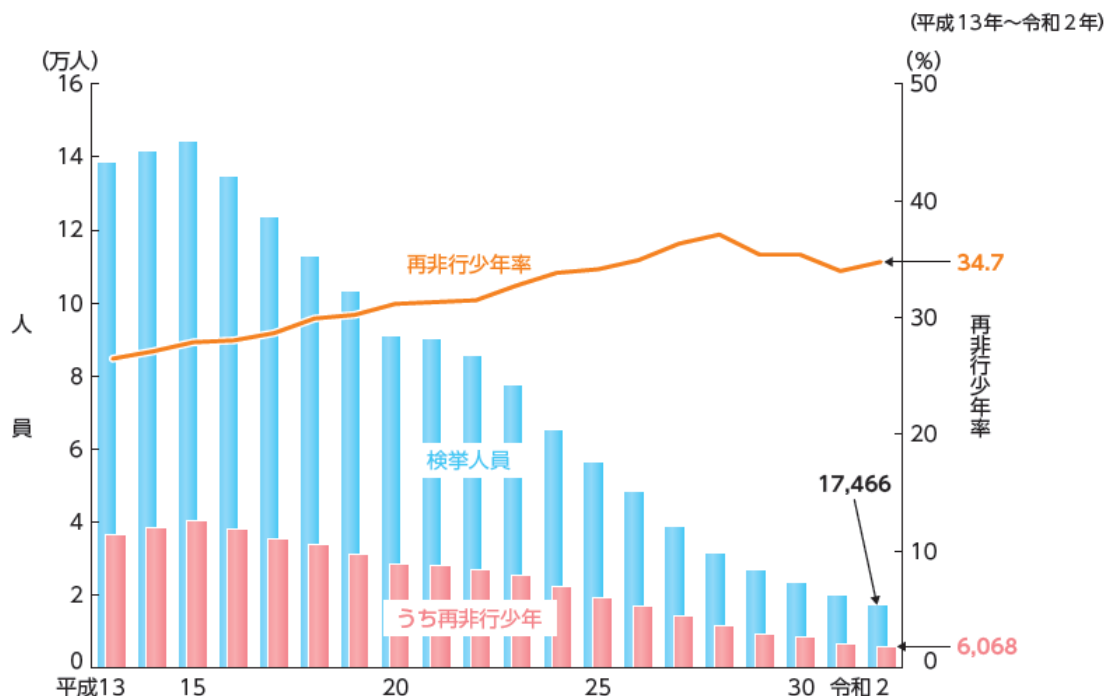
- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
- 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
- 4 ()内は、実人員である。

出典：法務省『令和3年度犯罪白書』

③ 再非行少年の人員・再非行少年率の推移

再非行少年の人員及び再非行少年率の推移は、平成9年から増加傾向にありましたが、平成16年以降は毎年減少しています。再非行少年率は、平成10年から平成28年まで上昇し続けた後、平成29年以降は3年連続で低下しましたが、令和2年は34.7%（前年比0.7pt上昇）となっています。

◆少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
- 3 触法少年の補導人員を含まない。
- 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
- 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

出典：法務省『令和3年度犯罪白書』

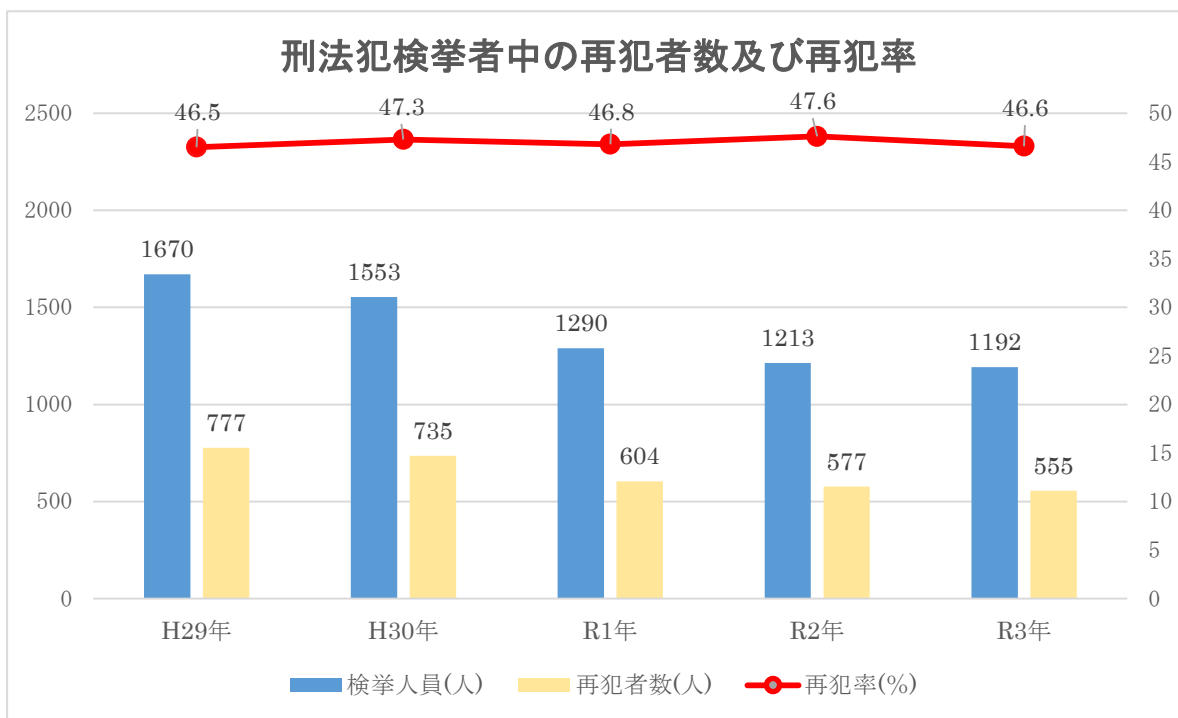
(2) 宮崎県における再犯防止を取り巻く状況

① 再犯者の推移

宮崎県内の刑法犯検挙者数も全国同様に減少傾向にあり、平成19年から3千人を下回り、令和3年は1,192人となっています。

その一方で、過去5年間の再犯率は平均して約47%と、減少することなく推移しています。

◆刑法犯検挙者中の再犯者の推移



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
検挙人員(人)	1670	1553	1290	1213	1192
再犯者数(人)	777	735	604	577	555
再犯率(%)	46.5	47.3	46.8	47.6	46.6

注) 情報提供元：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

◆令和3年の検挙人員、再犯者数及び罪種別（参考）

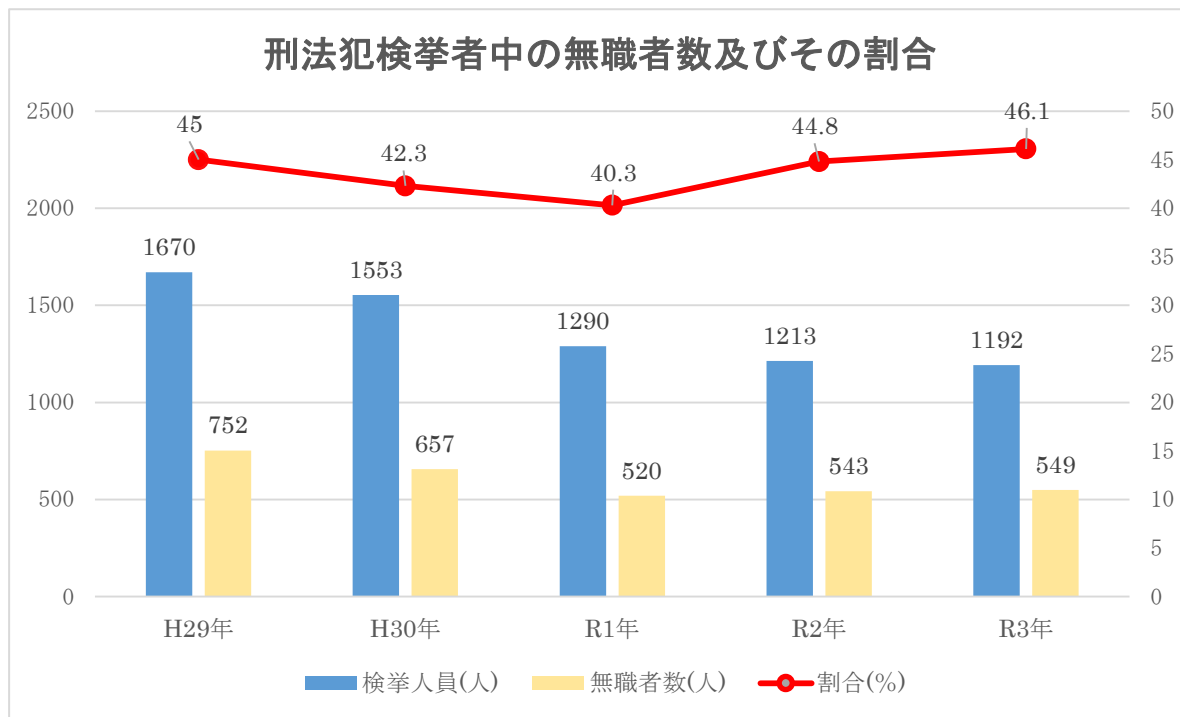
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
検挙人員(人)	29	318	597	106	24	118
再犯者数(人)	14	144	284	62	6	45
再犯率(%)	48.3	45.3	47.6	58.5	25.0	38.1

注) 情報提供元：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

② 刑法犯検挙者中の無職者数及びその割合

刑法犯検挙者のうち無職者の割合は4割を超える水準であり、令和元年以降は年々増加傾向にあります。再犯者数と概ね類似した数が挙がってきていることも特徴的といえます。

◆刑法犯検挙者中の無職者数及びその割合



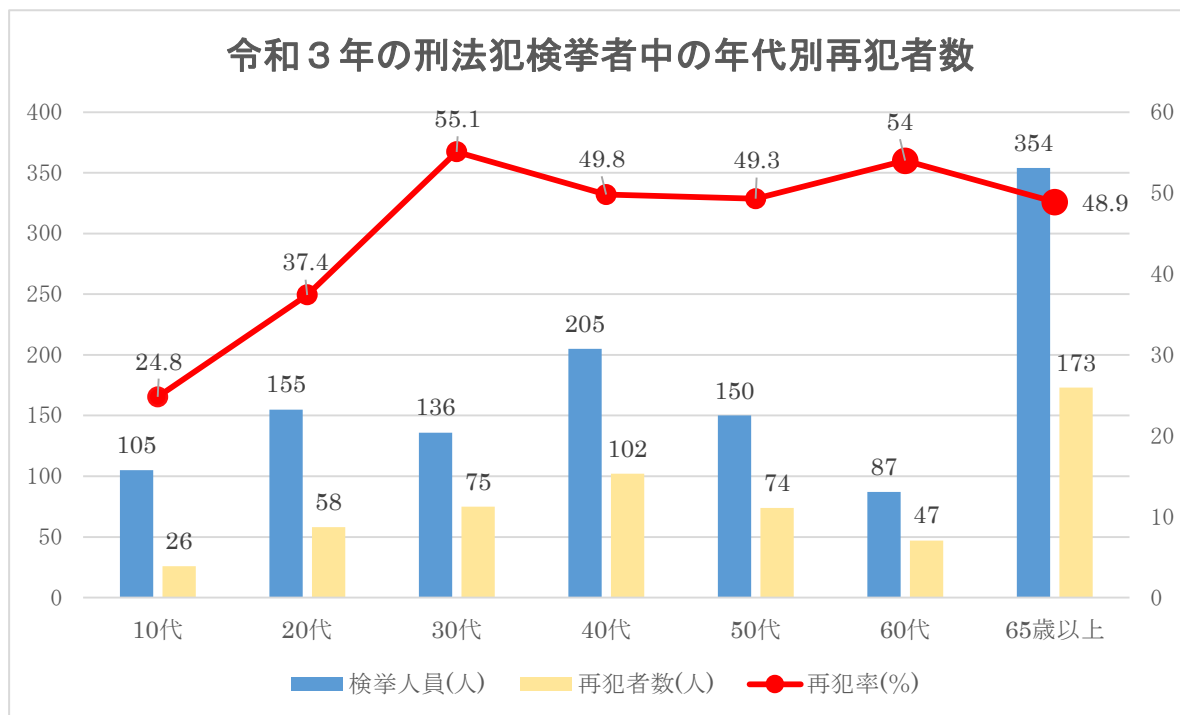
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
検挙人員(人)	1670	1553	1290	1213	1192
無職者数(人)	752	657	520	543	549
割合(%)	45.0	42.3	40.3	44.8	46.1

注) 情報提供元：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

③ 年代別再犯者数

令和3年の刑法犯検挙者中の年代別の再犯者数については、30代、60代で50%を上回る状況にあります。また、65歳以上の高齢者層の検挙人員数が多く、それに比例して再犯者数も多い状況がみられています。

◆令和3年の刑法犯検挙者中の年代別再犯者数



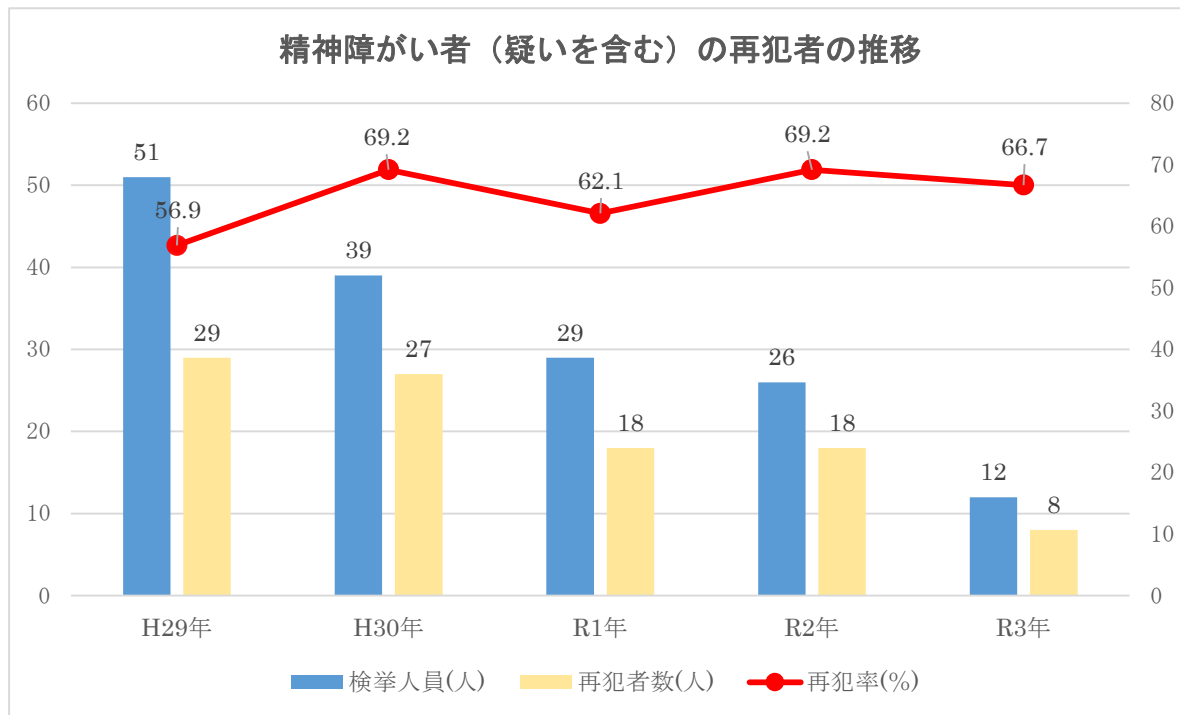
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	65歳以上
検挙人員(人)	105	155	136	205	150	87	354
再犯者数(人)	26	58	75	102	74	47	173
再犯率(%)	24.8	37.4	55.1	49.8	49.3	54.0	48.9

注) 情報提供元：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

④ 精神障がい者（疑いを含む）の再犯者の推移

精神障がい若しくは精神障がいの疑いのある人の検挙人員は減少傾向にあり、それに伴って再犯者数も減少しているものの、再犯率については近年 60%を超える高い水準で推移しています。

◆県内の刑法犯検挙者中の再犯者の推移（精神障がい（の疑いのある）者）



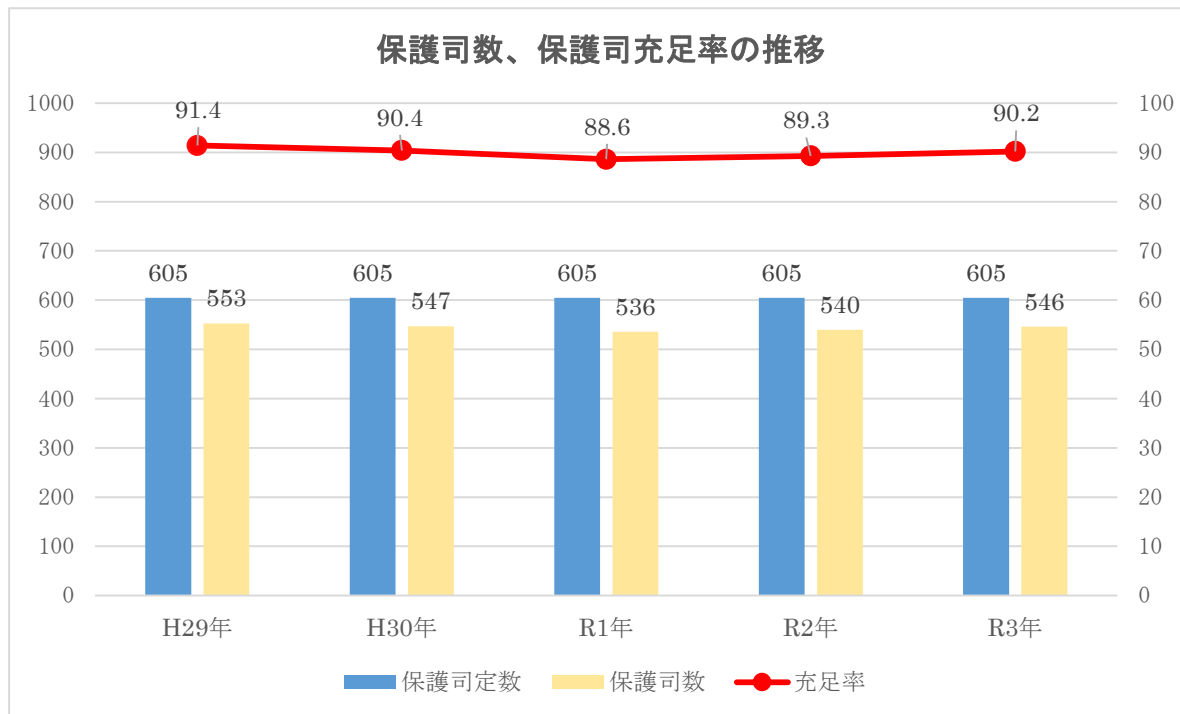
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
検挙人員(人)	51	39	29	26	12
再犯者数(人)	29	27	18	18	8
再犯率(%)	56.9	69.2	62.1	69.2	66.7

注) 情報提供元：宮崎県警察本部（都城警察署経由）

⑤ 保護司数、保護司充足率

保護司[※]数及び充足率は令和2年以降微増していますが、定数を満たすには至っていません。全国的に保護司の高齢化が進んでいることが要因の一つとして考えられます。

◆保護司数、保護司充足率の推移



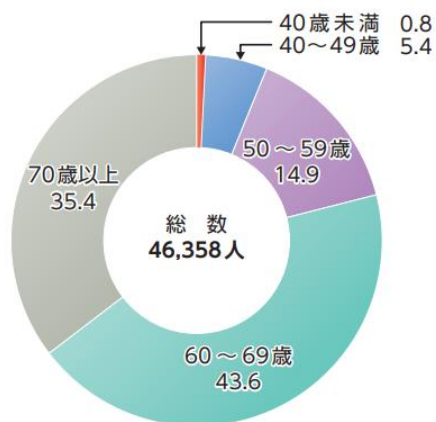
	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
保護司定数(人)	605	605	605	605	605
保護司数(人)	553	547	536	540	546
充足率(%)	91.4	90.4	88.6	89.3	90.2

注) 情報提供元：宮崎保護観察所

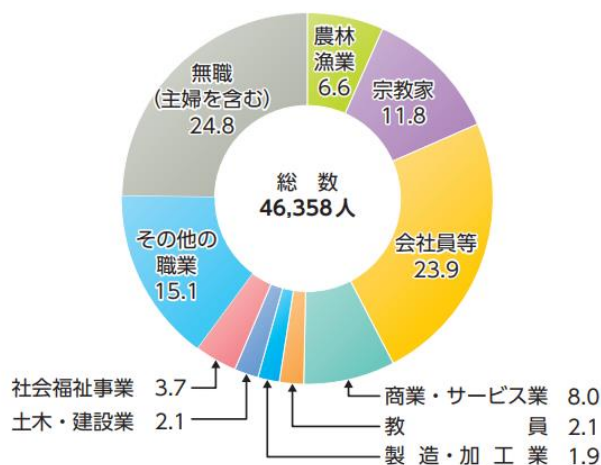
◆保護司の年齢層別・職業別構成比（全国）

(令和3年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



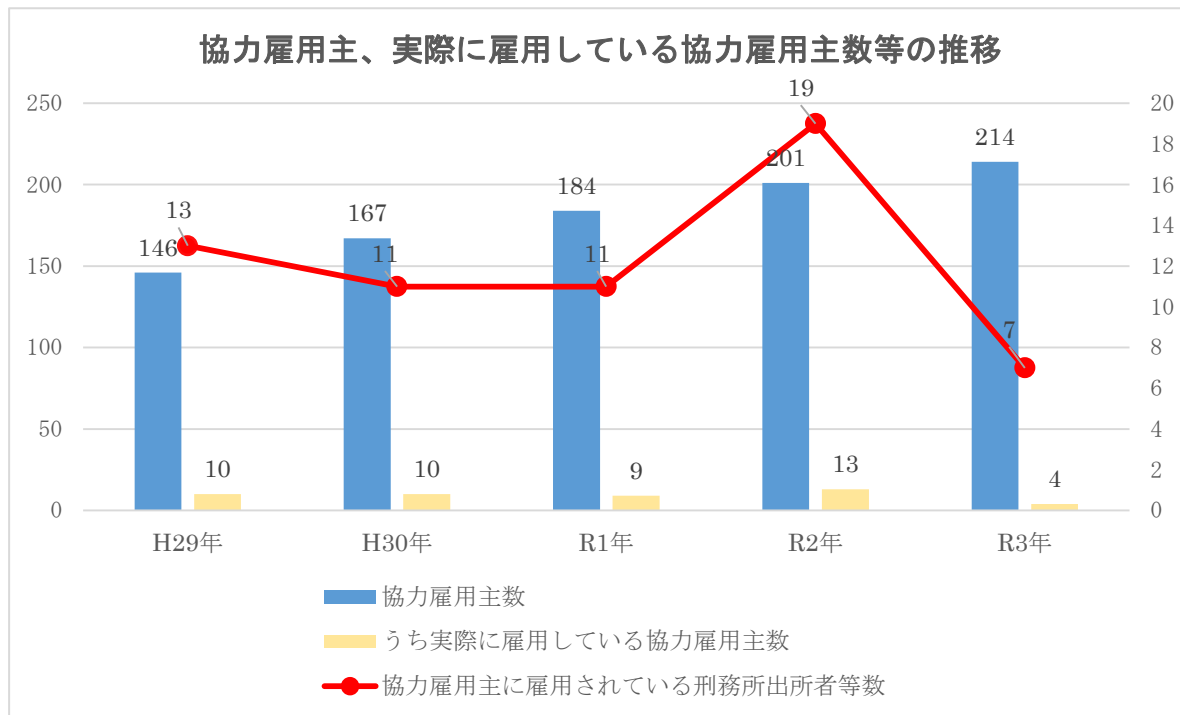
注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

出典：法務省「令和3年版犯罪白書」

⑥ 協力雇用主数、雇用している協力雇用主数等

協力雇用主*登録数は増加傾向にあるものの、過去5年間で実際に犯罪をした人等を雇用している社数は各年低い状況にあります。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数も同様に低い状況にあり、令和3年は7人に留まっています。

◆協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数等



	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
協力雇用主数	146	167	184	201	214
うち実際に雇用している協力雇用主数	10	10	9	13	4
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数	13	11	11	19	7

注) 情報提供元：宮崎保護観察所

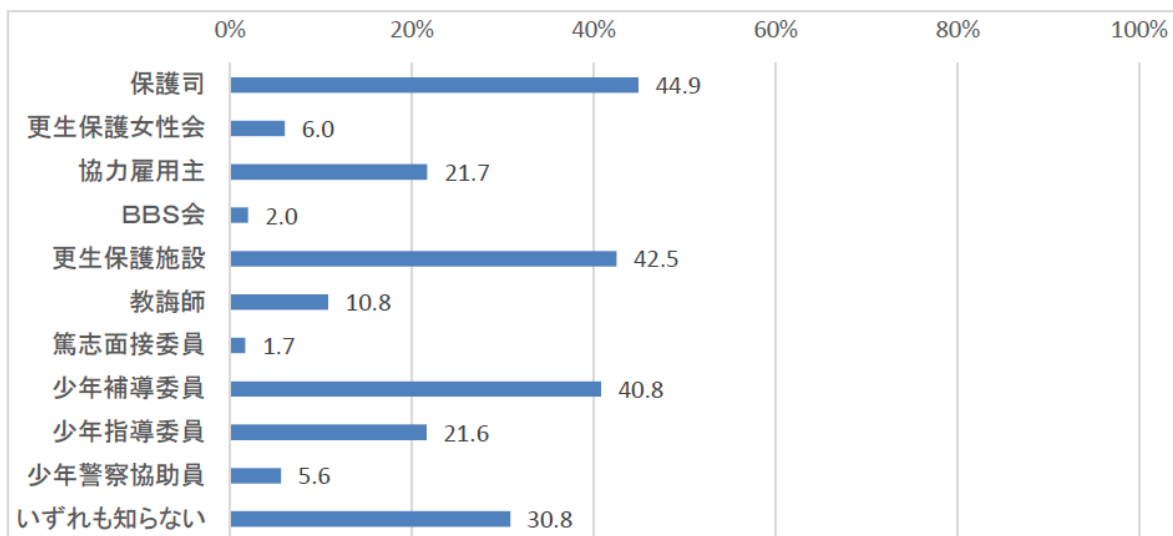
⑦ 再犯防止に関する意識の状況

宮崎県において、以下の要領で再犯防止に関する県民の意識調査が実施されています。

【調査の概要】	
1 調査名	宮崎県再犯防止の推進に関する県民意識調査
2 実施期間	令和元年5月24日（金）から5月25日（土）
3 調査方法	インターネットリサーチ
4 調査対象	宮崎県民
5 回答者数	1,030名
(内 訳)	
・性別	男性430名 女性600名
・年齢別	12歳～19歳 10名
	20歳～29歳 160名
	30歳～39歳 270名
	40歳～49歳 261名
	50歳～59歳 190名
	60歳～ 139名

主な民間協力者の認知度については、高い方から順に「保護司」が44.9%、「更生保護施設」が42.5%、「少年補導委員」が40.8%となっています。一方で、「いずれも知らない」という回答が約3割という結果が出ています。

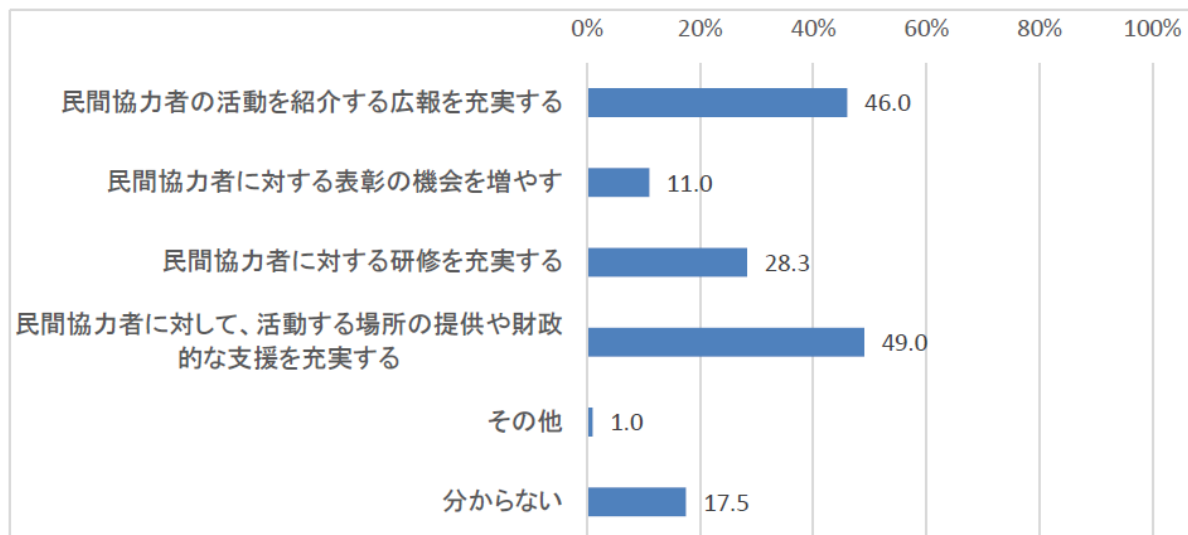
◆再犯防止に関する民間協力者の認知度



出典：宮崎県『宮崎県再犯防止推進計画』

これらの民間協力者を増やすためにすべきだと思うこととしては、「活動場所の提供や財政的な支援の充実」が49%、「広報の充実」が46%、「民間協力者に対する研修の充実」が28.3%となっています。

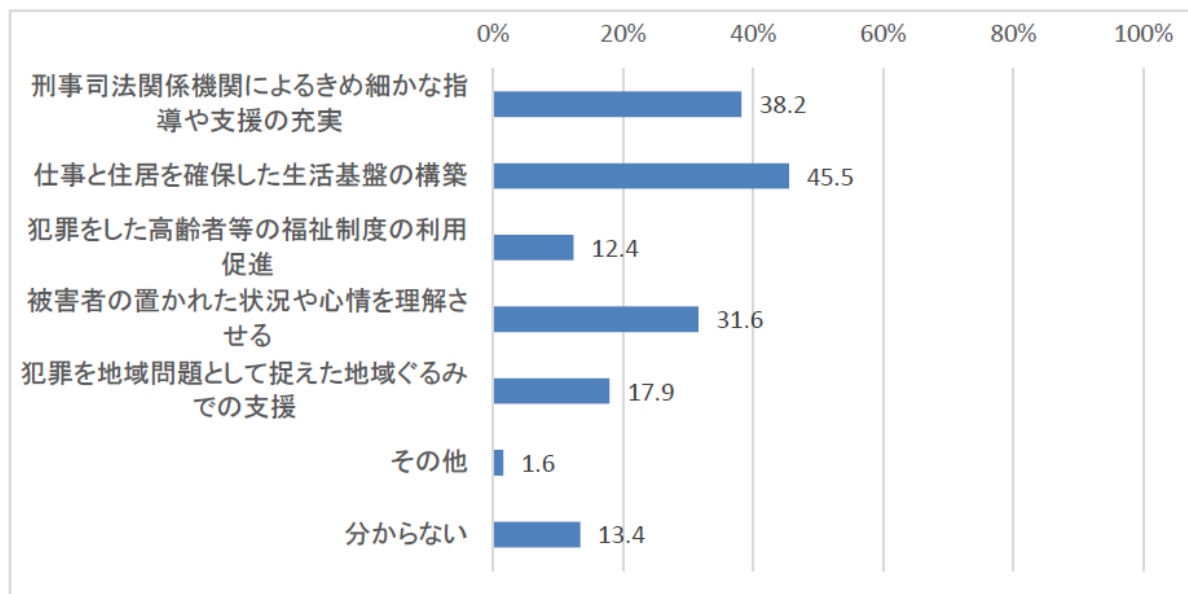
◆再犯防止に関わる民間協力者を増やすためにすべきだと思うこと



出典：宮崎県『宮崎県再犯防止推進計画』

再犯防止のために必要な具体策についての回答は、「仕事と住居を確保した生活基盤の構築」が45.5%と最も多く、次いで「刑事司法機関によるきめ細やかな指導や支援の充実」が38.2%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」が31.6%という結果になっています。

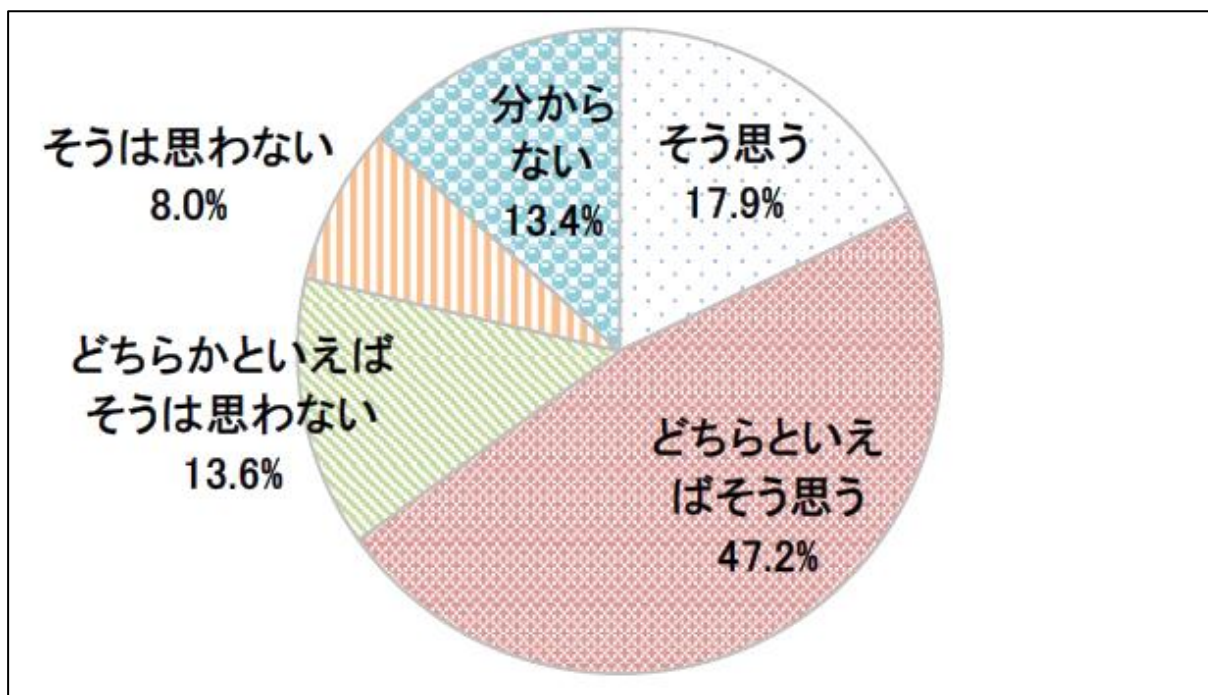
◆再犯防止のために具体的にどのようなことが必要だと思うか



出典：宮崎県『宮崎県再犯防止推進計画』

「犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる、『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という再犯防止の理念についてどう思うかという質問に対しては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた方が65.1%であり、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と答えた方が21.6%でした。

◆犯罪をした人等を「誰一人取り残さない」社会の実現は大切であると思うか



出典：宮崎県『宮崎県再犯防止推進計画』

(3) 本市における犯罪等を取り巻く状況

都城警察署管内における犯罪の発生状況としては、「窃盗」が最も多く、次いで「暴行」「傷害」「詐欺」がほぼ同数となっています。

また、犯罪の認知件数は年々減少していますが、検挙件数は令和元年度まで減少傾向にあったものの、令和2年度に再び上昇に転じています。

◆都城警察署管内における犯罪の発生状況

(1) 認知件数

	殺人	強盗	放火	強姦	窃盗	暴行	傷害	脅迫	恐喝	詐欺	横領	偽造	賭博	その他	認知件数
平成28年	1	2	3	4	712	32	40	6	-	29	-	1	-	163	993
平成29年	-	-	-	1	648	37	35	2	2	23	3	-	-	124	875
平成30年	2	-	2	1	483	39	28	-	1	25	3	-	-	80	664
令和元年	-	-	1	2	475	16	17	4	1	31	3	1	-	74	625
令和2年	-	-	1	1	405	29	29	6	-	31	-	3	-	87	592

(2) 検挙件数

	殺人	強盗	放火	強姦	窃盗	暴行	傷害	脅迫	恐喝	詐欺	横領	偽造	賭博	その他	検挙件数
平成28年	1	1	3	3	288	23	29	6	1	26	-	2	-	45	428
平成29年	-	-	-	2	265	32	31	1	1	19	2	1	-	54	408
平成30年	2	-	2	1	172	38	23	-	1	19	1	-	-	23	282
令和元年	-	-	-	2	201	11	15	3	1	18	2	1	-	32	286
令和2年	-	-	2	1	251	31	21	7	-	29	-	2	-	37	381

資料:都城警察署(管内)

非行少年(統計上の表現は不良行為少年)の補導状況については、「深夜徘徊」が最も多く、次いで「喫煙」、「飲酒」となっています。補導件数は年々減少傾向にあります。

◆都城警察署管内における非行少年の補導状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年										
						小学校	中学校	高校生	学生等	有職者	無職者				
刃物等所持	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家出	16	1	18	4	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
怠学	9	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金品持出し	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲酒	34	13	11	12	13	-	-	-	1	3	8	1	-	-	
喫煙	65	50	33	43	56	-	-	-	5	4	38	9	-	-	
薬物乱用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
深夜はいかい	188	155	64	53	62	-	2	18	4	17	21	-	-		
無断外泊	1	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-		
不健全性的行為	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不良交友	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不健全娯楽	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
性的いたづら	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-		
補導件数	317	229	134	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注:その他については、暴走行為・粗暴行為等

資料:都城警察署(管内)

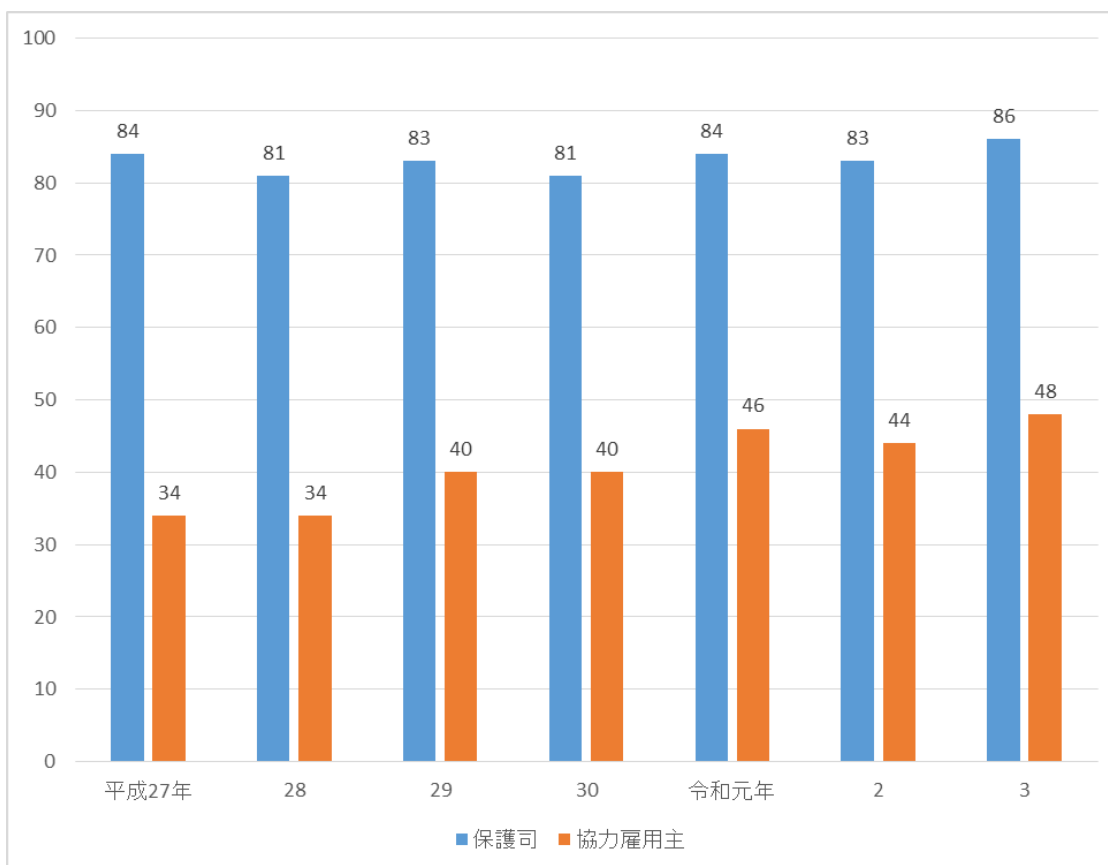
第4章 都城市再犯防止推進計画

本市及び三股町における保護司の数は、平成27年以降微増微減を繰り返し、令和3年は86名とやや増加しています。

また、協力雇用主の登録数は増加傾向にあります。

◆都城市、三股町の保護司数、協力雇用主数の推移

	平成27年	28	29	30	令和元年	2	3
保護司	84	81	83	81	84	83	86
協力雇用主	34	34	40	40	46	44	48

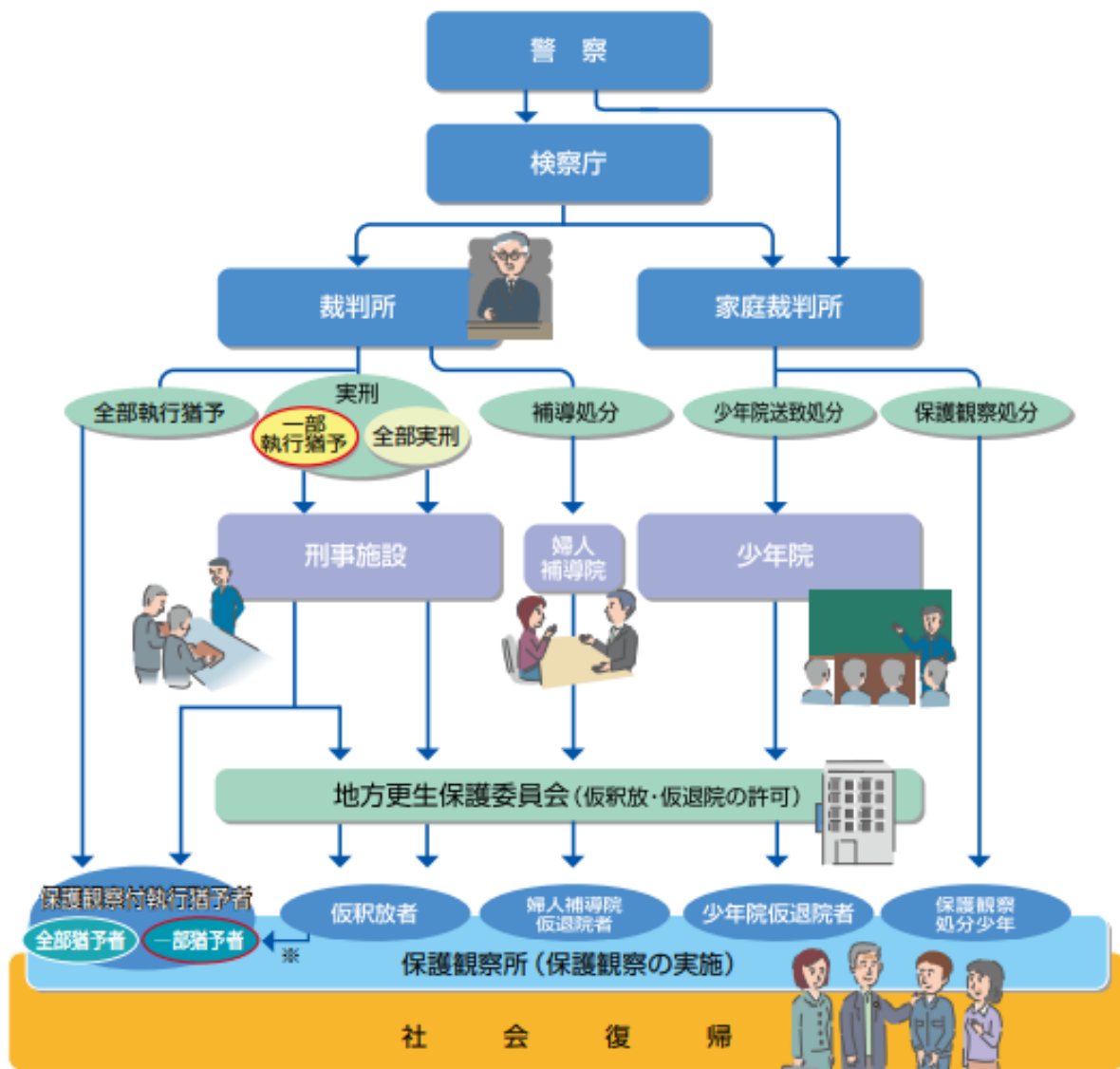


注1：各年9月1日現在

注2：都城市、三股町を含む

資料：総務課

◆刑事司法手続の流れ、保護観察の目的や種類（参考）



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

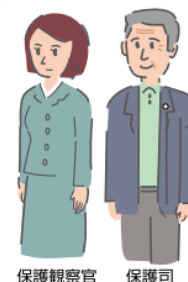
保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人とその対象となります。

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで (特定少年は保護処分決定から2年間※)
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで (特定少年は保護処分決定から3年以下※)
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者	補導処分の残期間

保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察、更生指導（令和4年4月から開始）がある。

※ 令和4年4月1日以降、処分時18歳・19歳の少年は「特定少年」と呼ばれ、新たに設けられた保護処分（2年の保護観察、6月の保護観察（更生指導）、3年以下の少年院送致）に付されます。



保護観察官 保護司

出典：法務省保護局「更生保護～地域社会とともに歩む～」

3 重点課題

(1) 国の再犯防止推進計画における重点課題

国の再犯防止推進計画においては、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現に向けて、以下の7つの重点課題と主な施策を掲げています。

◆国の再犯防止推進計画における7つの重点課題と主な施策

①就労・住居の確保

- ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループ*を含む民間団体への支援
- ・薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑*に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③学校等と連携した修学支援

- ・矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・矯正施設からの進学・復学の支援 等

④特性に応じた効果的な指導

- ・アセスメント機能の強化
- ・特性に応じた効果的指導の充実
- ・効果検証・調査研究の実施 等

⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・更生保護サポートセンター*の設置の推進
- ・更生保護*事業のあり方の見直し 等

⑥地方公共団体との連携強化

- ・地域のネットワークにおける取組の支援
- ・地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦関係機関の人的・物的体制の整備

(2) 本市の再犯防止推進計画における重点課題

宮崎県内の再犯を取り巻く現状から、再犯者の高齢化や、精神疾患が疑われる人の再犯率の上昇など、再犯と福祉的な支援が必要な人の関連が表出していることが分かります。

また、保護司や協力雇用主などの再犯防止に関わる民間協力者について、全く知らないとする回答が3割を占めていることや、誰一人取り残さない社会の実現についても、犯罪と結び付けた場合に必ずしも同意できない思いがあるなど、地域における再犯防止推進に対する意識等については課題の残るものとなっています。保護司については担い手の高齢化がみられるなど、今後再犯防止を推進するマンパワーが不足していく懸念があります。

さらには、出所後の就労や住まいの問題については、再犯防止を考える上で共通の課題といえます。

これらの背景から、国の再犯防止推進計画における重点課題を踏まえつつ、本市における再犯防止推進計画においては、以下の3点を重点課題として取組を推進していきます。

① 就労・住居の確保

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

③ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

4 再犯防止施策の取組内容

(1) 就労・住居の確保

【現状と課題】

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高くなっています。このことから、安定した職に就いていないことが、再犯リスクを高める要因の一つとなっていることが分かります。

犯罪をした者等の中には、①求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有しておらず求職活動が円滑に進まない場合があること、②職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができず、一旦就職しても離職してしまう場合があること、③障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなど、就労に関する課題は多岐にわたります。また、雇用主においては、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多い現状があります。

また、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そしてこれらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比べて短いことが明らかになっています。犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社*が利用できなかったりするなど、住居に関する課題も一様ではありません。

こうした就労や住居に係る多様な課題に対しては、利用可能な既存の各種施策、制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施することが必要です。連携の具体的なあり方として、関係者による相談窓口への同行・同席や、積極的な情報提供などが挙げられます。

【実施する取組内容】

罪を犯した人が出所後に仕事や住まいを得て、安定した生活基盤を築くことができるように、地域の関係機関と連携し就労や住居の確保に係る支援を行います。

No.	取組内容	所管
1 (171)	保護司会に対する研修等活動費補助や「社会を明るくする運動」の推進	福祉課
2	建設業者等級別格付の評価項目として、協力雇用主として保護観察所に登録されていることや、保護観察又は更生緊急保護の対象者の雇用を行ったことを加点	契約課
3 (172)	矯正施設出所者への就労支援として地域の多様な事業者に対する協力雇用主制度の周知に向けた検討	商工政策課、 福祉課、 社会福祉協議会

4 (173)	地域生活定着支援センターとの情報共有の機会の創出	社会福祉協議会
5 (174)	司法に携わる関係機関や矯正施設の社会復帰を調整する福祉の専門職との連携による、出所前からの住まいと就労支援に向けた継続的支援の検討	社会福祉協議会
6 (175)	生活自立相談センターの生活困窮者支援による個人に適応した役割の創出（就労やボランティア活動）、福祉サービスの利用支援	社会福祉協議会
7	出所した後に帰る家のない人が自立できるまでの間、一時的に住むことのできる「自立準備ホーム」に関する協議検討	福祉課、 社会福祉協議会

() の数字は地域福祉計画に元々位置付けていたもの

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【現状と課題】

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っているという全国統計が出ています。また、知的障がいのある受刑者についても全般的に再犯に至るまでの期間が短いことや、精神障がいのある受刑者の再犯率が高いことなどが明らかとなっています。

高齢者や障がい者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から福祉サービスにつながらない場合があること、刑事司法と福祉の連携体制が不十分であり切れ目ない支援が実施できていないことなどの課題があります。さらには、福祉サービスの提供事業者においても、犯罪をした者等の支援に入ることへの躊躇や戸惑いがあり、必要な支援につながらない場合もあります。

一方で、保健医療・福祉サービスは、通常犯罪をした者等であるか否かを問わず、必要に応じたサービスが提供されるべきものであり、犯罪をした者等の特性を理解するために、刑事司法機関との定期的な情報共有が必要となります。

【実施する取組内容】

犯罪をした高齢者又は障がいのある者等の再犯を防止するため、矯正施設出所者等に対する出口支援と、犯罪等の常習化を防ぐために必要な保健医療・福祉サービスへの橋渡しをするなどの入口支援を実施します。特に精神障がい者の支援については、精神科病院との連携を密に図っていくことが必要です。

No.	取組内容	所管
8	障がい者（児）基幹相談支援センターによる障がい特性に応じた福祉サービスの利用支援と医療機関との連携	社会福祉協議会

9	精神障がい者の地域定着に向けた支援と精神科病院との連携	社会福祉協議会 福祉課
10	地域生活定着支援センターとの情報共有の機会の創出(再掲)	社会福祉協議会
11	認知症等に起因して罪を犯す高齢者に対して、地域包括支援センターや民生委員等の連携による地域生活を基盤とした継続的な支援の提供	社会福祉協議会 介護保険課 福祉課
12	福祉サービス事業者に対する意識醸成のために実施されているセミナーや研修会の情報発信	社会福祉協議会 介護保険課 福祉課

(3) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会*、BBS (Big Brothers and Sisters) 会*等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員*、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師*、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア*など、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアによる活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっては、多くの課題があります。

【実施する取組内容】

関係機関と連携し、様々な活動の周知・広報を推進します。

No.	取組内容	所管
13	保護司会の広報活動への協力	福祉課
14	保護司の人材確保に向けた情報発信や周知	福祉課
15	警察、都城地区地域安全協会等と連携し、特殊詐欺等の防犯情報の発信	総務課
16	日本更生保護協会が実施する「立ち直り応援基金*」制度の周知	福祉課

第4章 都城市再犯防止推進計画

17	再犯防止の取組を地域で実施している民間ボランティアについて広報紙やホームページで紹介	福祉課
18	福祉サービス事業者に対する意識醸成のために実施されているセミナーや研修会の情報発信（再掲）	福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

5 再犯防止推進計画の進捗管理・評価

再犯防止推進計画の進捗管理と評価については、地域福祉計画の見直しに併せて行うこととします。今回位置付けた施策の取組については成果指標を設けていませんが、各取組については進捗管理及び考察を行うこととし、第4期地域福祉計画策定時には、再犯防止推進計画独自の成果指標を位置付けるよう検討を進めていきます。

◆宮崎県再犯防止推進計画の成果指標・目標値（参考）

【成果指標】新受刑者中の再入所者（※）数

基準値 59.2人（平成26年から平成30年までの平均値）

※犯行時の居住地が宮崎県である者の数

目標値 50人（令和5年1月から12月までの再入所者数）

（上記基準値から15%程度の減少を目指します。）

**第5章 都城市重層的支援
体制整備事業実施計画**

1 計画策定の趣旨等

(1) 趣旨・目的

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月1日から施行されています。

本市においては、第3期地域福祉計画の基本理念である「自然とふれあい、人を思いやり、共に支え合うまち」「安心して健康にずっと暮らしたげたい“ふくしのまち”都城」を実現するために、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

今回、地域福祉計画の中間見直しに合わせて、重層的支援体制整備事業をより効果的に実施していくための「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置付けるものです。

(2) 市内15地区の地域活動の状況

新型コロナウイルス感染防止のため、各地区における地域活動が制限される状況にあり、これまで実施してきた取組も中止せざるを得ないことが少なくありませんでした。活動ができない分「このような状況だからこそできることはないか」という地域の方々の声が挙がり、これまでの取組の振り返りや、これから必要となる活動や支援を行うための話し合いを重ねてきました。このことは地域活動に対する新たな気づきや発見につながり、コロナ禍だからこそその発展的な取組へと結びついていきました。

具体的には、高齢者が集まる行事は中止になりましたが、代わる活動として小学生から高齢者へ絵葉書や年賀状を送る取組を実践しました。また、自治公民館単位で実施されていた食事会などについては、個別訪問に切り替え食事をお渡しするなど、見守り活動も兼ねた取組へと転換しました。

さらに、在宅介護者の悩みを関係機関から拾い、事業の必要性を再検討し実施につなげたり、小学校を拠点とした学習支援事業を行うために、地域を中心に丁寧な協議を重ねて学校との連帯感を強め、新たな人材とつながるような取組も展開されました。その他には、例えば基本的に屋内で実施されることの多い会議や子育てサロンについては屋外で開催する、他の活動と組み合わせて実施するなど、集まりの場を工夫することによって活動を継続してきました。まさに住民主体となって知恵を出し合い、新たな活動を展開する意識の醸成につながっています。

このようにコロナ禍においては、制限され衰退していくものばかりではなく、コロナ禍だからこそできる取組を考え、実践する地域力は確かに育まれていることが分かります。まさに地域住民等が地域生活課題を「我が事」として認識し、その解決に向けて「丸ごと」つながろうとする「地域共生社会の実現」に向けた取組であり、本章で取り上げる重層的支援体制整備事業の取組に直結しているものといえます。このような地域の力を底上げしていくために、本市においては重層的支援体制整備事業に積極的に取り組んでいきます。

◆各地区の地域活動の取組

子育てサロンにじ



男性の調理実習



小学生年賀状大作戦



買い物支援



三世代交流



茶っぴいサロン（子育て）



消防訓練（多世代）



ふれあい訪問



子育てハッピーサロン



ふれあいウォーキング



世代間交流（絵手紙）



いきいきサロン



ボランティア福祉まつり



寺子屋サロン



世代間交流（訪問）

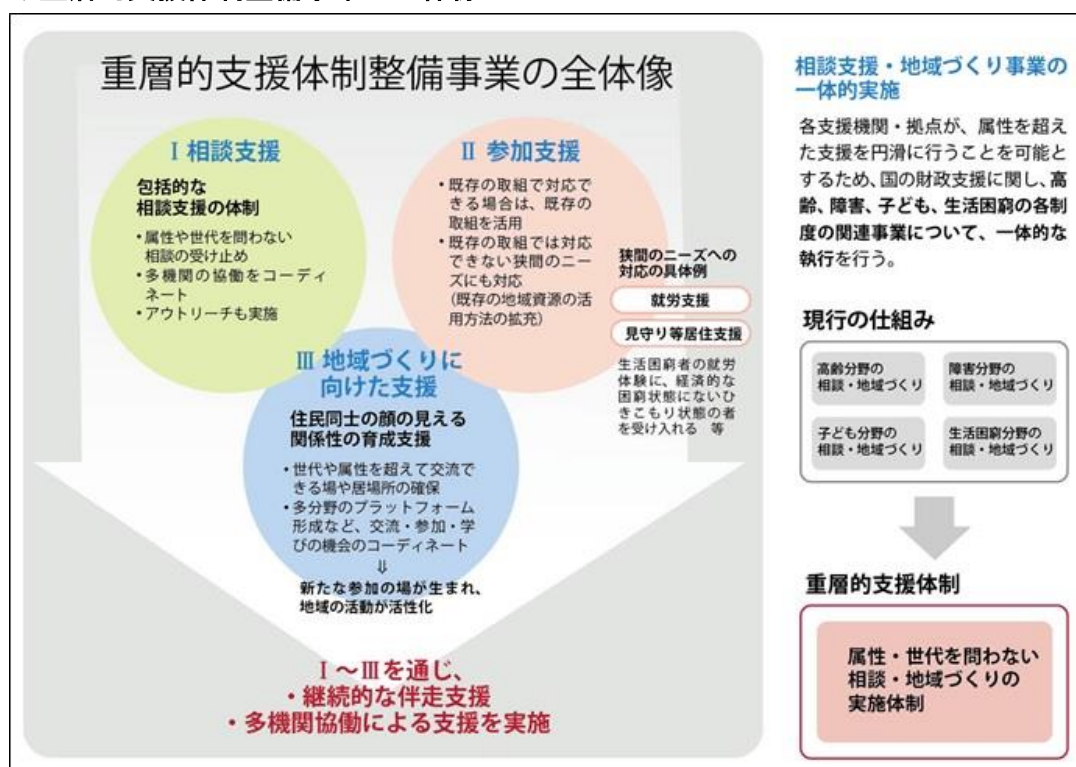


(3) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、『アウトリーチの充実を含めた分野横断的な相談支援』、『狭間のニーズに対応する参加支援』、『世代や属性を超えた地域づくりに向けた支援』を事業の柱とし、この3つの支援を一層効果的・円滑に実施するための『多機関協働による支援者の支援』を含めて、一体的に実施することとしています。

この取組により、従来、分野（介護、障がい、子ども、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりが、属性・世代を問わない相談・地域づくりへと変化し、重層的支援体制の構築へとつながっていきます。

◆重層的支援体制整備事業の全体像



広報誌「厚生労働」2021年4月号より

◆社会福祉法第106条の4第2項

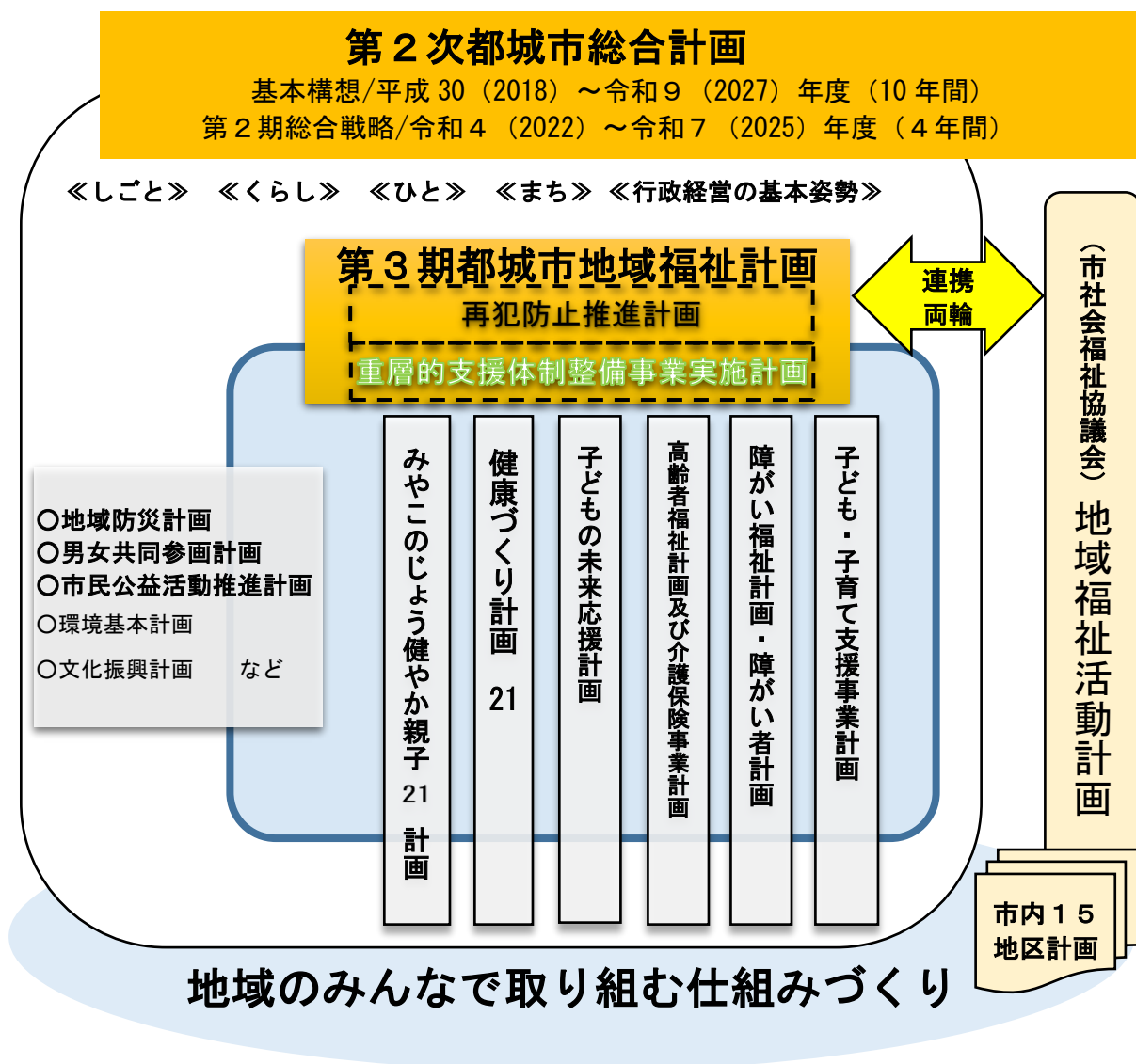
「重層的支援体制整備事業」とは、この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(4) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け

重層的支援体制整備事業実施計画については、社会福祉法第106条の5に「市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。」と規定されています。

計画の策定は努力義務とされていますが、重層的支援体制整備事業の真価は、地域の支援関係者等の共通認識の下で、緊密な連携体制が構築されることによって初めて発揮されるものであり、計画策定のプロセスそのものが重層的支援体制の構築を担うものであることから、本市においては重層的支援体制整備事業実施計画を地域福祉計画に内包した形で策定することとしました。

◆本市における重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け（再掲）



(5) 本市における地域共生社会の実現に向けた取組について

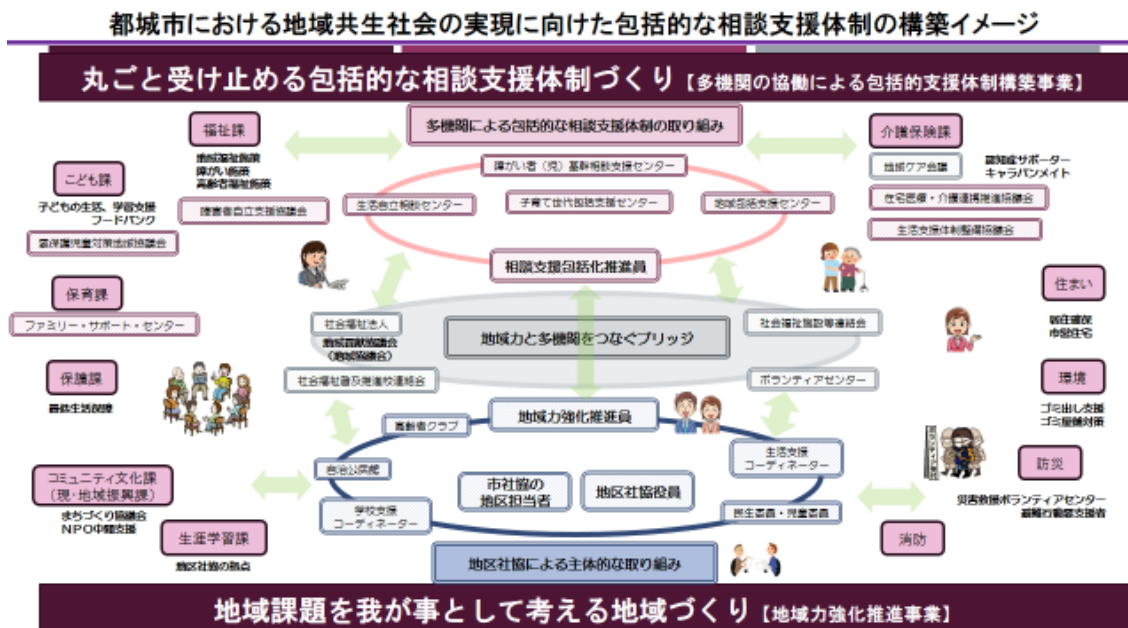
本市では平成30年度から、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化のための取組として「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」と「地域力強化推進事業」を実施してきました。

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」では、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野ごとの課題が複雑・複合的に絡み合っている世帯の相談に対応すること、また様々な関係機関が参画する「相談支援包括化推進会議」を開催し、顔の見える関係づくりを後押しすることで、制度や分野の垣根を超えた関係機関同士の連携強化、ネットワーク構築に取り組んできました。

「地域力強化推進事業」では、地域住民等により身近な地域において、「支え手」「受け手」という関係を越えて、主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制を構築する取組を展開してきました。具体的には、15の地区社会福祉協議会を活動基盤として、市社会福祉協議会のバックアップ体制の下で、「福祉なんでも相談窓口」の開設や、住民参加型による有償サービスの開発、福祉施設との意見交換等を実施してきました。

これらの事業により、分野を超えて丸ごと受け止める包括的な相談支援体制づくりと、地域住民が地域課題を我が事として考える地域づくりに取り組んできたものが、現在の重層的支援体制の基盤となっています。

◆本市の地域共生社会の実現に向けたモデル事業の取組イメージ



◆多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組事例

相談を受け止める様々な機関のつながりづくり

相談支援包括化推進会議

複合的な課題を抱えた世帯に対する課題解決を図るために、制度や分野の垣根を超えて相談機関同士の情報共有を行う仕組み（連携・ネットワーク）を強化する

行政各課、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮、医療、司法・警察、雇用、職能団体

多機関協働センターに寄せられた事例

相談を受け止める様々な機関のつながりづくり

専門職へのアプローチ

専門職を対象としたアンケート実施

専門職への伴走支援の検討

種別を超えた連携の促進

障害福祉サービスと介護保険サービス

介護支援専門員連絡協議会への参加

連携のプロセス

相談を受け止める様々な機関のつながりづくり

社会福祉施設等連絡会との協働

名刺交換会

社会福祉法人の地域貢献活動

連携に活かせる関係づくり

地域貢献活動のバックアップ

相談を受け止める様々な機関のつながりづくり

総合相談マニュアルの作成・配布

制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱える世帯への支援に向けて、支援方法のノウハウを共有

専門領域を超えて相談を受け止めるためのツール

総合相談マニュアル 2020

◆地域力強化推進事業の取組事例

地区担当制の導入

都城市地区社会福祉協議会連絡協議会

事務局／都城市社会福祉協議会 地域福祉課

鹿城、妻ヶ丘、小松原、祝吉、五十市、横市、沖水、志和池、庄内、西岳、中郷、山之口、高城、山田、高峯

- 週1～2日、中学校区にある地区公民館内に、地区社協事務局を開設
- 地域住民の方（民生委員児童委員・自治公民館長など）が事務局に勤務

地域と福祉施設の意見交換

地区	日時	内容	実施
鹿城	R1.02.17	〇地域・福祉施設意見交換 ・横断的協働のいいところ、好きなお店、散歩できること、地域活動の活性化を図ること ・地域と施設等と一緒にチャレンジできようこと	地区公民館
沖水	R1.02.10	〇地域・福祉施設意見交換 ・中央地区の現状について ・学童の申し込み状況を確認すること ・意見交換	地区公民館
庄内	R1.02.30	〇地域・福祉施設意見交換 ・各施設における地域貢献活動などの取り組みについて ・意見交換	地区公民館
中郷	R1.02.22	〇地域・福祉施設意見交換 ・中郷地区の現状について ・中郷地区福祉マップ（冊）にこんな機能があったらいいな ・中郷地区福祉マップ（冊）を活用してできること	地区公民館
庄内	R1.02.08	〇近学マラソン（高齢型コンパクトレースを考慮し中絶）	地区公民館
高城	R1.02.15	〇地域・福祉施設意見交換 ・高城地区における子育て世代の現状について ・意見交換「高城地区でこんなことができたらいいな」	高齢老人福祉センター

相談を受け止めるアウトリーチ

身近な相談窓口の「ふくしなんでも相談」。地区公民館の相談室で、地区社協の相談員が、地域住民の生活上の困りごとや悩みなどの相談を聞き、専門の機関と協力し解決の方法を一緒に考える。

身近な地域で気軽に相談できる場所として増設。

妻ヶ丘東部サテライト

ふくしなんでも相談

毎週水曜日 9時～12時、14時～17時
妻ヶ丘地区公民館 1階第3研修室（朝陽東1丁目1-14）

毎月第4木曜日 10時～14時、16時～19時
一方城東部自治公民館 相談室（朝陽東1丁目1-14）

地域づくり

住民参加型による有償サービス

- 一人暮らし高齢者（65歳以上）や高齢者夫婦の日常生活でのちょっとした困りごと（今までできていたが、できなくなったこと）のお手伝いをするもの。
- 「車とり」「買い物」「掃除」「電球交換」の支援を行う。

小島おたすけ隊発足式

お困りごとはありませんか？

日常生活でのちょっとした困りごとのお手伝いします！それが、「小島おたすけ隊」です！

利用できる方は、一人暮らし高齢者（65歳以上）や高齢者夫婦です。今までできていたが、できなくなった「お困りごとはありませんか？」サービスが利用できる方（お困りごとはありませんか？）などの方に対して、簡単なお手伝いします。お気軽にご相談ください！

【利用料金】
30分×2人、600円
前払制で人数制で行います。お支払は現金です。

【活動時間】
都城市社会福祉協議会（4～6日 9時～12時） 090-2772-9655
都城市社会福祉協議会 地域福祉課 内線 0965-25-2123
（土曜日もご相談可）
事務局 〒780-0800 都城市 朝陽東1丁目1-14
（公民館東側、公民館裏手1丁目）

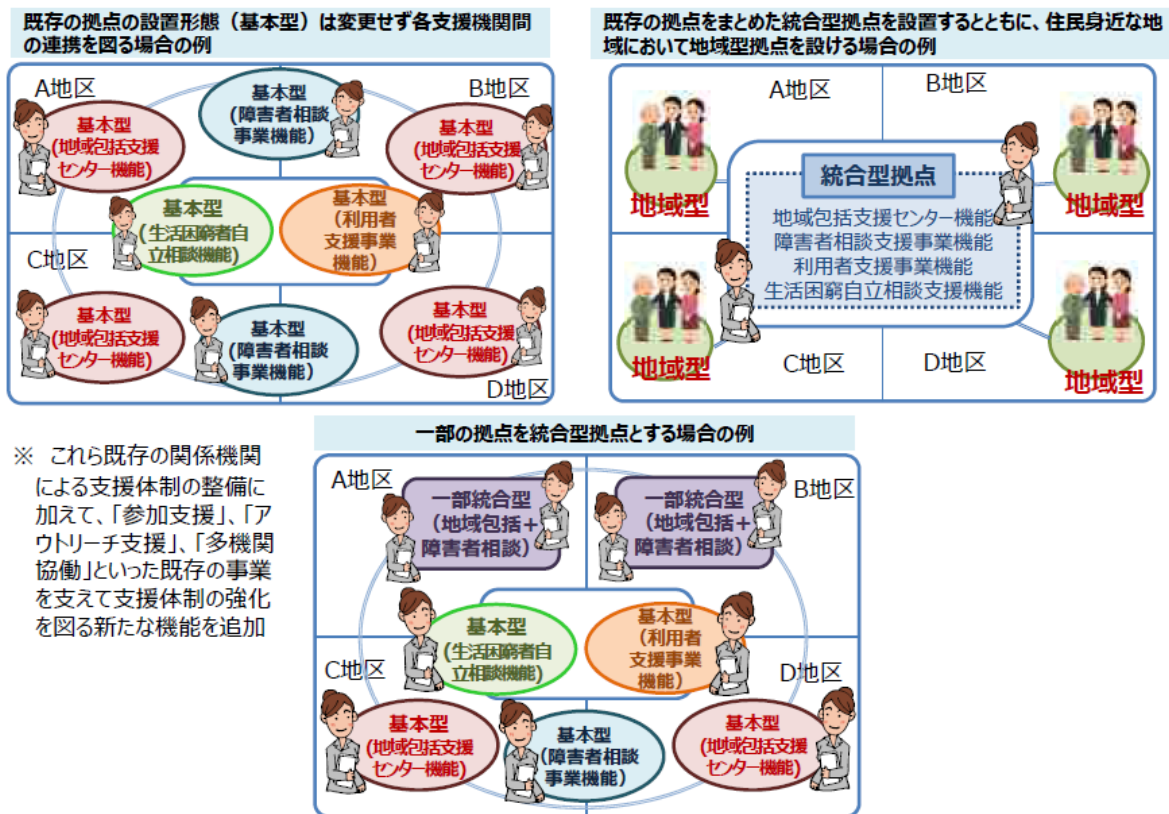
2 重層的支援体制整備事業の実施体制

重層的支援体制整備事業の実施（設置）形態については、既存の各分野の拠点のまま、他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、いわゆるワンストップの総合窓口（拠点）を設けるものなど、様々な形態が想定されています。どのような実施形態とするかは、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、その強みを生かす体制を各市町村において検討することとしています。

◆重層的支援体制整備事業の実施形態

類型	内容
基本型事業・拠点	各分野の事業をそれぞれで実施する既存の形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の対応や、他の支援機関へのつなぎなど、関係機関同士で連携を図りながら、住民の様々なニーズに対応する。
統合型事業・拠点	複数分野（介護・障がい・子ども・生活困窮）における既存の各事業を集約して支援を実施する形態。 必ずしも4分野全てを統合する必要はない。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談に応じる形態。住民自身が担い手となることも想定される。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例



(1) 包括的相談支援事業【基本型＋地域型】

介護・障がい・子ども・生活困窮の各相談支援事業について、各分野の専門性を持って対応する従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた人や世帯の相談の受け止めや、他の相談支援機関へのつなぎなどを丁寧に行うことで、「断らない相談支援」を実践します。

また、中学校圏域15地区で活動を展開する地区社会福祉協議会において「福祉なんでも相談」を開設し、地域住民により身近な場所で相談を受け付けています。

今後の包括的相談支援事業の展開においては、複雑化・複合化した相談に対応できるよう、また、相談支援機関としての機能の充実を図るために、統合型拠点としての運営についても継続した検討を進めていきます。

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者が健やかに暮らすためのあらゆる相談に対応する地域の総合相談窓口です。相談対応以外にも、自治公民館や民生委員・児童委員協議会、地区社協等と連携し、高齢者にとって住みよい地域づくりの取組を実践しています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
7 箇所	○高齢者 ○介護保険対象者	委託	○姫城・中郷 ○妻ヶ丘・小松原 ○五十市・横市 ○祝吉・沖水 ○志和池・庄内・西岳 ○山之口・高城 ○山田・高崎

② 相談支援事業（都城市障がい者（児）基幹相談支援センター）

障がい者（児）基幹相談支援センターは、障がいのある人の自立と社会参加を図るため、福祉サービスに関する利用相談や権利擁護などに取り組む相談窓口です。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
1 箇所	障がいのある人 及びその家族	委託	市内全域

③ 利用者支援事業

子育て世代活動支援センターに、「子育てコンシェルジュ」を配置し、子育て世代の保護者の相談に対応しています。また、都城市保健センターに「母子保健コーディネーター」を配置し、安心して子どもを産み育てられるように、妊娠期から出産、子育て期までの様々な相談を関係機関と連携しながら支援しています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
(基本型) 1 箇所	子ども及びその保 護者	(基本型) 委託	市内全域
(母子保健型) 1 箇所		(母子保健型) 直営	

④ 生活困窮者自立相談支援事業（都城市生活自立相談センター）

生活自立相談センターは、生活に困窮する人に対し、就労支援や家計支援、住まいの支援等を実施しながら、生活保護に至る前の段階で自立に向けた総合的な支援を行います。また、ひきこもり等の相談支援も実施しています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
1 か所	○生活困窮者 ○ひきこもりの状態にある人やその家族	委託	市内全域

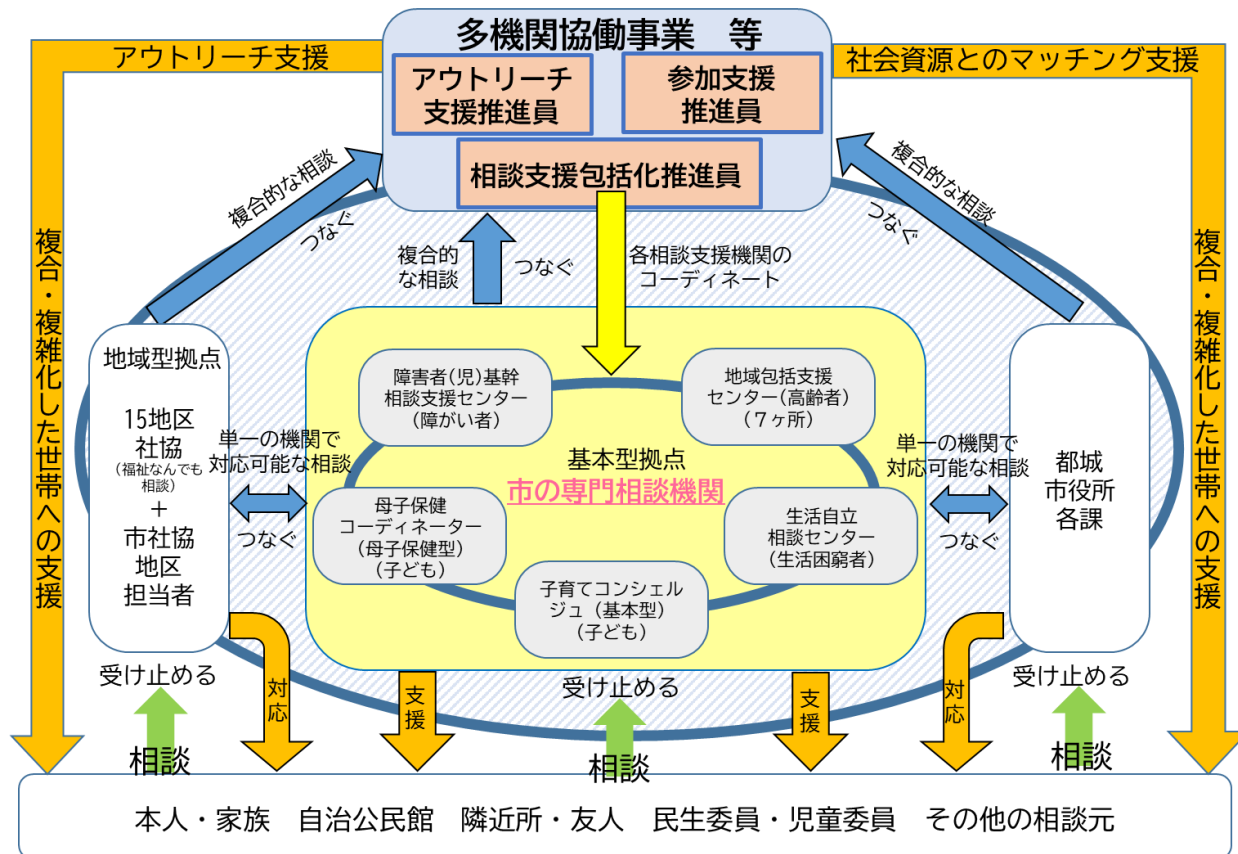
⑤ 福祉なんでも相談（地区社会福祉協議会）

地区社会福祉協議会は自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、社会福祉施設、学校など、様々な団体・機関で組織されています。15の地区公民館において、週1～2回相談窓口を開設し、地域住民のあらゆる相談事を受け止め、必要な関係機関につなぐ体制を作っています。

設置箇所数	主な対象分野	運営形態	支援対象圏域
15 か所	全市民	—	15 地区（中学校圏域）で対応

◆本市の包括的相談支援体制のイメージ

■「断らない相談支援体制」の構築（本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援）



(2) 地域づくり事業【基本型＋一部統合型】

高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を継続しつつ、各事業が連携していくことにより、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築につなげていきます。

① 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指すものです。本市においては、「こけないからだづくり講座」として住民主体の介護予防活動を展開しています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施内容
257か所	65歳以上の高齢者	住民主体	住み慣れた地域で元気な高齢者が増えることを目的に、身近な場所（自治公民館単位）で行う介護予防活動。「こけないからだづくり講座」の名称で実施。

② 生活支援体制整備事業

医療や介護のサービス提供のみならず、地域で活動する多様な主体と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としています。本市では第1層の生活支援コーディネーターを市社会福祉協議会に、第2層の生活支援コーディネーターを15地区に配置しています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施内容
(第1層協議体) 1か所 (第2層協議体) 15か所	65歳以上の 高齢者	委託	高齢者の生活支援サービスの開発に向けた協議体。第2層協議体で各地区の課題を洗い出し、第1層協議体は市全体の課題と対応を話し合い、政策へ提言・反映させる。

③ 地域活動支援センター事業

障がい者等の通いの場として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ることを目的としています。本市では地域活動支援センターI型として展開しています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施内容
1か所	市内に居住する障がい者等	委託	精神保健福祉士や社会福祉士などの専門職を配置。障がい者の地域における日中活動のサポート等を実施している。

④ 地域子育て拠点支援事業

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。本市では市内5か所に設置して運営しています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施内容
5か所	子育て世帯	直営～1 委託～4	相談業務を基本に、食育栄養指導、ベビーマッサージ教室、ウルトラマン教室、親子の交流等を行う。

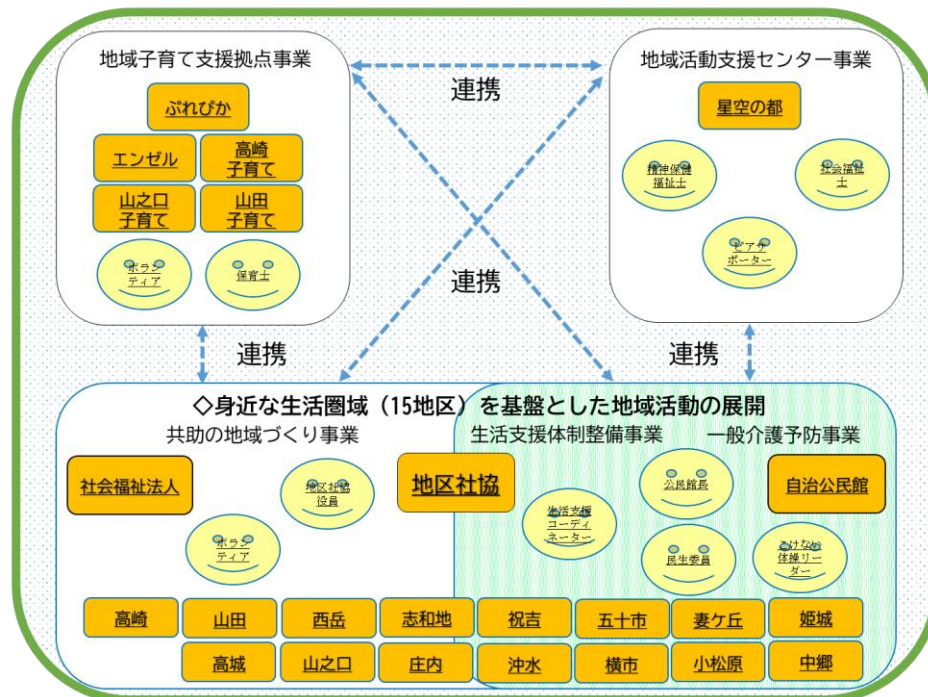
⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始めとする支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域全体で支える基盤を構築していくことを目的としています。本市では、市社会福祉協議会が15か所の地区社会福祉協議会の活動をバックアップする形で事業を展開し、地域住民自身が地域課題を我が事として捉える意識の醸成に取り組んでいます。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施内容
15か所	全市民	補助金	地域住民により身近な「福祉なんでも相談窓口」の開設、地域で孤立しがちな住民を対象としたサロン活動の展開、福祉や介護等に関する普及啓発・学習会の実施等。

◆本市の地域づくりに向けた事業のイメージ

■多様な地域活動が生まれやすい環境整備（「人と人」「人と居場所」をつなぐ地域づくり）



(3) 新たな機能

重層的支援体制整備事業により実施されることとなった新たな機能として、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」を展開していきます。

生活課題を抱えている人の中には、誰にも助けを求めることができない、また、助けを求めない（支援拒否）事案もみられ、地域からの孤立・孤独を深めてしまうことが社会的な課題となっています。このような生活課題に対応していくためには、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を支援の両輪とし、本人を中心に伴走する意識が必要です。重層的支援体制の構築にあたっては、この新たな機能を通じて、当事者団体を含む様々な地域の社会資源と連携した伴走的支援の強化が求められています。

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



厚生労働省 社会・援護局 研修資料より

① 多機関協働事業

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的としています。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施体制
1 か所	複合的な課題を抱える世帯	委託	「多機関協働センターすくらむ」の名称で設置し、相談支援包括化推進員を2名配置。

第5章 都城市重層的支援体制整備事業実施計画

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握を行います。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得た後は、その対象者との信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目的としています。

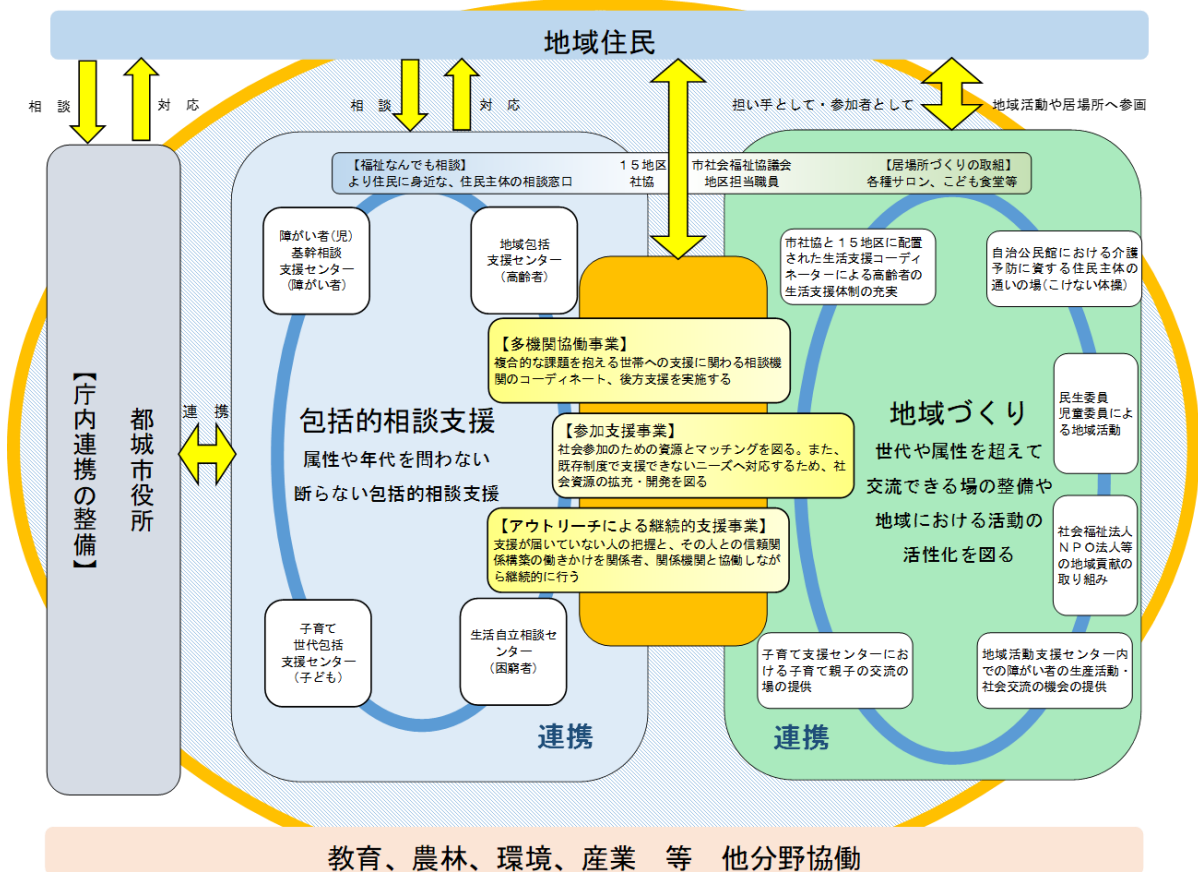
拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施体制
1 箇所	支援につなげるまでに時間を要する世帯等	委託	アウトリーチ支援推進員を1名配置。

③ 参加支援事業

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できないニーズや課題を把握した上で、既存の社会資源の拡充や、新たな社会資源の開発などを通して、これまで対応困難とされていたニーズや課題に合った支援メニューをつくっていくものです。また様々な社会資源と支援が必要な人とのマッチングを行いつつ、その後の状態や希望に沿った支援が実施できているか等のフォローアップ、そして社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

拠点箇所数	主な対象分野	設置形態	実施内容
1 箇所	既存の制度や資源等では対応できないニーズを抱える世帯等	委託	参加支援推進員を1名配置。

◆本市における重層的支援体制整備事業の全体像（イメージ）



3 重層的支援会議の実施について

重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催し、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められています。なお、事例や協議内容によって会議の果たす役割は異なるものであり、柔軟な会議運営が可能とされています。

本市では、個別支援の案件については随時開催、資源の開発検討や支援関係機関間の連携強化等については定期開催とし、事例や協議内容によって参加メンバーを決定するなど、柔軟な会議運営を行います。

① プランの適切性の協議【随時開催】

多機関協働事業者等が作成したプラン（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業で作成したプランも含む）について、関係機関等が参画し、合議の下で適切性を判断します。

② プランの終結時等の評価【随時開催】

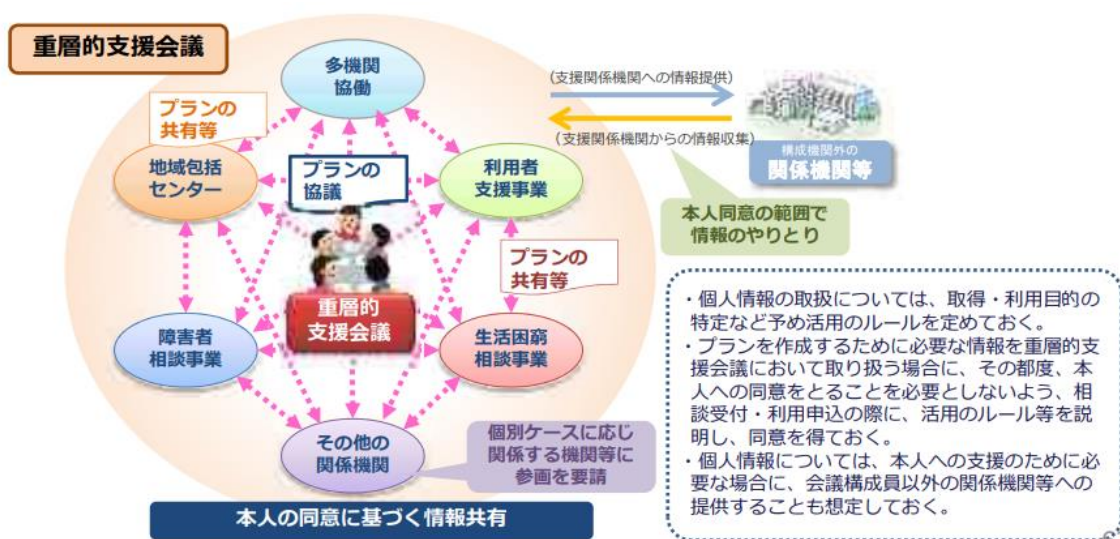
上記プランの終結時や、支援途中の状況変化等に伴って生じるプラン変更時など、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結又は変更するかどうかを検討します。

③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討【定期開催】

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、「地域の課題」として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

④ 支援関係機関間の連携・ネットワーク強化の取組【定期開催】

顔の見える関係づくりを後押しし、支援関係機関同士の連携体制を強化することで、包括的な支援体制の構築を図ります。



厚生労働省 社会・援護局 研修資料より

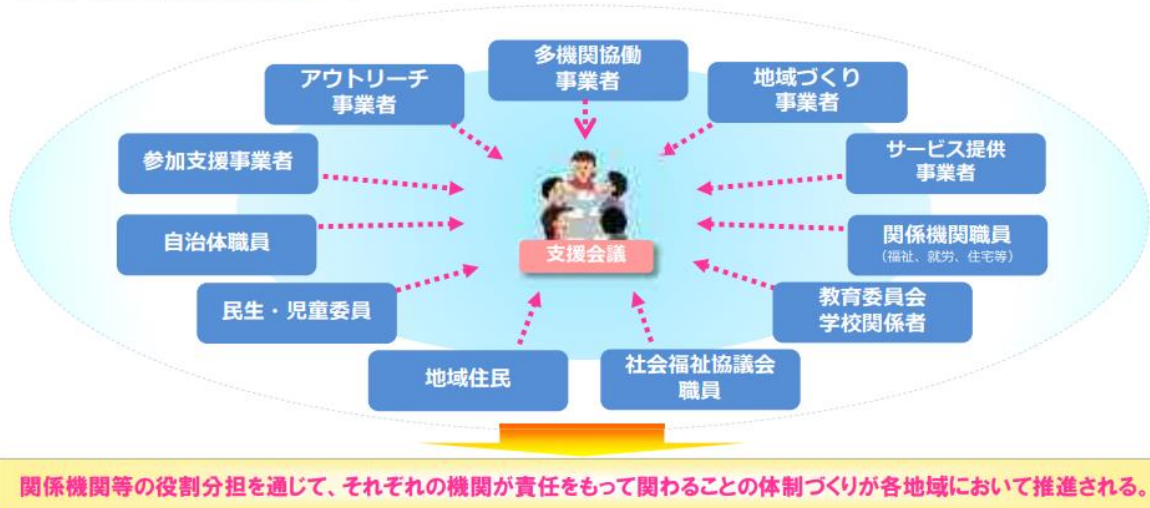
4 支援会議の実施について

重層的支援体制整備事業において、相談者に係る個人情報等を支援関係機関等と共有する際には、その都度相談者本人の同意を得ながら行うことが基本となります。しかしながら、支援の現場では、本人の同意が得られずに、支援に当たって連携すべき支援関係機関等と情報が共有できない事案や、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているものの、それらが世帯全体の課題として把握・共有されていない事案など、本人の同意がない場合であっても支援関係機関等の間で情報の共有が必要と考えられる場面が少なくありません。

このような事案に対応するため、重層的支援体制整備事業においては、法第106条の6において支援会議を規定し、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を行うことを可能としています。このことにより、地域において支援関係機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有、地域における必要な支援体制の検討を円滑にすることができます。

本市においては、「都城市重層的支援体制整備事業における支援会議」として設置要綱を定めました。支援会議の構成員は主として下図のような関係機関を想定していますが、会議で共有・検討する事例や内容等に応じて構成員を変更するなど、柔軟な運用を可能としています。なお、この支援会議は先に記載した、重層的支援会議とはその目的や対象となる範囲等が異なるものです。

(参考) 支援会議の構成員のイメージ



厚生労働省 社会・援護局 研修資料より

◆支援会議の効果

- ① 支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見することができる。
- ② 各支援関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ③ 情報の共有化を通じて、それぞれの支援関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ④ 支援関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなる。
- ⑤ 支援関係機関等が分担をシェアして個別に事例に早期に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。

◆社会福祉法関係条文（抜粋）

（支援会議）

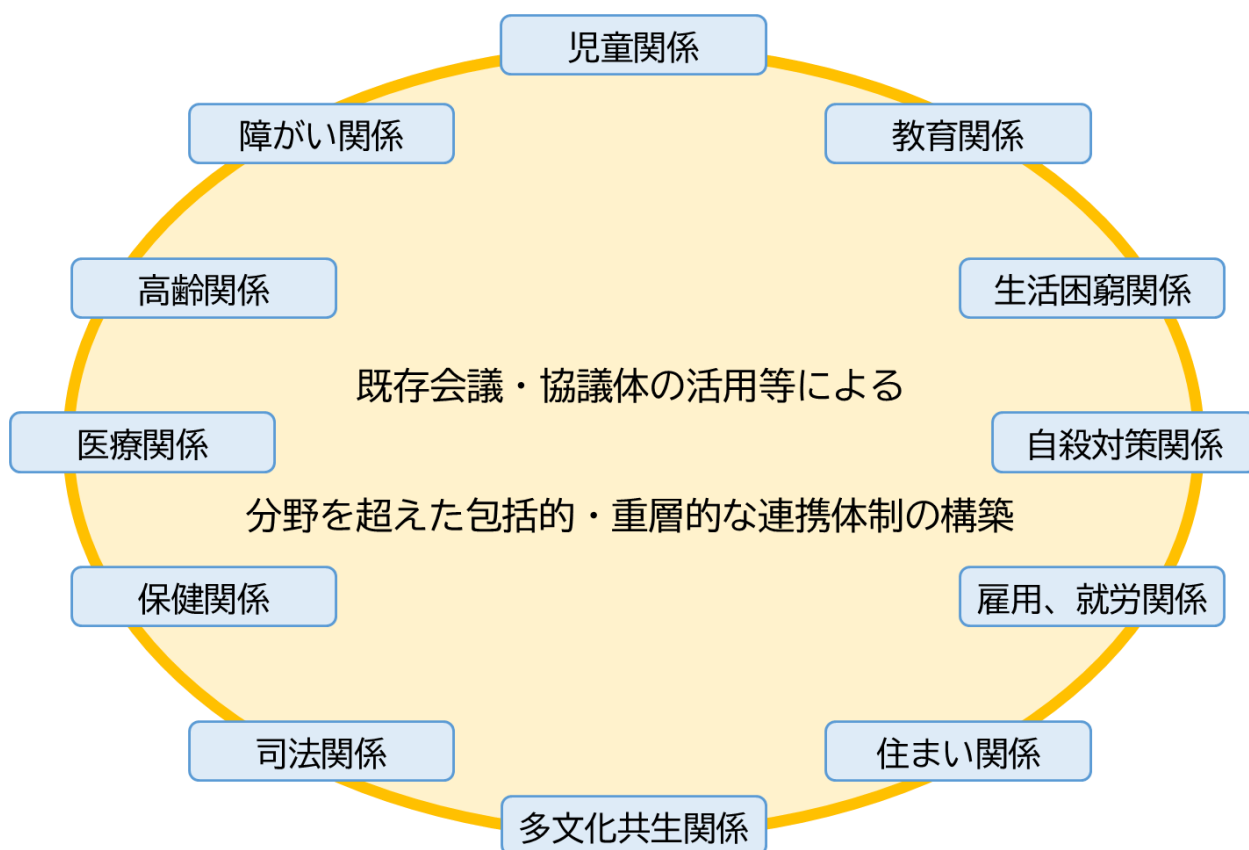
- 第106条の6 市町村は、支援関係機関、第106条の4第4項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第3項及び第4項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
 - 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
 - 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

5 重層的支援体制整備事業の連携体制

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、庁内外のいずれも分野横断的な取組を推進していくことが必須となります。その手法として、先にも記載した重層的支援会議や支援会議はもちろんのこと、既存の各種会議やワーキンググループも活用しながら、連携体制を構築していきます。

◆本市の会議体、ワーキンググループ等

- ・地域福祉計画ワーキンググループ
- ・生活困窮者自立支援連絡調整会議
- ・地域ケア会議
- ・介護保険生活支援体制整備事業協議会
- ・成年後見ネットワーク会議
- ・障がい者自立支援協議会
- ・要保護児童対策地域協議会 等



6 重層的支援体制整備事業の進捗管理・評価

地域福祉計画内の各種施策に掲げている取組指標のうち、重層的支援体制整備事業に関するものについての進捗管理を行い、地域福祉計画の見直しに併せて評価を実施していきます。第4期地域福祉計画策定時には、改めて重層的支援体制整備事業の取組として成果指標を位置付けるよう検討を進めていきます。

◆重層的支援体制整備事業に関係する地域福祉計画内の取組指標

取組No.	取組内容	基準値(令和3(2021)年度)	目標(令和6(2024)年度)
1	市内15地区社会福祉協議会における相談受付件数	297件	360件
19	多機関協働事業による重層的支援会議の開催回数	6回	9回
24	多機関協働事業における複合的な相談の受付件数	25件	30件
28	庁内関係各課及び教育委員会関係課等と社会福祉協議会の関係部署との連携に関する会議の開催	3回	3回
35	地域における多世代交流ができるサロンの設置数	10か所	12か所
89	地域交流の場となる「こけないからだづくり講座」の参加人数	3,420人	4,223人
115	生活困窮者の支援のための食料提供等の協力企業数	12社	15社
143	社会福祉協議会や関係機関と連携し・協働しながら地域の総合相談や経済的援助の公益的な取組を行う安心セーフティネット事業の登録法人の数	31法人	34法人



資料編

1 施策の柱ごとの取組についての評価

基本方針	施策の柱	施策No.	取組内容	中間評価
1	1.1 相談窓口の充実	1●	市内15地区社会福祉協議会における「福祉なんでも相談窓口」の周知と充実、地域生活支援会議や福祉座談会の開催	推進中
		2	社会福祉協議会の地区担当制による市内15地区社会福祉協議会の機能強化と寄り添い訪問活動の実施(地域力強化推進事業※、生活困窮者のための共助の基盤づくり事業※)	推進中
		3	地域包括支援センターや障がい者(児)基幹相談支援センター※、生活自立相談センター※の機能充実による課題の早期発見	推進中
		4	生活支援体制整備事業における地域生活課題把握活動の充実	順調
		5	地域が抱える環境問題の把握と早期解決への取組実施	順調
		6	多機関協働包括的支援体制構築事業※における地域生活課題へのアウトリーチ※が可能な体制整備の検討	推進中
		7	市内関係各課と生活自立相談センターや相談支援包括化推進員※との連携体制整備の検討	推進中
		8	住民の困りごとの早期発見に向けての民生委員・児童委員との連携強化	推進中
		9	子育て支援センター、保健師訪問指導、幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て相談、乳児相談、幼児健康診査における相談からの課題把握	推進中
		10	障がい者(児)基幹相談支援センターと連動した障がい者の地域生活課題の抽出	順調
		11	高齢者等の地域生活課題を早期把握するため地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携体制の検討	順調
		12	学校運営協議会※を通じた地域生活課題の早期発見や必要に応じた関係団体との連携	順調
		13	地域包括支援センターの高齢者総合相談窓口としての機能強化に向け保健師等の専門職による介護・福祉・医療などの幅広い相談対応と関係機関との連携強化	順調
		14	個別指導と健康教室等の集団指導による健康に関する相談機能の強化	推進中
		15	消費生活センター※や男女共同参画センター※の各相談対応や出前講座、セミナー開催等による啓発の推進	推進中
		16	市内関係各課で対応した複合的な課題を含む相談の解決に向け関係課との連携体制づくりの検討	推進中
		17	地域生活課題を早期に把握するためのプラットフォーム※型の総合相談窓口の市内整備の検討	推進中
		18	制度や世代の枠組みを超えた全世代対応型事例検討会の実施や障がい者(児)基幹相談支援センター等相談支援機関の機能充実と職員の資質向上	推進中
		19●	多機関協働包括的支援体制構築事業の相談支援包括化推進会議において相談支援事業所の職員が他の各種相談窓口の取組や機能について学習できる機会を創出	推進中
	1.2 包括的な支援体制の仕組みづくり	20	子育て世代活動支援センター「ぶれびか」の利用者支援専門員(子育てコンシェルジュ)による育児相談対応と幼児教育・保育施設等関係機関との連携	推進中
		21	要保護児童や支援・見守りの必要な家庭について要保護児童対策地域協議会において情報を共有	推進中
		22	障がい者(児)基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会の専門部会による相談支援事業所の機能強化と連携強化	順調
		23	地域包括支援センターの高齢者総合相談窓口の介護・福祉・医療などの幅広い相談支援の実施と地域ケア会議の充実	順調
		24●	多機関協働包括的支援体制構築事業における各種相談支援機関連携のための相談支援包括化推進会議の機能・連携強化とコーディネート機能の強化	不調
		25	相談支援機関の連携強化による全世代対応型支援チームの整備に向けた体制づくり	順調
		26	高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターによる制度の狭間等の課題の把握と関係機関との連携による支援	順調
		27	妊娠期から子育て期までの様々な相談窓口として配置された母子保健コーディネーターによる関係機関との連携した支援	順調
		28●	市内関係各課及び教育委員会関係課等と生活自立相談センターや多機関協働包括化推進員との「ご紹介シート※」による連携体制整備の検討	推進中

基本方針	施策の柱	施策No.	取組内容	中間評価
1	1.3 分野を超えたサービスの推進	29	ホームページや支援ガイド、制度のしおり等をわかりやすい内容にし、掲載情報を充実。NPO法人等が実施するインフォーマルサービス [※] の情報発信の充実。	順調
		30●	出前講座を活用した各種サービス等の情報発信の推進	推進中
		31	SNS [※] 等を活用した情報発信の検討	推進中
		32	都城市子育て応援総合サイト「はびみやこんじょ [※] 」をインターネット上に開設し、緊急連絡先・子育て支援ナビ・施設検索・親子でおでかけナビ等、子育てに関する検索しやすいサイトの充実を検討	推進中
		33	ホームページや支援ガイド、制度のしおり等について、情報の伝達ツールに関する障がい者への配慮及び点字や音訳版など情報伝達ツールの検討	推進中
		34	福祉サービス等に関する部署で共生型サービス提供について把握と情報共有	順調
		35●	多世代交流できるサロン活動 [※] の推進	推進中
	1.4 ソーシャルワーク等人材の専門性向上	36●	障害者自立支援協議会による市内各福祉事業所職員等を対象とした研修の実施	不調
		37	各種研修の受講によるスキルアップ [※] や福祉専門資格の積極的な取得の推進及びグループスーパービジョン [※] の実施	不調
		38	介護従事者、医療従事者等の専門性、資質向上のための研修会開催の実施や支援	順調
		39	社会福祉協議会の地区担当職員による15地区での事例検討会の実施	推進中
		40	県社会福祉協議会が実施する地域福祉コーディネーター [※] の活動支援	推進中
		41	各種相談支援機関の専門職と関係機関との連携体制構築への支援の拡充	不調
		42	行政職員の社会福祉主事等の福祉系有資格者の育成支援	順調
	43	行政職員の福祉系有資格者の採用・配置を推進	順調	
	1.5 社会福祉協議会の組織基盤の強化	44●	法人運営体制の強化に向け理事会の充実、担当理事制の強化	推進中
		45	組織基盤強化に向け役員体制の強化	推進中
		46	職員の人材育成に向け事務局組織の見直し	順調
		47	基盤強化に向け採用・人事・研修・育成のシステム化	順調
		48	自主財源の確保	順調
		49	市による事業実施体制への支援の拡充	推進中
		50	地区担当制・チーム制の充実強化	推進中
		51	地区社会福祉協議会における支援体制強化に向け事務局体制の拡充	推進中
		52	地区社会福祉協議会の体制について行政計画への位置付け	順調
		53	地区社会福祉協議会の拠点整備と行政からの支援の実施と充実	推進中
		54●	組織強化に向け開設日数の増設による相談の充実	推進中
		55	活動支援のための社会福祉協議会の地区担当制による事業の拡充	推進中
		56	15地区社会福祉協議会における福祉座談会の開催による「我が事・丸ごと」の意識醸成	推進中
57		15地区社会福祉協議会による広報・周知活動の強化	推進中	
58	地域における学校、企業、各種団体を含めた組織の強化	推進中		

基本方針	施策の柱	施策No.	取組内容	中間評価
2	2.1 地域福祉の応援団の確保	59	まちづくり協議会の「子どもまち協 [※] 」によるボランティア活動の展開	不調
		60	学校や地域におけるボランティア活動の推進	推進中
		61	福祉専門職を目指す実習生の円滑な受入れ	推進中
		62	地区社会福祉協議会による多様な人材の育成(生活援助員 [※] ・生活支援員 [※] ・市民後見人 [※] ・有償ボランティア [※] 等)	順調
		63	生涯学習教室の指導者を発掘し、生涯学習の機会を充実	推進中
		64	障がい者サロン活動 [※] の中で障がい者自身が何らかの役割を担える活動への支援	推進中
		65	ファミリー・サポート・センター [※] の機能充実のために援助会員養成	推進中
		66	健康づくり会、食生活改善推進員 [※] の活動支援、各種研修の充実	推進中
		67	「都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例」による自治公民館加入や自治公民館活動への参加の推進	推進中
		68	都城宅地建物取引業協同組合と連携した自治公民館加入の促進	推進中
		69	民生委員・児童委員の確保及び活動支援と連携体制の拡充、地域の身近な相談窓口としての資質向上と各種研修の実施	推進中
		70	赤い羽根共同募金運動の拡充やファンドレイザー [※] 育成による財源確保への取組支援の実施	推進中
		71	日本赤十字募金活動による地域支援活動への意識醸成と活動資金確保の推進	推進中
		72	すこやか福祉基金の推進と積極的な活用	順調
		73	個人や企業の社会貢献活動の推進に向け研修等の実施	不調
		74	赤い羽根共同募金運動について、多様な募金活動や地域生活課題に対応する助成の実施	推進中
		75	遺贈 [※] の仕組みの確立による、寄附者の意思を反映した地域福祉活動への財源の有効活用	不調
		76●	専門ボランティア人材育成講座、地域福祉リーダー養成講座、地域福祉サポーター養成講座、食生活改善推進員養成講座等の研修の実施によるボランティア担い手の養成と活動の推進	推進中
		77	15地区社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実	不調
		78	住民による生活支援サービスや有償サービスの創出	順調
		79	ボランティアフェスティバルを始めとした様々な場面でのボランティアやNPO法人等の活躍の場の創出	推進中
		80	学習会や情報発信による企業やシルバー世代が取り組むボランティア活動の推進	順調
		81	各地区での防災・減災 [※] 等の学習の支援及び災害時に動ける市民ボランティアの養成	推進中
		82●	市民公益活動支援事業、中間支援によるNPO法人等活動支援の実施	推進中
		83	ボランティアコーディネーターの配置による活動支援	順調
		84	NPO法人の活動周知や情報発信、NPO法人活動との連携体制整備	順調

基本方針	施策の柱	施策No.	取組内容	中間評価
2	2.2 地域でつながる機会の充実	85	地区社会福祉協議会の事務局の拠点づくり	推進中
		86	各地区活動としての地区公民館、自治公民館、民家を活用した各種サロン活動の推進と活動支援	推進中
		87	障害者等日中活動支援事業(ぼかぼかサロン)、都城市地域活動支援センターⅠ型事業※等による居場所づくり推進	推進中
		88	高齢者の居場所づくりと役割創出に向け高齢者クラブ活動助成事業や健康増進施設利用助成事業の推進	推進中
		89●	こけないからだづくり講座や健診(検診)※、健康づくり会活動による健康増進と併せた地域交流の場の創出と活動推進	推進中
		90	各地区社会福祉協議会等が関係機関の協力を得ながら住民を対象とした多文化の理解のための研修や外国人住民との交流の場づくりに向け検討	順調
		91	誰もが安心して参加できるイベントやサロン活動の実施に向け取組検討	不調
		92	福祉のまちづくり条例による誰もが安心して利用できる施設づくりに向けた意識の醸成	順調
		93	地区公民館、体育館のバリアフリーへの対応と避難所への対応支援	推進中
		94	自主防災組織リーダー研修や各種講座による共助意識の醸成と、リーダー育成による地域支援体制の推進	推進中
		95	各地域の地域福祉座談会等による地域生活課題の発見・共有と地域活動への展開	不調
		96	地域独自による友愛訪問や見守り活動の機会の確保による地域づくりの推進	順調
		97	地域での世代間交流や小・中学校との交流・伝承活動など地域づくりへの参加の促進	順調
		98	みやざき地域見守り応援隊※やみやこのじょう地域見守り応援隊※、包括連携協定※を締結した民間事業者等との連携による孤独死防止に向けた連携体制拡充	順調
		99	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のための生活支援コーディネーターによる地域生活課題の把握と支援体制に向けての活動の推進	順調
		100	住民主体で実施する生活おたすけサービス※(高齢者の日常生活支援)の推進	推進中
		101	住民有償ボランティアによる地域支援体制の推進	順調
		102	民生委員・児童委員による見守り活動や寄り添い訪問への支援	推進中
		103	地域住民への制度の狭間※の課題等への対応も含めた伴走型支援に向けた多様なケア・支え合う関係性の構築	推進中
		104	地域住民による見守り支援体制づくりに向け認知症サポーター養成の推進	順調
		105	地域福祉活動推進のための出前講座の実施	推進中
106	要配慮者※利用施設における避難確保計画※作成のための支援	推進中		
107	民生委員・児童委員や自治公民館、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、障がい者相談支援事業所、障がい者・高齢者福祉サービス提供事業所の協力による避難行動要支援者の避難支援体制整備の拡充に向け検討	推進中		
108	自主防災組織リーダー研修や各種講座による共助意識の醸成とリーダー育成による防災体制構築の推進	推進中		
109	共助体制に向けての自主防災組織結成促進への支援と自主防災組織による避難支援活動の推進	推進中		
110●	避難行動要支援者名簿を活用した住民の自発的な日頃からの支援体制づくりに向け「地域見守りマップ(仮称)」作成による意識の醸成と体制づくりの推進	不調		

基本方針	施策の柱	施策No.	取組内容	中間評価		
2	2.3 生活困窮者支援の充実	111	生活自立相談センターの生活困窮者の自立した生活に向け相談支援や支援プラン作成への体制強化	不調		
		112	生活自立相談センターの任意事業による就労準備支援事業*や家計改善支援事業*実施による体制強化の検討	推進中		
		113	地域の関係者で解決を検討する地域生活支援会議の開催や生活困窮者自立支援事業による支援体制の構築	推進中		
		114	住民と社会福祉法人等が一体となった地域貢献連絡協議会*の設置と生活困窮者支援や社会貢献の在り方の協議の場づくり	順調		
		115●	地域におけるフードバンクの取組推進	推進中		
		116	公共職業安定所による生活困窮者への求職支援の活用	順調		
		117	ふるさと育成協議会*による経済的困難等を抱える世帯の子どもの進学や就職支援への取組との連携	推進中		
		118	地域生活課題のテーマに沿った就労への準備支援である「みやこんジョブセミナー*」の開催継続と受講者の拡充	推進中		
		119	多機関協働包括的支援体制構築事業による各専門機関と連携の仕組みの強化と民間サービスの活用等を含めた支援の充実	不調		
		120	ひとり親が就職に有利な資格を取得するため、養成機関へ通うための経費を補い、生活の安定を図るための給付金を支給	推進中		
		121	庁内連絡会と生活自立相談センターとの連携体制整備	推進中		
		122	都城地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会*に所属する関係機関と連携しながら、効果的・効率的な就労支援の実施	順調		
		123	市と宮崎労働局による一体的実施事業に基づき設置された「みやこのじょう福祉就労支援コーナー」における職業相談及び職業紹介の実施	順調		
		124	子育て支援に関する地域活動の実施を支援する子どもスマイル助成金*やこども基金*活用事業補助金の活用を推進	順調		
		125●	学習支援の場づくり、学習支援サポーターの養成など、子どもの学習習慣や食育を含む生活習慣を育む取組の推進	推進中		
		126	子どもカフェ、子ども食堂など子どもを中心とした居場所の整備	推進中		
		127	就学困難な児童・生徒の保護者への学用品費等必要な援助支援の実施	順調		
		128	大学等への進学を支援する「進学準備給付金」制度による、生活保護世帯の子どもの自立を支援	順調		
		3	3.1 社会参加の機会の確保・創出	129	就労支援、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター*、計画相談支援事業所*と連携した本人の希望・適性に合った就労に向け支援	推進中
				130	農福連携を含めた中間的就労*の場の創出と就労の定着に向けた支援	推進中
131	シルバー人材センターにおける就労機会の提供			推進中		
132	市またはまちづくり協議会との協働事業実施によるコミュニティバス及び乗り合いタクシー等の運行による住民の移動手段の確保に向けた取組			推進中		
133	住民の移動手段確保としての乗り合いタクシー、JR等の公共交通機関の利用促進			推進中		
134	外出支援に社会福祉法人による地域貢献事業の拡充に向けて支援			推進中		
135	70歳以上の高齢者に対して、敬老特別乗車券交付			推進中		
136	65歳以上70歳未満の運転免許証の自主返納者に対して、敬老特別乗車券交付の推進			推進中		
137	タクシー利用料1割引等の高齢者運転免許返納メリット制度の推進			推進中		
138	ファミリー・サポート・センター*事業における子ども送迎等ボランティアとしての援助会員の拡充			推進中		
139	視覚障がい者向け障害福祉サービスの同行援護*や知的・精神障がい者向け障害福祉サービスの行動援護、移動困難な障がい者全般向け障害福祉サービスの外出介護により障がい者総合支援法による福祉サービス等で障がい者の移動支援の実施と推進			順調		

基本方針	施策の柱	施策No.	取組内容	中間評価	
3	3.2 社会福祉法人の地域における取組の推進	140	15地区における各地区にある社会福祉法人等とのネットワーク体制の構築に向け推進	推進中	
		141	都城市社会福祉施設等連絡会において地域貢献の取組の研修等の実施による貢献活動の推進	推進中	
		142	地域貢献連絡協議会 [※] の創設及び地域生活課題に沿った社会貢献活動の協議と取組の推進	推進中	
		143●	安心セーフティーネット事業 [※] の取組による各法人の地域貢献活動推進に向けての支援	順調	
	3.3 子どもがいいきいきと成長できる環境		144●	各学校の福祉教育において高い人権意識・福祉意識の醸成と社会貢献できる人材の育成に向けた福祉教育の推進	順調
			145	福祉教育推進に向け社会福祉協議会の福祉教育推進事業や都城市社会福祉普及推進校連絡会 [※] を活用した学校と地域が連携した活動の推進	推進中
			146	体験型の出前講座の実施による活動の充実	順調
			147	地域福祉座談会を活用した地域における福祉教育の推進	推進中
			148	小・中学校に設置する学校運営協議会において地域とともにある学校づくりを目指し、学校に関する課題を、家庭・地域と連携して解決に向けた取組を推進	順調
			149	学校運営協議会への参画や地区社会福祉協議会との連携により体験学習やボランティア活動などの福祉教育の充実	推進中
			150	幼児健康診査による成長発達の確認や言葉や育児についての相談の実施	順調
			151	こども発達センターきらきらによる発達障害の相談や診察・診断の実施	推進中
			152	母子保健の取組による妊娠期から子育て期までの育児不安の早期解消や児童虐待の早期発見、予防に向けての見守りや支援の充実	推進中
			153	子育て中の両親の交流の場や子どもの居場所としての子育てサロンの推進	推進中
			154	民生委員・児童委員による見守り支援活動の充実	推進中
			155	要保護児童や支援・見守りの必要な家庭への児童相談所と連携した支援体制強化	推進中
			156	要保護児童対策地域協議会 [※] における医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、児童相談所等の関係機関との要保護家庭への支援についての協議の実施	順調
			157	各学校との情報の共有や関係機関との連携による支援	順調
			158	いじめ、不登校生への対応に向け、スクールソーシャルワーカーの支援体制充実と強化	順調
			159	スクールソーシャルワーカーと社会福祉協議会が連携した、家庭への支援体制の強化	推進中
			3.4 「その人らしく」生きるための支援		160●
	161	都城市成年後見ネットワーク会議による関係機関との連携強化の充実に向け検討会の実施と成年後見利用促進計画推進			推進中
	162	成年後見制度利用促進の取組における判断能力の不十分な方々（認知症、知的障がい等の方）への支援に向け権利擁護センターの機能強化			推進中
	163	成年後見制度利用促進計画を推進するため中核機関（福祉課及び介護保険課）の機能強化			推進中
	164	市民後見人 [※] の養成等の権利擁護を推進する体制に向けて人や財源確保による充実強化の検討			推進中
	165	日常生活自立支援事業の体制強化に向けて支援員確保及び専門員拡充の検討			順調
	166●	「人生会議 [※] 」の周知やエンディングノートの普及・啓発活動の推進			順調
	167	民間団体が実施する終活に関わる支援情報（部屋の片付けや書類整理、終活のための身の回りの整理をしてくれる民間団体、死亡後の手続きや、身寄りの無い高齢者の身元引受人サービスを提供している団体等）を各種相談窓口で情報提供できる体制づくりの検討			推進中
	168	民間のアドバイザー等を活用したエンディングのあり方へのサポートに向けコーディネートの実施			不調
	169	みらいあんしん支援事業 [※] の推進の検討			不調
	170	遺贈の取組と活用に向けた検討			不調

基本方針	施策の柱	施策No.	取組内容	中間評価
3	3.5 多様な地域生活課題への対応	171	保護司会に対する研修等活動費補助及び広報活動の協力や「社会を明るくする運動」の推進	推進中
		172	矯正施設※出所者への就労支援として地域事業者に対し協力雇用主制度の周知に向け検討	不調
		173	地域生活定着支援センター※との情報共有の機会の創出	不調
		174	司法に携わる関係機関や矯正施設の社会復帰を調整する福祉の専門職との連携による、出所前からの住まいと就労支援に向け継続的支援の検討	不調
		175	生活自立相談センター※の生活困窮者支援による個人に適應した役割の創出(就労やボランティア活動)や福祉サービスの利用支援	不調
		176	関係機関からなる自殺対策協議会等の継続開催により各種自殺対策の取組の実施	推進中
		177	自殺未遂者への対応支援に向け保健所等との情報共有	推進中
		178	自殺対策に向けた子どもや地域住民の居場所としての家族の会やサロン活動※等の取組へ関係団体と協働による推進と拡充	推進中
		179	生活自立相談センターによる就労支援と連動した住居確保給付金の支給	順調
		180	居住サポート関係機関連絡会議※における住居確保支援及び生活支援における福祉サービス利用援助に向けた取組の強化	推進中
		181	市営住宅による障がい者や高齢者へ対応した住居の確保と提供支援	順調
		182	母子保健の取組による児童虐待の早期発見や予防に向けての見守りや必要に応じて児童相談所と連携した支援の充実	推進中
		183	障がい者虐待防止センター※における障がい者虐待への包括的支援体制の推進	推進中
		184	高齢者虐待に対し地域包括支援センター等の関係機関と連携の拡充を図り場合によっては緊急一時保護の対応を実施	順調
		185	民生委員・児童委員や主任児童委員の地域における見守り支援活動の充実	推進中

2 地域福祉計画中間見直し版策定までの経過

年月	庁内体制	策定委員会
令和4年 5月27日	第1回地域福祉計画策定ワーキング (委嘱状・辞令交付、リーダー選任、 第3期計画の説明、見直しの視点確認)	
6月29日	第2回地域福祉計画策定ワーキング (各施策の評価に対する意見集約、グル ープ討議)	
7月～ 8月上旬	事務局及びワーキンググループメンバーに よる内容確認、修正作業等	
8月22日		第1回策定委員会 (委嘱状・辞令交付、委員長選任 中間見直しの骨子等について確認)
8月下旬～ 9月上旬		策定委員からの意見集約(書面)
9月下旬～ 10月下旬	事務局及びワーキンググループメンバーに よる内容確認、修正作業等	
11月2日		第2回策定委員会 (第1回策定委員会の意見を受けての修 正案について確認、パブリックコメント 前の承認)
12月5日～ 令和5年 1月10日	パブリックコメントの実施	
1月中旬	事務局及びワーキンググループメンバーに よるパブリックコメントの回答作成	
1月31日		第3回策定委員会 (第2回策定委員会の意見及びパブリッ クコメントの内容反映後の計画案につい て説明と承認、重層的支援会議の開催)

3 都城市地域福祉計画策定委員会名簿

No.	所 属	職名	氏名	備考
1	同志社大学社会学部	教授	永田 祐	学識経験者
2	南九州大学人間発達学部 子ども教育学科	教授	若宮 邦彦	学識経験者
3	都城市自治公民館連絡協議会	会長	柿木原 康雄	市民関係団体の代表(地域活動)
4	都城市地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	石田 操	市民関係団体の代表(地区活動)
5	宮崎県南部福祉こどもセンター	所長	重盛 俊郎	関係官公署の職員
6	宮崎県都城保健所	所長	上谷 かおり	関係官公署の職員
7	都城市北諸県郡医師会	副会長	檜原 進一郎	医療関係団体の代表
8	都城市社会福祉普及推進校連絡会	会長	溝口 常彦	小中学校長の代表
9	特定非営利活動法人らしく	代表者	甲斐 圭子	福祉活動団体の代表(学習支援関係)
10	こどもボランティアひまわり隊	代表者	新穂 美代子	福祉活動団体の代表(こども関係)
11	都城市民生委員児童委員協議会	代表者	米吉 春美	福祉等関係団体の代表(地域活動)
12	地域包括支援センター	代表者	鶴吉 大輔	福祉等関係団体の代表(高齢者関係)
13	都城市障害者自立支援協議会	会長	川口 貴博	福祉等関係団体の代表(障害者関係)
14	都城市社会福祉施設等連絡会	会長	宮城 博範	社会福祉活動団体の代表
15	みやこんじょボランティアネットワーク	会長	新原 明義	社会福祉活動団体の代表
16	楠の会都城支部	代表	堀江 幸治	福祉活動団体の代表(ひきこもり関係)
17	都城市共同募金委員会	会長	木脇 義紹	社会福祉活動団体(自主財源確保)
18	都城地区保護司会	会長	稲丸 利弘	市民関係団体の代表(更生保護)
19	都城商工会議所	中小企業 相談所所長	村上 昌弘	商工関係団体の代表
20	都城警察署 生活安全課	課長	黒木 正治	関係官公署の職員
21	都城市社会福祉協議会	事務局長	大田 勝信	
22	都城市役所 福祉部	部長	黒木 有美子	

4 都城市地域福祉計画策定ワーキンググループ名簿

No.	所属名称	職名	氏名	備考
1	社会福祉協議会地域福祉課	課長	櫻田 賢治	
2	社会福祉協議会生活支援課	課長	森山 慎悟	
3	総合政策課	主任主事	原口 奈々	総合計画関係
4	総務課	副主幹	時任 一成	地域安全関係
5	総務課	主任主事	岡崎 尚紀	再犯防止関係
6	危機管理課	主幹	前田 義治	防災関係
7	地域振興課	副主幹	幣次 加奈	まちづくり推進 男女共同参画
8	環境政策課	主査	河端 博史	環境関係
9	こども課	主幹	半代 美友紀	母子保健・福祉、 児童子育て支援
10	保育課	副主幹	満永 昌孝	保育・子育て支援
11	健康課	副主幹	水間 真里	成人保険、 食生活改善関係
12	介護保険課	主査	新坂 友香	介護保険、 地域支援関係
13	商工政策課	主事	前田 瑞樹	就労支援関係
14	住宅施設課	主任主事	内村 友香	市営住宅
15	学校教育課	主事	菅付 大智	学校・教育関係
16	生涯学習課	副主幹	桑田 玲奈	社会教育・生涯学習関係
17	福祉課 高齢福祉担当	主幹	東 斉子	高齢福祉
18	福祉課 障がい福祉担当	副主幹	時任 浩明	障がい福祉

【事務局名簿】

No.	所属名称	職名	氏名	備考
1	福祉課	課長	瀬戸山 敏朗	
2	福祉課	副課長	山崎 利江子	
3	福祉課	副主幹	松永 美穂	
4	福祉課	副主幹	久松 亮	
5	福祉課	主査	鈴木 聖也	
6	福祉課	主任主事	高橋 未帆	
7	福祉課	技師	細野 伸一	
8	社会福祉協議会地域福祉課	課長	櫻田 賢治	
9	社会福祉協議会生活支援課	課長	森山 慎悟	
10	社会福祉協議会生活支援課	副課長	白尾 清美	
11	社会福祉協議会地域福祉課	係長	内田 文子	
12	社会福祉協議会生活支援課	主事	竹山 多恵子	

5 用語説明(本文中の用語「※」についての説明)

五十音	用語	用語説明
あ	アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。
あ	安心セーフティーネット事業	みやざき安心セーフティーネット事業（正式名称）を参照。
い	遺贈	遺言により、議事新の財産の一部又は全部を、特定の個人や団体に贈与すること。遺言の方法は、遺言書の作成が一般的で「公正証書遺言」の作成が推奨されている。自身の財産を地域のために活用して欲しいという実例も増えている。
い	インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等の非営利団体などの制度に基づかない援助などがある。
え	S N S	ソーシャルネットワークサービスサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
え	エンディングノート	病気やけがで意思表示ができなくなってしまうても、できる限り自分の希望に沿った医療や介護が受けられるように事前に記入しておくもの。 都城市・三股町在宅医療介護連携推進協議会でオリジナルのエンディングノート（想いを紡ぎ心を繋ぐノート）を作成し普及啓発に取り組んでいる。
か	家計改善支援事業	家計の状況を把握し、見える化による家計の視点からの生活再建への相談支援を行う。
か	学校運営協議会	学校の支援体制を強化するため、学校運営に関して保護者や地域住民等の参画を求め、学校の課題解決や特色ある学校づくりのための熟議を行う場として設置する。
き	起訴猶予	起訴するに足る証拠はあるが、あえて起訴しない方がその人の更生に役立つなど、検察官が判断した場合に起訴しないとする事。
き	教誨師（きょうかいし）	受刑者に対し、その非を悔い改めるよう教え諭す人。
き	矯正施設	狭義では、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のこと。
き	協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
き	居住サポート関係機関連絡会議	障がい者（児）基幹相談支援センターが実施する居住サポート事業において、地域生活支援体制のあり方並びに事業の周知等に必要の協議を行うための連絡会。
く	グループスーパービジョン	1人のスーパーバイザーが、複数のスーパーバイザー（スーパーバイザーから指導を受ける援助者）に対し、適切な助言や指導を行う体制。

け	ゲートキーパー（命の門番）	悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を傾聴し、必要な支援につなげ見守る心のサポーターのこと。特別な資格は必要ない。
け	健診・検診	健康状態を調べる「健診」と、特定の病気を早期発見するための「検診」。
け	建設業者等級別格付	公共工事を発注する官公庁などが、建設会社を売上、利益、資本金、技術力などを総合的に評価してランク付けする制度。
こ	拘禁刑	身体を拘束する刑。日本では懲役、禁固、拘留など。
こ	更生緊急保護	犯罪者に対し、さらに罪を犯す危険を防止するため、その親族、縁故者等からの援助もしくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けることができない場合、又は、これらの援助もしくは保護のみによっては更生できないと認められる場合に、国の責任において、これに対し一時保護または継続保護を行い、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護して、その速やかな更生を図ること。
こ	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、自立し改善更生することを助ける取組。
こ	更生保護サポートセンター	保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。
こ	更生保護女性会	戦前から少年保護などの活動を行ってきた女性団体が前身となって発足した更生保護に取り組む民間協力団体。
こ	ご紹介シート	相談者の支援のために市と市社会福祉協議会や庁内関係課において情報を共有し支援に繋ぐためのシート。
こ	こども基金	市民が安心して子どもを産み育て子どもが生き生きと育つ環境を整える子育て支援施策の充実を図るための基金。子育て支援、子どもの活動支援、子どもを取り巻く環境の整備のほか、次世代育成支援対策に関する事業に活用する。市の基金の一つ。
こ	子どもスマイル助成金	社会福祉協議会が実施している。こどもサロンや子ども食堂など、子どものための取組に活用する助成。
こ	子どもまち協	まちづくり協議会の部会の中に設置している地区があり、祭り等の活動に参加している。祝吉地区、高崎地区などが実施している。
こ	コミュニティ・スクール	学校と地域社会の一体化によって教育を行う学校運営協議会制度を導入している学校。学校、保護者、地域住民が、学校と一緒に協働で子どもの豊かな成長を支える取組。
さ	サロン活動	地域を拠点に、住民やボランティア等とが協働で企画し、内容を決め共に運営していく地域活動で集まりの場。（子育てサロン、学童サロン、ふれあいサロン活動など）
し	自助グループ	同じ問題を抱える人達が集まり、相互理解や支援をしようグループ。
し	執行猶予	有罪の判決をしても、情状によって一定期間だけ刑の執行を猶予し、その間事故無く過ごせば刑の言い渡しの効力を失わせる制度。
し	市民後見人	親族以外の市民による後見人。家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人の代理で行う。

し	社会を明るくする運動	法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、全ての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、進んでこれらの活動に協力するよう全国民に呼び掛ける啓発活動。
し	就労準備支援事業	社会との関わりに不安がある、他人とのコミュニケーションが苦手など、直ちに就労が困難な方に、就労に向けて生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図る支援を実施する事業。
し	就労定着支援事業	H30年度から実施している障がい者総合支援法に基づくサービス。就労移行支援・継続支援A型、B型、生活介護、自立訓練サービスを経て一般就労した障がい者が長く就労できるように支援する事業。
し	障がい者（児）基幹相談支援センター	特に相談支援部門として、障がい者の方が地域で自分らしく生活できるように支援する。相談、権利、虐待、自立など全般的に相談を受ける。
し	障がい者虐待防止センター	正式名称は、障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター。障がい者の虐待防止障がい者の方が地域で自分らしく生活できるよう支援する。相談、権利、虐待、自立など全般的に相談を受ける。
し	障がい者就業・生活支援センター	就業や職場へ定着が困難な障がい者を対象に、関係機関と連携し一体的に就業や日常生活等の支援を行い、雇用促進と職業安定を図る。
し	少年警察ボランティア	警察の委嘱を受けて、少年の非行防止や健全育成のための活動に当たる民間ボランティア。主に街頭補導を行う少年補導員、被害少年に対する助言や指導を行う少年サポーター、少年を有害な風俗環境の影響から守る少年指導委員などの総称。
し	消費生活センター	消費生活に関する相談を受ける窓口。
し	食生活改善推進員	市が行う「食生活改善推進員養成研修」の修了者で、地域において食生活改善を目的に活動を行う人。
し	自立準備ホーム	刑務所出所者等で帰る家がない場合、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の住居又は施設。
し	人生会議	もしものときについて自分はどうのような生き方を望むのか、家族や信頼できる人達に自分の意思を伝える日。家族や信頼できる人達と繰り返し話し合う場。
す	スキルアップ	腕前を上げること。技術力を高めること。
す	スクールソーシャルワーカー（SSW）	児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る社会福祉や精神保健福祉の専門職。
す	すこやか福祉基金	社会福祉事業の振興を図るための基金。在宅福祉及び地域福祉、高齢者及び障がい者の日常生活環境の向上、保健、医療及び福祉従事者の養成及び研修、高齢者及び障がい者の生きがい及び健康づくり、ボランティア活動の支援のほか、長生きのまちづくりのために必要と認められる事業に活用する。市の基金の一つ。
せ	生活援助員	高齢者が居住する集合住宅において、日常生活上の生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助などを行うための要員。
せ	生活おたすけサービス	介護保険の要支援1・2及び事業対象者の方へ自立した生活を継続し、要介護状態になることを防止するために簡単な日常生活上の援助を地域のボランティアが行う。

せ	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	15地区社会福祉協議会が実施する各地区の実践活動への支援と補助を行う事業。補助は、市社会福祉協議会と市が実施。
せ	生活支援員	社会福祉施設で、利用者の相談に応じ、自立支援や生活指導を行う職員。
せ	生活自立相談センター	様々な理由で生活に困りごとを抱えている方や、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた総合的な相談支援をする拠点。事業は、市社会福祉協議会が市の委託を受け実施。
せ	制度の狭間	生活保護や児童福祉、介護保険などの様々な制度で救えないこと。
せ	成年後見制度	成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者、又は精神障がい者等判断能力が十分でない方の財産の管理、介護等の契約などの法律行為を本人に代わって後見人等が行う制度。
そ	相談支援事業所	障がい福祉サービス・児童通所支援を利用する場合、サービス利用の調整をする事業所。
そ	相談支援包括化推進員	国の実施する「多機関協働包括的支援体制構築事業」において配置が必要な職員。適切なサービス利用ができない対象者が、「たらい回し」といった事態にならないよう、関係機関と連携した支援に向けコーディネートや役割分担を行い、地域全体の包括化も目指す。連絡体制整備による対象者の早期発見のためのアウトリーチにも取り組む。市社会福祉協議会で実施。
そ	ソーシャルワーカー	社会の中で生活する上で困っている人々や生活に不安を抱えている人々、社会的に疎外されている人々と関係を構築して、様々な課題に共に取り組む対人援助専門職。社会福祉事業に従事する人。特に、職業として社会福祉事業に従事する専門家。
そ	ソーシャルワーク	社会福祉援助技術や相談援助を様々な法的な面や制度に基づいて福祉制度や施策（福祉サービス）を公平、公正に提供する実践のこと。
た	多機関協働包括的支援体制構築事業（多機関協働センターすくらむ）	複雑で複合的な相談に対して、相談内容に応じたあらゆる専門機関と連携しながら解決への支援に向け体制整備をする事業。相談対応窓口として「多機関協働センターすくらむ」を市社会福祉協議会に設置。市が社会福祉協議会に事業委託。
た	多世代交流できるサロン活動	ボランティアや高齢者、異学年、障がい者との交流が図られている集まりの場。
た	立ち直り応援基金	犯罪や非行をした人たちの立ち直りに賛同した人達が、寄附という形で支援をするための基金。
た	男女共同参画センター	女性からの総合相談を受ける窓口。市役所に設置。
ち	地域貢献連絡協議会	地域生活課題の解決に向け、社会福祉法人による地域貢献活動を推進するため既存のネットワーク機能を活かし支援方針を検討する協議会。
ち	地域生活課題	社会福祉法第4条第2項に記載。福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
ち	地域生活定着支援センター	高齢又は障がい者を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に退所後直ちに福祉サービスにつなぐ支援機関。

ち	地域福祉コーディネーター	様々な福祉施策やサービス、福祉活動を行っているNPO、ボランティア等の情報などを活用し、地域福祉課題を解決に向けてリーダーシップを発揮することが期待される人。
ち	地域力強化推進事業	地域力強化推進員が、各地区社会福祉協議会の活動支援と地域力強化の推進に取り組む事業。
ち	中間的就労	一般的就労に就くことを直ちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができるように就労体験や軽作業の就労をし、一定の賃金をもらう。
と	同行援護	視覚障がいにより移動が困難となった人が、外出する際に同行して援助を行うサービスのこと。
と	篤志面接委員	矯正施設内で、悩みごとの相談にのったり、矯正のために面談や講話を行ったりするボランティア。
に	日常生活自立支援事業	サービス利用の手続や日常生活上の様々な契約を行う際に判断に不安のある方、預貯金の出し入れや公共料金の支払いに不安がある方の支援をする事業。窓口は、市社会福祉協議会にある。
は	はぴみやこんじょ	都城市子育て応援総合サイトのこと。サイトには、親子で楽しめるイベント、便利な施設検索、行政支援情報など、子育てに役立つ情報を掲載している。
ひ	BBS会	ビックブラザーズ&シスターズムーブメントの略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体。
ひ	非行少年	犯罪少年（罪を犯した少年）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）、虞犯（ぐはん）少年（18歳に満たないで一定の不良行為があり、かつ、罪を犯し又は触法行為をするおそれがある少年）の総称。
ひ	避難確保計画	洪水時等における施設利用者の避難誘導方法や自衛水防組織等の体制を記載したもの。
ひ	避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難確保のために特に支援を要する者。
ふ	福祉なんでも相談窓口	市内15地区のそれぞれの地区社会福祉協議会が設置している相談窓口。
ふ	ファンドレイジング	民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。
ふ	ファンドレイザー	主に民間非営利団体での資金調達を専門に行う職業のこと。
ふ	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織。市社会福祉協議会にある。
ふ	プラットフォーム	対応者と相談者が結びつく場所を提供すること。
ふ	ふるさと育成協議会	地元企業による経済的理由や家庭環境等の理由で就学就職に困っている子どもを支援する団体。
ふ	フードバンク	安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動。食糧銀行。窓口は、市社会福祉協議会の生活自立相談センターにある。

ほ	包括連携協定	行政と企業等とが相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化と市民サービスを向上させるための協定。
ほ	防災・減災	防災：想定される災害に対し、対策により被害を予防すること。 減災：想定される災害に対し、対策により被害を少なくすること。
ほ	保護観察所	保護観察官が地域で活動する保護司や各団体と連携しながら、保護観察や犯罪予防など更生保護のための様々な活動を行っている。
ほ	保護司	罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、再犯防止のための民間協力者。
み	都城市地域活動支援センター I 型事業	障がい者専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉・地域との連携に向け調整し、相談支援を行う事業。市内では、社会福祉法人常緑会による地域活動支援センター「星空の都」が行っている。
み	都城市社会福祉普及推進校連絡会	総合的な学習の時間などにおいて、地域社会にある様々な社会資源と連携しながら実践活動に取り組み、その中で児童生徒が自ら福祉問題について考え「共感できる思いやりの心」を育む活動をする組織。市内の小・中・高65校が加盟し、「生きる力、ふれあう力、思いやりの心」を育むことを目指す。
み	都城市成年後見ネットワーク会議	ネットワーク会議は、成年後見に関わる関係機関（法律事務所、公証人役場、地域包括支援センター、社会福祉士会、精神保健福祉士会、行政等）で構成される組織。成年後見制度普及のために講演会や相談会等を実施している。
み	都城地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	都城公共職業安定所の管轄地域において、福祉部門及び雇用部門の各機関の連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行うことを目的として、各機関の実務責任者から構成される協議会。
み	みやこのじょう地域見守り応援隊	市と市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、民間事業者の協力を得て、孤立死防止のために異変を早期発見する取組。現在、令和4年4月1日現在9事業所の登録がある。
み	みやこんジョブセミナー	個人の適正や能力に応じた仕事探しが苦手な方や、周囲との人間関係が上手くいかず離職を繰り返す方など、就労前に必要な準備や定着のために大切なことを一緒に考えていくためのセミナー。市社会福祉協議会の生活自立相談センターが窓口となり実施している。
み	みやざき地域見守り応援隊	宮崎県と宮崎県社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、民間事業者の協力を得て、孤立死防止のために異変を早期発見する取組。令和4年4月1日現在23事業所ある。
み	みらいあんしん支援事業	親族がいなくて将来に不安を抱えている方々が入院や施設入所になったときでも安心して生活できるように支援する事業。市社会福祉協議会が窓口。（65歳以上高齢者又は障がい者の方で支援可能な三親等以内の親族がいない方で、25万円の預託金を預けることができる方が対象。）

ゆ	有償ボランティア	活動の実費や交通費等の金銭を得て行うボランティア活動。
よ	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。
よ	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもや非行児童など要保護児童（保護者のない児童、保護者に監護されることが不相当であると認められる児童）の早期発見や迅速な支援に向け関係機関同士が情報共有し、役割分担しながら連携・協力し支援する協議会。
わ	我が事・丸ごと	住民一人一人が身近な地域の抱える問題を自分のこととして捉えること。また、医療・介護・障害福祉制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応すること。

【表紙絵】

平成30年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」

「都城の笑顔で賞」

都城市立笛水小学校6年 村内 賢伸くん作

絵のテーマ：輪になって笑顔に

作品に対する思い：

「都城市は、みんなが笑顔で『歳、性別、権力』などは関係なく、支えあってできている町というのを意識した。」

新 域

幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

第3期都城市地域福祉計画中間見直し版

2023（令和5）年4月

都城市福祉部福祉課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-2980（直通）FAX 0986-24-1188